

平成19年第2回玉城町議会定例会会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成19年3月6日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成19年3月6日
4. 応招 議員

1番	淺 野 仁 君	2番	野 口 繁 君
3番	東 谷 富 雄 君	4番	川 西 元 行 君
5番	高 木 市 郎 君	6番	奥 野 忠 君
7番		8番	鈴 木 加 奈 子 君
9番	池之山 公 一 君	10番	森 本 美 三 男 君
11番	小 林 豊 君	12番	前 川 夫 君
13番	世 古 欽 史 君	14番	小 林 一 則 君
15番	風 口 尚 君	16番	中 野 勇 君

5. 不応招議員 な し
6. 出席議員 15名
7. 欠席議員 な し

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻 村 修 一 君 助	役 坪 井 信 義 君
教 育 長	見 並 健 一 君	
総 務 統 轄	中 郷 徹 君	税 務 住 民 統 轄 林 裕 紀 君
生 活 福 祉 統 轄	辻 誠 君	上 下 水 道 統 轄 小 林 一 雄 君
建 設 統 轄	前 田 浩 三 君	病 院 老 健 統 轄 田 間 宏 紀 君
教 育 次 長	松 田 幸 一 君	農 林 商 工 統 轄 田 畑 良 和 君
政 策 財 政 責 任 者	中 村 元 紀 君	総 務 公 室 責 任 者 田 村 優 君
福 祉 年 金 保 険 責 任 者	見 並 智 俊 君	
教 育 委 員 長	松 田 隆 作 君	監 査 委 員 松 田 隆 生 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	大 南 友 敬 君	同 書 記 高 井 美 江 君
同 書 記	中 川 泰 成 君	

10. 提出議案

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定

- 第 3 . 諸報告
- 第 4 . 選挙第 1 号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
- 第 5 . 発議第 1 号 玉城町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
- 第 6 . 議案第 2 号 玉城町副町長の定数を定める条例の制定について
- 第 7 . 議案第 3 号 玉城町に収入役を置かない条例の廃止について
- 第 8 . 議案第 4 号 玉城町行政組織条例の一部改正について
- 第 9 . 議案第 5 号 組織改革等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 第 10 . 議案第 6 号 玉城町職員定数条例の一部改正について
- 第 11 . 議案第 7 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 12 . 議案第 8 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 13 . 議案第 9 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 14 . 議案第 10 号 三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について
- 第 15 . 議案第 11 号 三重県市町職員退職手当組合同約の変更に関する協議について
- 第 16 . 議案第 12 号 三重県自治会館組合同約の変更に関する協議について
- 第 17 . 議案第 13 号 三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第 18 . 議案第 14 号 三重県地方税管理回収機構の規約変更に関する協議について
- 第 19 . 議案第 15 号 わたらい老人福祉施設組合同約の変更に関する協議について
- 第 20 . 議案第 16 号 伊勢広域環境組合同約の変更に関する協議について
- 第 21 . 議案第 17 号 菊狭間環境整備組合同約の変更に関する協議について
- 第 22 . 議案第 18 号 伊勢地域農業共済事務組合同約の変更に関する協議について
- 第 23 . 議案第 19 号 町道の認定について
- 第 24 . 議案第 20 号 平成 19 年度玉城町一般会計予算
- 第 25 . 議案第 21 号 平成 19 年度玉城町国民健康保険特別会計予算
- 第 26 . 議案第 22 号 平成 19 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 27 . 議案第 23 号 平成 19 年度玉城町老人保健特別会計予算

- 第 28 . 議案第 24 号 平成 19 年度玉城町山村振興事業特別会計予算
- 第 29 . 議案第 25 号 平成 19 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 30 . 議案第 26 号 平成 19 年度玉城町介護保険特別会計予算
- 第 31 . 議案第 27 号 平成 19 年度玉城町病院事業会計予算
- 第 32 . 議案第 28 号 平成 19 年度玉城町水道事業会計予算
- 第 33 . 議案第 29 号 平成 19 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算
- 第 34 . 議案第 30 号 平成 19 年度玉城町下水道事業会計予算
- 第 35 . 発議第 2 号 予算特別委員会設置に関する決議
- 第 36 . 選 任 1 号 予算特別委員会委員の選任について
- 第 37 . 選 任 2 号 予算特別委員会委員の選任について

(午前 9 時 2 分 開会)

議長(浅野仁君)只今の出席議員数は 15 名で定足数に達しております。

よって、平成 19 年第 2 回玉城町議会定例会は成立致しましたので開会致します。

開会にあたり町長から定例会招集の挨拶があります。町長 辻村修一君。町長(辻村修一君)平成 19 年第 2 回玉城町議会定例会開会の冒頭に当りまして、お礼と合わせて町政運営に関する基本的な考え方と重点施策の大要について申し述べ議員皆様方並びに町民の皆様方のご理解ご協力を頂きたいと思うわけでございます。先ず、ご心配をおかけ致しておりましたこの 3 月末に退職の申し出のございます玉城病院の古屋病院長の後任に、四日市にあります県立総合医療センターにお勤めの本泉誠氏を迎える予定になりましたのでこの機会にご報告を申し上げます。さて、町長に就任させて頂きましてから、早や 1 年を迎えようとしておるところでございます。議会をはじめ町民の皆様のご協力を得まして順調に町政を運営させていただいておりますことを厚くお礼申し上げます。さて、少子・高齢社会の進行や地方分権など、地方自治体を取り巻く環境は大変厳しいものがございますけれども、町民誰もが将来にわたって真の豊かさを感じる事が出来、そして玉城町民として誇りを持てる『住民満足度 NO1 のまち』を目指して、町長としての重責を果たしてまいりたいと考えております。新年度に臨むにあたりましては、この目標をより強く意識し、町民の生活環境の向上や生活基盤整備の充実を図り、玉城の人柄、土地柄のよさをさらに発展させ『玉城町に住んで良かった町』『玉城町へ行って暮らしてみたい』と思っただけのまちづくりを進めることこそが、一層激化する地域間競争に勝ち残るみちであると強く思いをしているところであります。また、地方分権が強力に推進され、国と地

方の役割が見直される中、国におきましては『頑張る地方応援プログラム』といった国の施策が進められようとしておりますが、玉城町なりの個性を活かし、真に町民に求められる行政サービスの提供を行い、次の世代が玉城町に愛着と誇りを持って、将来に希望を持てる玉城町をつくりあげていくことが、私に課せられた責務であると考えております。このような激変する社会経済情勢の中で、この変革を的確に捉え19年度を心豊かで活力のある安心して暮らせる町を目指すために、未来への展望が開かれる事業を実施してまいりたいと考えております。一つは、町民生活の安全・安心についてでございますが、今想定されております大規模地震や風水害など自然災害からの被害を最小限にするため耐震対策事業を始め防災対策の一層の充実を図るほか、町民生活の平穩を脅かす犯罪行為を抑制・撲滅するため、重点且つ、効果的な対策に地域の皆さんと一体となって協働で取り組んでまいります。次に、少子・高齢社会に対応した地域で支えあう町づくりでございます。本来は、引き上げることも検討しなければいけない状況でございます保育料及び児童館利用料等を据え置きをいたしまして、地域の皆様のご理解を頂きながら安心して子育てができる環境づくりに取り組んでまいります。又、4月には提案を今議会に申しあげたいと考えております機構の見直しを行い、子育て総合支援室を設置をしたいと考えております。子育ては、家庭、学校、地域の関係者全てが地域の子供であるという意識をもって、地域総がかりで取り組んでいかなければならないと考えております。そのために放課後子どもプラン推進事業にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。さらに19年度には、継続事業でございます、玉城中学校への空調設備工事をはじめ、外城田小学校への空調設計業務を予定いたし、今後も順次教育環境の整備を進めてまいりたいと考えております。また、高齢者対策と致しましての施策と致しまして郵便局との連携によります独居老人への安否確認を地域の施策とし、さらに高齢者世帯への配食サービスを夏場の期間は中止をしておりましたけれども一年間通して実施をしていきたいと考えております。さらに、高齢化の進行や疾病構造の変化、医療の高度化・専門化なども進行しているわけではありますが、身近な地域で適切な医療を提供できる玉城病院、ケアハイツ玉城並びに健康管理センターを地域の医療保健福祉の拠点施設といたしまして一層充実してまいりたいと考えております。次に、玉城町の豊かな農村環境をうまく守っていくことでございます。そのために、農地・水・環境保全向上対策事業によりまして地域活動組織の申し込みを受け付け、優良農地の保全に取り組んでまいります。さらに、有田地域においての、宮川第2期事業経営体育成基盤事業を推進してまいります。また、上水道事業におきましては、安全な飲料水の安全供給をはじめ、下水道事業では、引き

続き宮川流域下水道事業及び農業集落排水事業に取り組み環境の整備に努めてまいります。次に、地域文化の薫りたまちづくりを進めなければなりません。玉城町の豊かな歴史・文化・伝統に恵まれたこの財産を今後のまちづくりに活かしていくことが重要であります。郷土の文化を学べる環境づくりに努めるとともに、さらに青少年の育成・若者の育成にも町全体で取り組んでいかなければならないと考えております。昨年度から、実施をしております「田丸城築城670年」事業を一過性のものとせず、町の歴史文化の情報を行き郷土への愛着心の醸成の一環として引き続き歴史文化遺産を大切にしたい企画を進めてまいりたいと考えております。次に、地方分権の時代にふさわしい自立型社会の確立を目指した活気あふれるまちづくり推進であります。国の三位一体改革のうち、国庫補助金の削減と地方への税源移譲が一応の決着をみた今日、地方公共団体には国への依存体質から脱却し、それぞれの自主自立性を高め、独自の財源に基づく財政運営が当然のこととして求められております。そのために玉城町では、全国に先駆けてクレジットカードの登録型による公金の収納を4月から開始いたします。言うまでもなく、活力あるまちづくりの原動力は、地域の経済活動にあります。その中にありまして、基盤の整備をはじめ、環境整備が必要であります。中楽・朝久田線或は京セラミタ周辺の町道幹線道路網の整備ほか、道水路整備事業を重点化して進めてまいります。また、産業振興につきましては、特に景気の回復と玉城町の立地条件を活かして優良企業の誘致を推進してまいりたいと考えております。以上、19年度の町政推進に当りまして所信の一端を申し述べさせて頂きました。定例会開会の挨拶とさせて頂きます。なにとぞよろしくお願いを申し上げます。

議長(浅野仁君)これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。

議長(浅野仁君)日程第1. 会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において

11番 小林豊 君 12番 前川 夫 君

の2名を指名致します。

議長(浅野仁君)次に、日程第2. 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。今期定例会の会期は、本日から3月19日までの14日間と致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月19日までの14日間と決定致しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配付致しました会期日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

議長(浅野仁君)次に、日程第3．諸報告を致します。監査委員から平成18年11月分乃至平成19年1月分に関する例月出納検査の結果報告書及び平成18年度定期監査結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手許に配布致しておきましたからご了承願います。

以上で、諸報告を終わります。

議長(浅野仁君)次に、日程第4．選挙第1号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙についてを議題と致します。

お諮り致します。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決しました。お諮り致します。指名の方法については、議長において指名することと致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声)

ご異議なしと認めます。よって議長において指名いたします。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に「辻村修一君」を指名いたします。只今、議長において指名致しました辻村修一君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声)

ご異議なしと認めます。よって只今指名致しました『辻村修一君』が三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。只今当選されました辻村修一君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知いたします。

議長(浅野仁君)次に、日程第5．発議第1号 玉城町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題と致します。提出者 2番 野口繁君の趣旨説明を求めます。

2番(野口繁君)只今、玉城町議会議員の定数を定める条例の一部改正につきまして提案をしていただきました。その提案説明をさせていただきます。

只今、議案となりました発議第1号 玉城町議会議員の定数を定める条例の

一部改正につきまして提案申し上げます。市町村議会の議員の定数につきましては、平成11年7月の地方自治法の改正により、市町村の人口区分ごとに法律で定める数を超えない範囲内で、個々の市町村の条例により定めることとされています。玉城町議会は、現在本町の推進しつつある下水道事業、学校設備の充実、宮川用水2期事業の負担金、保育所問題など町民の種々の要望、これらの事業推進には膨大な財源確保を考えなければなりません。不安定な財政状況、少子化時代、今後の厳しい財政状況を考慮し、より一層の行政改革に取り組むに当り、玉城町議会定数について慎重な協議をしてまいりました。本日ここに地方自治法第91条第2項により、現在定数16名を14名に改める、玉城町議会議員の定数改正について提案申し上げます。議員各位におかれましては、よろしくご理解を賜りご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長（浅野仁君）提出者の趣旨説明は終わりました。これより質疑、討論、採決を行います。先ず、本案に対する質疑を行います。発言を許します。

8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）只今、提案をなされましたのは、すでに大幅に議員定数を削減しております、と申しますのは玉城町の人口でございますと22人が上限となっております。私、1975年に議会に出して頂いたその当時は、議員定数は玉城町は20人ございました。あれ以来玉城町の人口は、増加しております。この増加につきましては、先程提案説明の理由の説明の中に少子高齢化を迎えて、大変な時代が到来しておりますという事でしたが、私は、議員と致しまして住民の皆さんの願いが町政に反映されるようにという立場で、ずーと取り組んでまいりました。そして何代もの町長さんに渡りましてこの少子化に対する玉城町の施策というのは、まわりの自治体から比べましても随分と前進をして頂くというそういうことから、玉城町を選んで住んで頂く、お引越しをなさる、玉城町に家を建てられる若いご夫婦が増えている、こういう現状になってきているかと思えます。そういう住民の願いを届ける議員の数を、すでに大幅に減らしておりますのにもかかわらず、またしてもこのように減らさなければならないという理由は、只今、先程の理由の説明では何うことが出来ません。それ以外に一体何があるのかお聞かせ頂きたいと思えます。

議長（浅野仁君）2番 野口繁君

2番（野口繁君）只今、ご質問いただいたわけですが、この議員の定数に関しましては、国自体が全く人口割りで割っている状態です。例えば、お隣の町の端から端まで100キロあるところの町村におきましても人口割り

玉城町のように田丸中心に半径3キロの町でも同じ22名でございます。鈴木さんが取り規めないということをご質問されたわけでございますが、議員の数を減らされた場合は、住民の意見を良く聞いて活動してくれているのが鈴木さんではなかろうかと思うわけであります。仮に16名でも14名でも現在の定数で16名でございます。15名で議会活動がどのようにしてマイナスになったか。その点もよくお考え願いたいのとこの条例に対しましては、町自らがこの自治法によりまして決定するものでございまして、今後ますますこの財政が厳しい時代に入ると思うわけでございます。今日のテレビ等でも非常に株価の不安定な時代、今後工場あたりが増築して完成した頃にはおそらく不安定な社会情勢が出てくるわけございまして、そういうことを考えながら、私と致しましては本町がまとまった地域であり短距離の議員の反映できる場所でありますので、ここに本日16名の定数を14名にしてより一層議会の皆様方のこの身分を反映するためには、今後活動してもらいたいというつもりでここに提案させていただいたわけでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（浅野仁君）8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）ほめていただいているような感じの答弁であったわけでございますが、そういう形でほめてもらおうと思って言ったわけではございませんので、全ての議員さんが活動しそして全ての住民の皆さんが町政にしっかりと関心を持ってもらうように、町政と町民とがしっかりと結びついたそういう行政を今後ますます必要になってくると思っております。そのためには果たして20人がいいのか、30人がいいのか或は、50人が適当のかといわれますと、私もしかとした根拠を持っているわけではございません。けれども、すでに国は26人であった玉城町の上限を22人に減らしてきているわけであります。このことにつきましては、代議員地方議会活性化研究会中間報告を手元に持っているのですが、ここでも議会議員の虐待化そういったことについての心配である面が示されているのであります。従来から、各議長会により、完全条例化や上限廃止論は引き続き要望したいということで、締めくくられています。上限というのを定めるなという事まで、公告として出されております。そのことについては、どのようにお考えですか。

議長（浅野仁君）2番 野口繁君

2番（野口繁君）上限は、いわば国自体が、ただ単に人口に基づいて割ったことだけであって、この議員定数というものは町民自らが定数を決めるものであって、その町民の代表者として議会議員がこの任務に当らなければならないと私は思うのでございまして、色々判断はあろうかと思いますが玉城町の議会すなわち町民の代表者がこの定数を決めるのであってなら、この地

方自治法の第 91 条に則った人口割りには全く、これは無視とはできませんがおおよその割り振りであって、国自体も人口割りについてなんら根拠はないと思います。ただ人口で割っただけの割り方であってそれを決定するのがわれわれの議会でございますので、皆さん方の判断によりましての決定で、14 名が正しければご賛同いただき、又、私も過去 1 年間当たり町民の方のご意見も聞かさせていただいておりますが、前回の改選のときに、私は将来、玉城町が独自で行った場合には 14 名の議員でやっていくべきでなかろうかという意見をたくさんの方にお聞かせ願っておりましたが、反論された方は一度も聞いておりません。又時代の波に即応するために本町としても他町村もこのような定数の割付をしておりますので、どうか皆さん方も深いご理解を頂きましてご賛同していただく方は、全員で以って玉城町議会が行政改革に取り組む覚悟で望んでもらいたいと思いますので、よろしく色々ご事情があらうかと思いますがご賛同賜りまして、全会一致でこの議案を通して頂くことを願いまして答弁とさせていただきます。

議長（浅野仁君）8 番 鈴木加奈子さん

8 番（鈴木加奈子さん）答弁というような答弁の形で、返ってまいりませんのでそれに対応いたそうかと思えますと、このような姿になりますのでもう後 2～3 分でございますのでご勘弁をお願いしたいと思います。この流行であるかなような議員定数を削減、確かにあちらこちらで起こっております。この流行の作った台本と言うのは国でございます。国が行政のリストラをいい、そんな中で議員定数の削減というのを言ってきた。これの元になるのが、財政難ということをしていっているわけでございますが、もともとアメリカとの公共事業の約束の下に、国が出来ない仕事を地方に背をわせてそして、大きな借金を各地方自治体に持たせました。これが自治体が大変な状態になった元でございます。国は自治体に自分の責任を住民に負わせようという事やってきているわけです。こういったときにやはり住民の立場に立って増税にしましても、それから障害者までも一割の負担を押し付けてくるというこんなひどいやり方をやってきている国に対して、住民を守る防波堤の役割をしなければならないという大事なときでございます。国が自治体に対して議員定数を削減しようというのと同じような、上限を引き下げるというやり方をやってきたこういったことから流行のように、あちらこちらでそれに呼応しそれ以上に引き下げる、削減するというこういうことをやってきているわけでありまして、野口議員は、日頃から住民の立場に立って、活動してこられてきた議員さんだと思っております。ところが、事もあらうに議員定数削減を、自ら住民の皆さんに訴えてきたというような状況があったんだということが本日明らかになったところでありまして、これに対して住民の方から反

対がなかったからそれでいいんや。議員としての資格が問われるのではないかとこのように思うわけですが、貴方の議員としての考え方をお聞かせ頂きたいと思います。

議長（浅野仁君）2番 野口繁君

2番（野口繁君）私はこの定数に対しましては、慎重に考えてきたつもりでございまして、沢山の方々から意見を拝聴し、ここに提案させていただいたわけでございます。又、住民としてもこの14に対しまして議会がなにごとしているという事で又、それを改める筋もあるわけでございますがこの国がどうか言うのではなしに、玉城町の財政事情等を考えた上で玉城町にとっては、自らがこの定数でいいのではなからうかということで、私はここに提案をさせて頂きました。国がどうか、そういう問題ではございません。今後の玉城町の財政、事業いろんなことを考えた上での提案でございます。一つ、国もさることながら関連するわけでございますが、本町は本町の議会として定数を決める、この91条第2項をここに適応して提案させて頂きますのでよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（浅野仁君）他に質疑はございませんか。

（『議事進行』の声）

これにて質疑を終結致します。続いて討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）玉城町人口がどんどん増えてきている中におきまして、そして又、玉城町の住民を守るという立場では今ほど議会の議員が重要な役割を持っているときはないとこのように思っている、そんな時に玉城町の上限枠であります22名をはるかに下回って14名という、提案になるということは、本当に意外なものでございます。全員協議会の席で論議を致してまいりまして、そんな中でお改めになっていただけるものと私は思っておりましたが、非常に残念な提案であると思います。人口2千人未満のところでは12名、2千人から5千人で定数上限14名、5千人から1万人のところでは18人、玉城町ですと1万人から2万人という中に入りますので22人が上限となります。そんな中におきまして14人ということは人口2千人から5千人の上限と等しいわけでございます。このような議員定数を削減するというこの問題点を非常に感じております。この議員というのは、住民の皆さんの身代わりとしてここにいるわけでございますので、単に財政を口実にした議員定数の削減これは、あってはならないことだと思っております。住民のもっとも身近な議会として住民の声を自治体にこの町政に反映する大事な機関でございます。こんな大幅な削減というのは、議会制民主主義を切り縮め、言い換えれば自治体を住民から遠ざけるという、そういう役

割を果たす提案でございます。ですから私はこのようなことには賛成するわけには参りません。そして又、新たに立候補して頂く方が、非常に立候補しにくいという事態は免れません。新たな若い方がしっかりと玉城町の将来を見つめて活動してくれる事を、私は願っております。ですからこそ議員定数は削減するのではなくむしろ上限一杯まで増やすべきだと思います。反対討論を終わります。皆様のご判断を懸命なるご判断によりましてこの議員定数削減には反対をして頂きますようによろしくお願いを致します。

議長（浅野仁君）次に賛成討論の発言を許します。9番 池之山公一君

9番（池之山公一君）発議第1号 玉城町議会議員の定数を定める条例の一部改正についての賛成討論をさせていただきます。私この提案につきましては、賛成者に名を連ねております。そして、私たちは慎重に審議をしまして今回の上程になっておるわけでございまして、本来私たちは平成の大合併の中5町村の合併という段階で、6万人の新しい自治体を造るという中で、例えば、玉城町からは何人ぐらいが議員として考えられるだろうというような慎重な討論をしました。さすれば7人から8人だろうというような推計も致したこともございます。しかしながら、我、玉城町は単独でより良い玉城町づくりを、これからもふれあいの町づくりを目指すという事で進んでおるわけでございまして、ますます行政改革は必要となってまいります。その単独という方向を決めた時点で、私はやはり議員定数も見直すべきであるという立場をとらせて頂きました。又、最近の報道を見ておりまして地方議会のあの政務調査費の使い方、交通費の使い方、二重取り、三重取りというようなあの報道を見ておりますと地方議会そのものが襟を正して、そしてそれに対応していかななくてはならない。我、玉城町はすでに費用弁償も廃止をしております。そのような税金の無駄使いは一切しておりません。そのような面から、又、鈴木議員もおっしゃいました新陳代謝も必要でございます。何期も長年やっただいていただいているご貢献もございますが、又、新しい血を入れるということも大事でございます。そういう意味合いの中で現在の定数16を現行は1名欠員でございますから、15名でございますけれどもその1名を削減させて頂いて14名にするという定数で、新たな一般選挙の時には望んでいただきたい。そういう意味合いで本案に賛成するものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（浅野仁君）他に、討論はございませんか。

（『議事進行』の声）

これにて討論を、終結いたします。これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（浅野仁君）次に、日程第6・議案第2号 玉城町副町長の定数を定める条例の制定について乃至日程第7・議案第3号 玉城町に収入役を置かない条例の廃止についてを一括議題と致します。

直ちに、町長から提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君
町長（辻村修一君）議案第2号 玉城町副町長の定数を定める条例の制定について提案理由を申し上げます

平成18年6月7日に公布されました地方自治法の改正により、現行の助役制度が廃止され、平成19年4月1日から副町長となりますが、その定数を条例で定める必要があるため、制定をするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。補足を省略させていただきます。

次に、議案第3号 玉城町に収入役を置かない条例の廃止について提案理由を申し上げます。

平成18年6月7日に公布されました地方自治法の改正により、収入役制度が廃止され、会計管理者制度へと移行することとなりました。本庁では、収入役を置かない条例を定めておりましたが、このことに伴い廃止しようとするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます

議長（浅野仁君）以上で提案理由の説明は終わりました。次に、日程第8・議案第4号 玉城町行政組織条例の一部改正について乃至日程第9・議案第5号 組織改革等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを一括議題と致します。町長から提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君
町長（辻村修一君）議案第4号 玉城町行政組織条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

近年、町民の価値観の多様化と情報の共有化により行政を取り巻く環境が変化しております。新しい行政課題が生まれてきております。加えて個性を持った魅力あるまちづくりを推進していくことが求められております。それらのことから、組織機構の改革が必要であると判断し、今回の改正を行うものでございます。尚、詳細につきましては、総務統轄から説明を致させます。

次に、議案第5号 組織改革等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

前議案に関連をいたしまして、行政組織の変更に伴い改正を必要とする各条例の語句等について、整理を行うため制定しようとするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。この議案につきましては補足は省略致します

議長（浅野仁君）総務統轄 中郷徹君

総務統轄(中郷徹君) それでは、議案第4号 玉城町行政組織条例の一部改正について補足説明を申し上げます。今回の主な改正点は、チームグループ制を課、課制度へ変更するものでございます。具体的には別な条例で設置を致します上下水道課を含めまして、6つの課を設置致します。それぞれの課には各係りを設置するところでございます。まず、総務課には総務、企画財政、広報、税務住民課には課税収税、住民、生活福祉課には福祉、保健、健康管理センター、生活環境、これらの各係りに加えまして今回、新たに子育て支援を総合的に採用する係りを設置致します。建設産業課には、工務、管理の各係りをおき、現在は、農林商工チームで業務を行っております農林土木につきましても集約する予定でございます。農林商工課には農政のほか商工振興係を設置し、商工関係の業務を今まで以上に充実させようと考えているところでございます。これらによりまして、自らの責任と工夫による個性をもった魅力あるまちづくりをより一層進めてまいりたい。こういった考え方で今回の条例改正をするものでございます。よろしくお願いを致します。

議長(浅野仁君)以上で提案理由の説明は終わりました。次に、日程第10 . 議案第6号 玉城町職員定数条例の一部改正について乃至日程第13 . 議案第9号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを一括議題と致します。町長から提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君
町長(辻村修一君)議案第6号 玉城町職員定数条例の一部改正について提案理由を申し上げます。条例中の定数のうち単純労務職員の定数の減員を行うため改正しようとするものでございます。尚、詳細につきましては、総務統轄から説明いたさせます。

次に、議案第7号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

玉城町内、町立小中学校の学校評議員の報酬につきましては、制度当初から報償費として支出を執行してまいりましたが、報酬に変更するため行うものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。補足は省略させていただきます。

次に、議案第 8 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

平成 18 年人事院勧告に基づき、本町においても職員の扶養する家族のうち 3 人目以降についての手当額を改正しようとするものであります。なお、詳細につきましては、総務統轄から説明致します。

次に、議案第 9 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

国において、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が本年 2 月 21 日に公布され、4 月 1 日から施行することとされたため、本条例につきましても同様の改正を行うものでございます。その内容としましては、基礎賦課額に係る限度額を『53 万円』から『56 万円』に改めるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。補足は、省略させていただきます。以上でございます。

議長（浅野仁君）総務統轄 中郷徹君

総務統轄（中郷徹君）それでは先ず、議案第 6 号 玉城町職員定数条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の改正では、単純労務職員の定数を 6 人減しようとするものでございます。内容につきましては、現在空席でございますしてその精査を行うものであり、その内訳は、町長部局で 2 名、教育委員会の事務局部局で小学校の用務員 4 名を減員しようとするものでございます。

次に、議案第 8 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、平成 18 年の人事院勧告に基づいて行うものでございまして、扶養手当の額を 3 人目以降の扶養親族につきましても 2 人目同様 6 千円としようとするものでございます。以上でございます。よろしくお願いを致します。

議長（浅野仁君）以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 14 . 議案第 10 号 三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について乃至、日程第 22 . 議案第 18 号 伊勢地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議についてを一括議題と致します。直ちに、町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

議長（浅野仁君）町長 辻村修一君

議案第10号 三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について提案理由を申し上げます。
平成19年4月1日に尾鷲地区広域行政事務組合が、平成19年4月1日から紀北広域連合と統合されることから、組合から脱退するための協議を行うものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。補足は、省略させていただきます。

次に、議案第11号 三重県市町退職手当組合規約の変更に関する協議について提案理由を申し上げます。

前議案に関連して、尾鷲地区広域行政事務組合の脱退に伴う改正のほか、平成18年6月7日に公布された地方自治法の改正による会計管理者の設置等に関連する規定の整理を行うものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。補足は、省略させていただきます。

次に、議案第12号 三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について提案理由を申し上げます。

平成18年6月7日に公布された地方自治法の改正による会計管理者の設置等に関連する規定の整備を行うものでございます。よろしく承認賜りますようお願い申し上げます。補足は、省略させていただきます。

次に、議案第13号 三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について提案理由を申し上げます。

いなべ市及び伊勢地域農業共済事務組合より平成19年4月1日から三重県市町公平委員会に加入したい旨の申し出があったため、その協議を行うこととあわせて、それに伴う規約の改正についての協議を行うものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。補足は、省略させていただきます。

次に、議案第14号乃至議案第18号 議案第14号 三重地方税管理回収機構の規約変更に関する協議について乃至、議案第18号伊勢地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議について提案理由を申し上げます。

議案第12号同様、地方自治法の改正による会計管理者の設置等に関する規定の整備を行うものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い致

します。補足は、省略させていただきます。以上でございます。

議長（浅野仁君）以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第23・議案第19号 町道の認定についてを議題と致します。

町長から提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第19号 町道の認定について提案理由を申し上げます。今回の路線は、中楽地内において新規認定をしようとするもので、ございまして、周辺の土地利用並びに下水道管渠計画との整合を図るものでございます。道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。尚、詳細につきましては、建設統轄より説明致させます。

議長（浅野仁君）建設統轄 前田浩三君

建設統轄（前田浩三君）それでは、議案第19号 町道の認定について補足説明を申し上げます。岩出の認定並びに位置図により説明を申し上げます。先ず、位置図をご覧頂きたいと思います。場所につきましては中楽地内、路線番号10番妙法寺・久保線から路線番号2栄町・久保線までの287mを認定するものでございます。調書へお戻りを頂きたいと思います、路線番号423番、路線名を中楽第6号線とするものでございます。起点は中楽字石神508番4、終点を中楽字豆塚555番3とするもので、総延長、実延長及び道路延長はともに287mでございます。現状の幅員は1.8mでございます。以上補足説明とさせていただきます。

議長（浅野仁君）以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで10分間休憩致します。

（午前10時 2分 休憩）

（午前10時12分 再開）

議長（浅野仁君）再開致します。休憩前に引き続き提案説明を続けます。

次に、日程第24・議案第20号 平成19年度玉城町一般会計予算乃至日程第34・議案第30号 平成19年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題と致します。

町長から提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第20号 平成19年度玉城町一般会計予算について提案理由を申し上げます。平成19年度一般会計予算は、私が町政を担当させていただきますから初めての当初予算でございます。予算規模と致しまし

ては、前年度対比約1.2%増の歳入歳出総額41億2千万円の予算となっておりますが、昨年度は町長選挙の関係から骨格予算編成であったため肉付け後との比較では0.6%増の概ね同規模の予算となっております。

予算規模は同規模ではありますが、単独で自律できるまちを目指す行政運営を行うため、新しい発想に立ち創意工夫を行い業務の改善を図り、経費節減に努めてまいります。一方、国の施策である頑張る地方応援プログラムに対応すべく、思い切った施策の展開も図ってまいります。新聞紙上でも報道されましたけれども、全国に先駆けてクレジットカードの登録型による公金収納を4月から開始したいと考えております。また、本来見直さなければならぬ時期に到来を致しております保育料につきましては、子育て支援の施策としてその改正料金を据え置き、安心して子育てができるよう配慮いたしております。

それでは歳入の主なものから説明を致します。国の税源移譲、税制改正により、個人町民税は29%増額しているものの、法人町民税は企業の業績の見込みにより当初予算比較では減となっておりますが、現計予算との比較では23%の増となっております、町税全体では、3.4%増の21億4千82万7千円を計上しております。地方譲与税は、税源移譲により所得譲与税が廃止されたことにより大きく減となっております。地方特例交付金は、減税措置の廃止により大きく減額しておりますが、激減緩和の措置として、特別交付金が創設されております。地方交付税は、前年度の税収の減によりまして、1億2千600万円増の6億400万円になると試算致しております。国・県支出金では、児童手当の制度改正に伴う増、地方道路整備臨時交付金、中学校空調設備整備補助金、及び参議院議員・県知事・県議会議員選挙の委託金が主なものでございます。また、小額ではありますが騒音振動事務、農地法に関する事務につきまして、今年度県から権限委譲を受ける予算も計上していません。繰入金では、昨年度に続き工場周辺整備事業に伴う財政調整基金からの6千万円の繰り入れを始め各種基金からの繰り入れを行っております。諸収入では、水道事業舗装復旧工事受託収入、社会福祉協議会のデイサービス施設利用料を見直すとともに、今年度から新たに財源確保の観点から広報広告掲載料を徴収することとしています。続きまして、歳出の主な事業と致しましては、昨年からの継続事業の玉城中学校空調整備工事、工場周辺整備事業、地方道路整備臨時交付金事業（町道中楽朝久田線）などがございます。それでは順次増減の多きものの説明を致します。総務費においては、総務管理費で、昨年度行いましたパーソナルコンピュータ購入経費の減額、徴税費で、固定資産の評価替えに伴う増額、選挙費で、今年度執行予定の参議院議員選挙、知事・県議会議員選挙及び町議議会議員選挙に伴う費用の計上によ

る増額を計上しております。民生費においては、社会福祉費で、後期高齢者医療広域連合関係費用、昨年度制度改正された児童手当の増額、障害者関係につきましても、昨年度途中から開始した事業分の増額、及び福祉医療費の増額を行っております。衛生費におきましても、伊勢広域環境組合の負担金の減額などです。農林水産費におきましても、農地・水・環境保全向上対策事業、老朽ため池整備工事、県営基幹水利施設補修事業などの新規計上による増額でございます。商工費におきましても、工場周辺整備事業の減に伴う減額でございます。土木費におきましても、骨格予算編成であったことに伴う増額、地方道路整備臨時交付金の事業増による増額などがございます。消防費におきましても、広域消防委託料の増額、教育費におきましても、外城田小学校空調設計委託料の新規計上、及び中学校空調工事請負費の増額などによるものでございます。尚、詳細につきましては、助役より説明を致させていただきます。

次に、議案第21号 平成19年度玉城町国民健康保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

産業経済の回復による就業構造の変化、団塊の世代が退職を迎える時期の到来など今日の社会情勢により、国民健康保険の被保険者の状況は、退職被保険者数が増加の傾向にあり、これに比例して保険給付費も増加いたしております。それらのことから、加入者の健康保持のため、国保直営診療施設であります玉城病院と連携を深めながら疾病予防につとめ、国保事業の安定化に引き続き努力してまいりたいと存じます。

平成19年度当初予算の概要につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金1億1千570万5千円を含め、歳入歳出とも予算総額12億3千92万6千円と致しました。

なお、詳細につきましては、生活福祉統轄から説明を致させていただきます。

次に、議案第22号 平成19年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

平成19年度当初予算の概要につきましては、歳入歳出総額573万9千円とし、前年度対比145万8千円の減額となっております。その主なものとして、歳入では、県補助金30万円、一般会計繰入金91万9千円、貸付金元利収入451万8千円を計上し、歳出につきましては、償還管理事業費で26万6千円、公債費で地方債元金償還金396万6千円と利子償還金115万5千円、一時借入金利子35万2千円を計上致しております。よろしく、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。補足は、省略させていただきます。

次に 議案第 23 号 平成 19 年度玉城町老人保健特別会計予算について提案理由を申し上げます。

わが国の高齢化は急速に進んでおり、玉城町においても高齢化率は 20% に達しており、年々高齢化が進んでいる状況でございます。しかしながら医療制度等の改正により医療給付費が減少していることから医療諸費において前年度より 4.7% 減の、9 億 3 千 514 万 9 千円とし、予算総額を、歳入歳出ともに 9 億 3 千 869 万 4 千円と致しました。

尚、詳細につきましては、生活福祉統轄から説明を致させます。

次に、議案第 24 号 平成 19 年度 玉城町山村振興事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

平成 19 年度当初予算の概要につきましては、アスピータ玉城の管理運営に関する事業予算として、歳入歳出ともに 5 千 312 万 8 千円と致しました。その主なものとして、歳入では、使用料 3 千 407 万 7 千円、雑入 324 万 9 千円、一般会計繰入金 1 千 380 万円などであり、歳出では管理運営費 5 千 169 万 1 千円及び予備費 143 万 7 千円であります。

なお、詳細につきましては、農林商工統轄から説明を致させます。

次に、議案第 25 号 平成 19 年度 玉城町農業集落排水事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

農業集落排水事業は、全県域下水道化計画による整備区域に位置づけされており、汁谷川、菱川水系の宮古地区、岩出・中角地区の順に整備を完了し供用を開始しております。こうした状況の中、平成 17 年度から地域再生計画の認定を受け三郷・昼田地区の計画に着手し、平成 21 年度未完了を目指しております。さて、平成 19 年度当初予算の概要につきましては、歳入歳出ともに、2 億 6 千 335 万円と致しました。その主なものとして、歳入では、受益者負担金、使用料、交付金、県補助金、繰入金及び農業集落排水事業債であり、歳出では、宮古地区及び岩出・中角地区の処理場の維持管理経費を始め、三郷・昼田地区調査設計業務委託料及び管路施設工事請負費、償還金等であります。尚、詳細につきましては、上下水道統轄から補足を致させます。

次に、議案第 26 号 平成 19 年度 玉城町介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

少子高齢化が進む中で、玉城町では 65 歳以上の高齢者に占める介護認定者数は概ね 500 人であり、その内、8 割の約 400 の方が介護サービスを利用

している現状でありまして、その割合は年々増加しております。19年度におきましても、地域支援事業において、介護予防事業を積極的に推進し、「保険給付と保険料負担」の均衡を保つよう努めまいります。

さて、平成19年度当初予算の概要につきましては、介護サービスの利用者が増加傾向にあることから、保険給付費において、前年度と比較して874万円を増額するなど、歳入歳出とも予算総額7億7千257万5千円と致しました。

尚、詳細につきましては、生活福祉統轄から説明を致させます。

次に、議案第27号 平成19年度 玉城町病院事業会計予算について提案理由を申し上げます。

玉城病院は、全面改築工事を終了し、2年余りが経過致しました。地域の医療、保健、福祉の拠点施設として、特に、高齢化社会に対応した療養病床をもつ病院として、そして、平成18年4月から健康管理センター機能を充実させ、地域包括医療ケアを実践してきたところでございます。いま当院のような小規模施設の病院経営環境は、国の医療費抑制施策により極めて厳しいものとなっております。このような状況下ではありますが、4月に新しく院長を迎え、新体制のもと職員一同一層の努力をしております。さて、平成19年度当初予算の概要につきましては、外来患者数は1日120人、年間延べ2万9千400人を予定し、又入院患者数につきましては、一般病床・療養病床合わせまして、年間延べ患者数を1万6千470人と致しました。収益的収支については、事業収益5億3千11万7千円、事業費用5億8千55万3千円を計上致しました。資本的収支につきましては、収入2千98万9千円、支出は3千542万2千円で不足する額、1千443万3千円は過年度分損益勘定留保資金で補填致すものでございます。

尚 詳細につきましては、病院老健統轄より説明を致させます。

次に 議案第28号 平成19年度 玉城町水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

水道は、日常生活や社会経済活動の根幹を支える重要な役割を果たしており、近年においては、社会環境や生活様式の変化など、水道に対するニーズも年々高度化・多様化してきております。こうした状況の中、平成19年度においても更なる管網の整備と下水道事業の管渠工事に伴う配水管移設工事を予定しており、より一層安全な飲料水の提供に努めてまいりたいと存じます。

さて、平成19年度当初予算の収益的収支は、収入で3億573万8千円、支出で2億6千94万5千円としました。その主なものとして、収入では、営

業収益で年間給水量を 204 万立方メートルと見込み、2 億 9 千 652 万 1 千円、営業外収益で繰入金など、921 万 7 千円であり、支出では、営業費用で原水費など 2 億 3 千 423 万 9 千円、営業外費用で 1 千 370 万 6 千円、特別損失 300 万円及び予備費として 1 千万円を計上しております。収支差額 4 千 479 万 3 千円の経常利益を見込んでおります。

次に、資本的収支につきましては、収入で、企業債、分担金及び繰入金を合わせ 1 億 9 千 438 万 1 千円とし、支出では、管網整備費などを含めた建設改良費と固定資産購入費及び償還金を合わせて 3 億 826 万 4 千円と致しました。収入が支出に対し不足する額 1 億 1 千 388 万 3 千円につきましては、繰越利益剰余金、過年度分損益勘定留保資金、当年度消費税資本的収支調整額で補填致すものでございます。

尚、詳細につきましては、上下水道統轄から説明を致させます。

次に 議案第 29 号 平成 19 年度 玉城町介護老人保健施設事業会計予算について提案理由を申し上げます。

平成 19 年度の事業運営は、介護報酬減額改定により、非常に厳しい状況となっております。また、介護保険制度が基本理念「高齢者の自立支援と尊厳の保持」の下に、「介護予防重視型システム」へ転換されることから、当施設では、介護予防ケアマネジメントに対応できる体制整備に取り組むとともに、サービスの質の向上を目指してまいります。さて、平成 19 年度当初予算の概要につきましては、通所を含む施設利用を年間 2 万 2 千 344 人、訪問看護利用者年間 3 千 430 人、訪問介護利用者年間 4 千 900 人、居宅介護支援利用者年間 1 千 680 人を予定致しました。収益的収支については、施設事業収益 3 億 3 千 132 万 6 千円、事業費用 3 億 4 千 64 万円を計上致しました。次に、資本的収支におきましては、収入で 782 万 6 千円、支出で、2 千 355 万円とし、不足する額、1 千 572 万 4 千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたすものでございます。

尚、詳細につきましては、病院老健統轄から説明を致させます。

次に、議案第 30 号 平成 19 年度 玉城町下水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

下水道は、生活環境の改善、公共水域の水質保全に必要な生活基盤の根幹を支える重要な施設であります。平成 17 年度に宮川流域下水道を視野に入れた事業認可の変更の手続きを行い、地域再生計画の認定を受け事業に着手致しました。平成 19 年度は順次、管渠整備を進めながら、翌年度の施工予定箇所測量設計に取り組んでいきたいと考えております。

さて、平成19年度当初予算の収益的収支は、収入で1億1千541万3千円、支出で1億7千607万2千円と致しました。その主なものとして、収入では、営業収益で、年間排水量を48万6千立方メートルと見込み4千829万5千円、営業外収益で繰入金、補助金など6千711万7千円、支出では、営業費用で処理場費など、1億2千20万4千円、営業外費用で5千536万7千円、及び予備費として50万円であります。次に、資本的収支につきましては、収入で企業債、補助金及び負担金を合わせ14億2千938万1千円とし、支出で、管渠測量設計委託業務、管渠工事請負費、宮川流域下水道事業負担金などを含めた建設改良費と償還金を合わせて14億8千161万1千円としました。収入が支出に対し不足する額5千223万円は、既収入特定財源で補填いたすものでございます。尚、詳細につきましては、上下水道統轄から説明を致させます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長(浅野仁君)助役 坪井信義君

助役(坪井信義君) 議案第20号 平成19年度玉城町一般会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

議長(浅野仁君) 暫時休憩致します。

(午前10時54分 休憩)

(午前10時58分 再開)

議長(浅野仁君) 再開致します。休憩前に引き続き提案説明を続けます。

生活福祉統轄 辻誠君

生活福祉統轄(辻誠君) それでは所管致します3議案につきまして、補足説明を申し上げます。先ず初めに、議案第21号 平成19年度玉城町国民健康保険特別会計予算につきまして補足の説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

次に、議案第23号 平成19年度玉城町老人保健特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

次に、議案26号 平成19年度玉城町介護保険特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

議長 (浅野仁君) 農林商工統轄 田畑良和君
農林商工統轄 (田畑良和君) それでは、議案第 24 号 平成 19 年度玉城町山村振興事業特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

議長 (浅野仁君) 上下水道統轄 小林一雄君
上下水道統轄 (小林一雄君) それでは、所管を致します 3 議案につきまして補足説明を致します。まず議案第 25 号 平成 19 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算から補足説明をいたします。

(予算書朗読方々説明する)

次に、議案第 28 号 平成 19 年度玉城町水道事業会計予算について補足説明を致します。

(予算書朗読方々説明する)

次に、議案第 30 号 平成 19 年度玉城町下水道事業会計予算について補足説明を致します。

(予算書朗読方々説明する)

議長 (浅野仁君) 病院老健統轄 田間宏紀君
病院老健統轄 (田間宏紀君) それでは所管致します。2 議案につきまして補足説明をさせていただきます。まず、議案第 27 号 平成 19 年度玉城町病院事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

次に、議案第 29 号 平成 19 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算について補足説明をさせていただきます。

(予算書朗読方々説明する)

議長 (浅野仁君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
次に、日程第 35 . 発議第 2 号 予算特別委員会設置に関する決議を議題と致します。提出者 6 番 奥野忠君より趣旨説明を求めます。

6 番 奥野忠君

6 番 (奥野忠君) 発議第 2 号 予算特別委員会設置に関する決議の提案説明

を行います。

従来の委員会審議でいきますと、予算を委員会に分割いたしまして、審議をされるわけですが、議員の大部分が全部の予算を審議することができない欠点がございます。そこで、全議員が予算の審議に触れられるようなそういう特別委員会を設置をしたい。もちろん議長は除きますが、全議員が参加をして予算の慎重審議を進めていく体制を作るための、決議でございます。よろしくお願いを致します。

議長(浅野仁君) 提出者の趣旨説明は終わりました。

お諮り致します。本案については質疑を省略致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。よって質疑は省略することに決しました。

これより討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。これより採決を致します。

奥野忠君から提出されました、予算特別委員会設置に関する決議のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮り致します。この際、本町議会予算特別委員会委員の選任の件を日程に追加し議題と致します。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって予算特別委員会委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定致しました。直ちに予算特別委員会委員の選任の件を日程に追加し議題と致します。

議長(浅野仁君) 暫時休憩致します。

(午前 11 時 40 分 休憩)

(午前 11 時 41 分 再開)

(予算特別委員会委員の選任について配布)

議長(浅野仁君) 再開致します。

只今から、予算特別委員会委員の選任を行います。

委員会条例第 6 条第 1 項の規定においてお手許に配布致しました名簿のとおり指名致したいと思っております。事務局長より予算特別委員会委員を報告致させます。事務局長 大南友敬君

事務局長(大南友敬君)

(予算特別委員会委員を報告する)

議長(浅野仁君) 報告は終わりました。只今事務局長より報告のとおり、委員を指名致したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長(浅野仁君) 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員はお手許に配布致しました名簿のとおり選任することに決しました。

只今、決定いたしました予算特別委員会の委員長、副委員長の選任を致したいと思いますので、直ちに第4会議室におきまして委員会を開会させていただきます。その間、暫時休憩を致します。

(午前 11時45分 休憩)

(午前 12時15分 再開)

議長(浅野仁君) 再開致します。休憩前に引き続き本会議を続けます。

只今、予算特別委員会で正副委員長の選任がなされましたので、その結果を事務局長より報告いたさせます。事務局長 大南友敬君

事務局長(大南友敬君)

(正副委員長の報告する)

議長(浅野仁君) 只今、事務局長報告のとおり予算特別委員会委員長に、小林一則君、副委員長に東谷富雄君がそれぞれ選任されました。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。よって事務局長報告のとおり選任されました。

議長(浅野仁君) これで本日の日程はすべて終了致しました。

明日、3月7日は午前9時から本会議を開き、町政一般に対する質問を行いますから定刻までにご参集願います。

本日はこれをもって散会します。

(午前 12時16分 散会)

平成19年第2回玉城町議会定例会会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成19年3月6日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成19年3月7日

1番	浅野 仁君	2番	野口 繁君
3番	東谷 富雄君	4番	川西 元行君
5番	高木 市郎君	6番	奥野 忠君
7番	—————	8番	鈴木 加奈子君
9番	池之山 公一君	10番	森本 美三男君
11番	小林 豊君	12番	前川 隆夫君
13番	世古 欽史君	14番	小林 一則君
15番	風口 尚君	16番	中野 勇君

4. 不応召議員 なし

5. 出席議員 15名

6. 欠席議員 なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長 辻 村 修 一 君	助 役 坪 井 信 義 君
教 育 長 見 並 健 一 君	
総 務 統 轄 中 郷 徹 君	税 務 住 民 統 轄 林 裕 紀 君
生 活 福 祉 統 轄 辻 誠 君	上 下 水 道 統 轄 小 林 一 雄 君
建 設 統 轄 前 田 浩 三 君	病 院 老 健 統 轄 田 間 宏 紀 君
教 育 次 長 松 田 幸 一 君	農 林 商 工 統 轄 田 畑 良 和 君
政 策 財 政 責 任 者 中 村 元 紀 君	総 務 公 室 責 任 者 田 村 優 君
福 祉 年 金 保 険 責 任 者 見 並 智 俊 君	
教 育 委 員 長 松 田 隆 作 君	監 査 委 員 松 田 隆 生 君

8. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 大 南 友 敬 君	同 書 記 高 井 美 江 君
同 書 記 中 川 泰 成 君	

9. 提出議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 町政一般に関する質問

(午前9時 開会)

議長(浅野仁君) 只今の出席議員数は15名で定足数に達しております。

よって、平成19年第2回玉城町定例会議会、第2日目の会議を開会致します。

本日の議事日程はお手元に配布の通りであります。日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

13番 世古欽史君 14番 小林一則君

の2名を指名致します。

議長(浅野仁君) 次に日程第2. 町政一般に関する質問を行います。尚今期定例会の一般質問から一問一答方式と致しましたのでご了承願います。

最初に13番 世古欽史君の質問を許します。13番 世古欽史君

13番(世古欽史君) おはようございます。本日2つの事について一般質問をさせていただきます。1点目は小学校の空調工事が進められようとしておりますがこの件についてのお尋ねをします。2点目は の内容も含まれるのですが町民との協働とは果たしていかなるものであるか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

ではまず1点目であります。今回私自身の質問の内容を分かりやすくする為にポイントを6つにしばらせて頂きました。いつのまにか小学校全校に冷暖房工事をしようという事業計画が進められております。回りのことというより玉城の事を考えれば良いのであります。とりあえず全国の施工率と言いますか、どれくらいの学校についているのだろうかということを調べてみました。こういうデータの中には電気会社であるとかガス会社であるとかいろいろな思惑が入った上で数字が動いているのも事実であります。少し古いデータですが2004年8月末丁度夏が終わった頃に文部科学省の調査結果によって全国の公立の小中学校のデータとしては6.2%の設置率でございます。但しこの内中学校が大半を占めておりまして小学校においては特別教室を除いては普通教室ではほとんど数字に上がってこない。ただ東京都は石原都知事がこの暑い中だから子供達にクーラーなしで我慢しなさいというのはきついなということ。高校中心に設置100%を目指しているようです。しかし小学校中学校においては一時的に児童の数が増えて対応出来ないような全国の人気のある町というのですか、少し団地が出来てしまっただけで学校がおいづかないような所のプレハブ校舎等においては付けざるをえませんのでその率も入っていると考えると一般的な小学校の普通教室では本当にゼロに近い数字が出ているわけです。財政難、二酸化炭素排出の問題、ひ弱になっていると言

われている子供たちの発育の問題、どの問題をとっても着手することの出来ない自治体が多い中で、今なぜ玉城町が小学校にクーラーをとということになるのでしょうか。学校の冷房化が、自治体の長の思惑によって大きく左右されているという例があるのでご紹介します。石原都知事のそういう指令に対しても23区の中でも比較的財政状況が悪くない杉並区、練馬区、江戸川区の区長は「私達は子供の健康を第一に考えております。ですから冷房化はしない方針です。私が区長のうちは冷房させません」という発表をしております。既に杉並区においては100%の小中学校に扇風機を付けました。テストの時にこの辺に汗かいて紙がベタベタするという子供たちからの特に受験期を控えた中学3年生の子供たちからの苦情は随分減ったと聞きます。この3区が言っている理由はなんなのでしょう。「学校が地域の環境学習の拠点となるべきである。私達はエコスクールを目指しています」という一言です。今この田丸地区で小学校の冷暖房工事が必要なのかということに関し6つの質問をさせていただきます。一部重点する部分もあると思いますがよろしくお願ひします。1点目小学校へクーラーを付けようという話はいつどこから出てきたことなのか。2番目保護者また今後負担を強いられる住民への説明はいつ、どのように行われたのか。また説明があったとすればそれに対しての住民の意向はどうであったのか。3番目児童の発育と冷暖房機器との関わりはちゃんと検討されたのか。4番目温暖化防止との関連から町がこんなことをやって良いのかどうか。世界中で二酸化炭素の排出を抑えなければ地球が滅びると言っている時に今まだ随分古い発想のもとでこういうことを進めていくことが良いのかどうか。また5番目には中学校の機械設備の概要をお聞きしましたが大きな機械です。こういう機械が少なくとも小学校4つにプラスされれば5校で玉城町が年間に電力会社に支払う基本料金はいくらになるのでしょうか。また当然使用すれば電気代もかかってきます。少し先にはメンテナンスの費用もかかってくるでしょう。どれほどの金額が1戸当たりの負担になるのかその辺の試算も聞かせて頂きたいと思ひます。最後になりますがこういう問題が起きた時に、少なくとも校舎及び学校周辺の環境整備による遮熱であるとか断熱であるとか、そういう快適環境の創造ということを玉城町は考えることはなかったのかお尋ねします。以上6点につきよろしくお願ひします。

議長(浅野仁君) 13番 世古欽史君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 通告頂きました、世古議員のまずは小学校の空調工事に、ついでのお尋ねについて考え方を答弁させていただきます。最近の例あるいはまた数字でご質問いただいているわけでありましてけれども、まず玉城町は歴史

的にも非常に教育の町としてこのことを最重要課題として、今日まで教育関係の整備に取り組んできて整っている町であるわけであります。特に公共施設の保育所あるいは学校を始めといたします整備につきましては、回りの自治体とは比較いたしましても非常に整備が整っている。その一つには大きくは、玉城町の昭和42年からのヘリコプター基地の誘致あるいはまたそれを町議会として8年間のブランクの中で、認めて周辺整備法の適用を受けて公共事業を推挙していこうという取り組みの歴史があるわけがございます。陸上自衛隊明野航空学校の周辺整備防音対策事業によりまして、昭和52年以降それぞれの年代にかけて外城田保育所の改築を始め、逐次町内保育所あるいは学校の鉄筋改築工事、防音工事が進められてきたとこういうことでございます。特に防音仕様でございますからご承知のように通常の構造に加えまして壁面なり天井、窓枠等が防音効果のある設計工事施工により密閉制の高い建築物となっているとこういうことでございます。そういったことからこれらの換気空調整備が当然整備なされているようございまして、現場では必要に応じて随時空調稼働によりまして、室内の換気が行われているとこういうことございましてけれども、特にこのご質問の夏期冬期の冷暖房設備につきましては改築当時には、まだまだ一般家庭にはあまりにも冷暖房は普及していなかったという時代でございますけれども、当面換気空調のみの設備にとどめてまいりましたけれども、近年一般家庭での生活様式あるいは地球の温暖化等もございまして、或は又この10年来のITの普及によりまして非常にパソコン教育導入がなされまして、室内の温度調整が非常に必要となってきたということも現場としてあるわけであります。どうしても良好な子供たちが教室で授業出来る教育環境を維持する為に、特に近年の猛暑が続く夏期にはどうしても冷房換気の空調設備が必要になると、こういうことでございます。現場の様子を直接学校に聞きますと夏の時期で高い時には36度あるいは冬場には3乃至5度と、いうふうな冷たい教室の状況があるということ伺っているわけです。こうした時代背景や環境の変化に対応していく為に防衛施設庁今は防衛省でございますけれども、これらの既設の補助対象施設の環境整備に積極的に助成措置を講じていくという考え方が、示されまして、防音施設の改良整備事業を推進してきたところでございます。近隣の明野航空学校の周辺、旧小俣あるいは北浜周辺の各学校保育所等にも既にこの冷暖房設備の改良、基地周辺の地域の整備が進んでいるとこういうふうに聞きおよんでいるわけであります。玉城町におきましても防衛省の防音対象事業と致しまして、逐次町財政の許す限り、また学校間の格差の生じないよう配慮しながら継続的に年次計画をもって、整備をかかっているとこういうことでございます。具体的な内容6つに渡っては教育委員会から答弁をお願い致

しますけれども、特にこれらの整備計画につきましては長の思惑と申されましたが、独断で進めているということではございませんで、町全体で議会としてその方向を示していただいて、進めさせて頂いているという状況でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長(浅野仁君) 13番 世古欽史君

13番(世古欽史君) 私は最初にも申しましたように教育関係の教育長さんからの答えではなくて、この事は玉城町の町長自身がどのように考えているかという答えをお聞きしたいわけです。それは町長の考え方一つで町は大きく変わるということです。例えば今の町長のお話を聞いているとこれは流れなのだとか時代の流れであり各教室にあたかも子供たちの机の上に1台ずつパソコンが並んでそれを発熱源があるから授業がやっつけられないということですが、窓は開けられないのか。また子供たちに町長がいつも言う財政改革、地方分権を、体をもって教えていくこと。また暑い夏を過ぎて気持ちの良い風が窓から入る工夫が出来ないのか。そういうことを6つのポイントにしばってお答え願いたいとお願いしているのもう1度よろしくお願ひします。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 保護者PTAからの要望だと承っておりますし具体的な要望書は取っていないというふうなことでありますけれども、そういうことであります。保護者に計画の説明をしたのかどうかということでございますが、町の施策として只今申し上げましたように総合計画についてご審議いただいて、そして総合計画の実行計画の中でそれぞれの年次に予算措置を講じて議決をいただいて進めてきているというものであります。児童の健康に関して検討はどうかということでございます。只今申し上げましたように特に夏の暑い時期には三階などは特に暑くなる。36度を超えるとうい現場のお話であります。また6月頃は当然梅雨の時期でありますから廊下が露ぶいて滑ったりするという状況が起こっているということでもありますし冬場の1月2月には特に冷え込むということでもあります。やはり子供たちの健康を守っていく必要があるということでもあります。温暖化への防止への取り組みと相反するというでもあります。田丸小学校の空調設備につきましては基本的には前回も全協等で教育委員会の担当から申し上げておりますように蓄熱式エコアイスを計画しているということでございます最近の時代でありますから出来るだけCO2の排出を少なくする。温暖化ガスの排出は無く1次エネルギー関連以外は温暖化への対応は出来ていると伺っております。また冷房ピーク時の熱量を夜間5時間で蓄熱する為必要能力につきましても低い機器で対応出来る。所謂省エネルギー対策は取られるというふうにご考慮を

ます。さらに具体的な電気料金等でございます。玉城中学校につきましては現在の空調冷暖房することに伴いまして284万8千143円のプラスが生じるというような想定がなされております。それから屋上遮熱緑化等の検討でございます。屋上遮熱壁緑化につきましては所謂改築ということではございませんので改修の問題、あるいは財源確保の問題等から行っていないという状況でございます。以上です。

議長(浅野仁君) 13番 世古欽史君

13番(世古欽史君) せっかくこちらで6つに分けたポイントで町長からのお返事がしっかりといただければ、町民の方にもこれが町にとって必要なことなのかどうなのか、良い判断材料にさせていただけるのではないかという気持ちで作りましたが、残念なのはほとんど今の説明の中にこちらがお尋ねしている意図が含まれていない。一番目もはっきりしません。これは保護者からとか教育現場からという言葉で片付けようとするれば。現実はそうではないのではないかと私は思う。そうではなくて国の方の方針に町が逆らえない。町は逆らう事が出来ない。それで住民の方に納得していただく方法があるではないですか。また2番目の現実負担を強いられる町民の方また子供の健康をおびやかされる保護者の方に具体的な説明はなかったようですね。これは何か議会の資料なり町長の施政方針の中に、例えば昨日下外城田小学校でしたか間違っていたらごめんなさい。空調化計画が盛り込まれていました。1行入っていました。それで町がちゃんと説明したのではないかと。私の質問に対してちゃんと出来ないことが、町民に対して言ったから貴方達分かっているだろうと。一を聞いて十を知れというようなまたそんなことを期待するのは駄目だと思う。現場の声と言いましたが私かなり多くの子供たちに特に小学校低学年の子供たちに声をかけて聞きました。ほとんどの子供がこちらの問いかけ方によって答えが変わるということです。「貴方達役場がクーラー付けてくれるからいいなあ」という問いかけをすれば「本当うれしいわ」という声が返ってきます。朝20分も30分もかけて学校へ通って夏はヘルメットをかぶって汗をいっぱいかいて学校へ入ってそこで校庭にも体育の授業で出なければならぬいろんな中で、空調づけにするのが本当に子供の健康なんでしょうか。子供たちからこんな声は出ていないですよ。出ているとすれば親が誘導尋問している。本当に子供たちの健康を考えているのでしょうか。次4番目町長の言っているのはおそらく深夜電力を使ってエコアイスという方法で夜の内に氷を作っておく。それで機器から出る冷房の時に外から出る熱い空気、コンプレッサーを冷やすという方法なのです。確かに一般のものに比べれば非常に低いコストで運転出来る特徴があります。でもゼロではないのです。今までの機械を100として今度の機械は30%で運

転出来るから二酸化炭素排出の問題はクリアーされているのだというようなばかな説明はないですよ。これを言い出したら話が大きくなって原子力発電の問題になってくる。なぜエコアイスを使うかという運転のコントロールがしづらい夜だけ電気の発電を止めることの出来ない原子力の行政がありますから、だから夜間の電気を利用しようということであって、このことと温暖化防止のこととやるのならこういう機種をとということ。全てやるという前提に立つからこのエコアイス・イコールクリーンな二酸化炭素の排出もゼロに近いかなのような説明を受けてしまいますが実際はそうではなくて小学校4つにその機器が必要なかどうか。付けた時にどれだけの地球環境を汚していくのかということを実際に考えていただいている。また電気代のことについても284万ということでした。これが基本料金なのか全体の使用量もあわせてのものなのか。これ誰が払うのですか。このお金を町の人達が払うのではないですか。誰もこの負担から逃れることが出来なくなるのです。少なくとも今1校でこれだけのものがあとまた4校。冬の寒さが3度4度になるとすれば外になんでも工夫は出来る。1回つけてしまえば使用してもしなくても基本料金というのはずっと発生するのです。今中学校1校の問題ですけどこれが5校になってその数字も出してない。想定する数字が出るはずで。中学校は普通のインバーター機種ですからエコアイスとは比較にならないと思います。小学校がエコアイスとすればこれよりは減る。これが年間だとすると少なくとも6百万も7百万もというようなお金が、まだこれにメンテナンスの費用も入ってきます。維持管理費ですね。こういうようなことを考えるとそういうお金をずっと未来永劫、住民に強いるようなものを付けるのであればそれなりの説明をちゃんとして頂きたい。子供たちの環境は町長の話によれば良くなる、健康的になると申されましたがそういうことの為に貴方達は一人いくらずつ、従来の税に加えてお払いいただくなくてはなりません、そういう説明があって初めてそんなずっと払うのはかなわないという発想を持って欲しい。また6番についてはやっていないということでしたが環境整備こそ子供たちの情操教育と言いますか例えば四国の辺鄙な町にある統廃合する小学校と4つの中学校が合体するような町で3年生は1階で勉強します。2年生は2階におります。1年生は3階です。クーラーのついていない小学校から来ますから当然暑いのに慣れているからということでしょうか。3年生は受験のこともありなんとかしてあげて欲しいという親からの声。それで素晴らしいのは4月5月になると糸瓜や瓢箪や大きな葉っぱのつくものを1年生に植えさせる。1年生の植えた糸瓜や瓢箪や6月7月と暑さの増す時分に3年生の勉強する場所に生い茂る訳です。これは単にクーラーの電気代の問題ですか。その町に住んでほとんど子供の意志ではなくて親の

状況に左右されることで、子供はその学校へほとんどの場合行かなくてはなりません。子供たちが行かなくてはならない学校で町も村の人も一生懸命になってお金をかけなくても自分達の気持ちと1年生が3年生の人が気持ち良く高校受験が出来るという事でそういう行動が続けられる。なにかそういう発想をもって玉城町を変えていくことは出来ないか最後に町長にもう1度このことについてご回答お願いします。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) お聞きいたしますとクーラーを付けて設備を投資すると玉城町がこけていくようなお話ですけど、行政の仕事というのはやはり経費の節減は必要でありますけれどもやはり子供たちを守る、高齢者を守る、そういうふうなことの為に精一杯努力をしていかなければならないと私は思っております。当然今の地球温暖化の時代でございますから最大限の努力をしていくことは当然必要でございますし、特に玉城町の子供たち学校あげて中学校の子供たちは全校生徒で環境の取り組みもしていただいております。或は、一部の小学校では自治区の区長さんへの働きかけも既にしているというふうな素晴らしい取り組みもなされております。当然このばんばんと夏の暑い時期にクーラーをかけっぱなしには出来ないわけでありまして。最低必要最小限の稼働ということに努めなければならぬわけでありまして。きちっとしたルールに乗っ取って使っていくのは当然のことです。そういうふうな中で、子供たちにも環境についてのきちっとした理解を求めて指導していくということが大事であります。特に教育基本法等の問題が今論議されているような動きが出て参ります。ゆとり教育の中でさらに授業数を11時間ほどプラスしてこれから進めていかなければならないというふうなお話もあるわけですね。特に1学期末あるいは2学期始めそうした非常に暑い時期にどうしても現場ではクーラーが必要だと、今保健室なりあるいは職員室ではクーラーが設備になっておりますけれどもやはり教育の授業の場、教室に必要性があるというふうなことであります。最小限最低限のルールを守っての稼働ということによって整備していくということは当然であると思っております。以上です。

議長(浅野仁君) 13番 世古欽史君

13番(世古欽史君) 住民の気持ちとしてあえてそういうものを設置しなくても別に全国の学校が皆付けていて玉城だけ付けていないのではないし、こういうことは全国関係なくやらなくて済むことは、やらない方向でいこうという行政にもっていかないと。今の私の質問に対して町長の口から「これで玉城町がこけるわけなし」とこんなお答えありますか。これを聞いた住民は残念だと思います。議会の皆さんも本当に残念だと思いますよ。誰も町が

こけるからこんなこと止めてくれと言っているのではない。子供の健康だって私は無い方が良い。クーラーなんか無くても冬は寒くても1枚たくさん着てくるということで、皆の生活が今後成り立っていくのだということをもって教育した方が子供たちには精神的な面でも健康ではないかと思う。昨日の施政方針で町長自身が「少子高齢化社会への進行や地方分権など玉城を取り巻く環境は大変厳しい」という認識を述べておられる。方やそうやって厳しいのだと言いながらこっちで甘やかしてどうなるのですか。

次の質問に移ります。先程からの延長にもなりますが2番目の問題としまして町民との協働、一緒になって働くということについて何度か町長の口から聞いておりますが、どのようなことを思い描かれて協働という意識を住民の方に植え付けていくと言うか、住民の方からもそういう意識が出て来ないと成り立たない。AとBでくっついて初めてCという成果が表れるというものであるとすれば、町長の中に具体的にどのようなお考えがあるのかお尋ねしたいと思います。その中に1つ町長が言われる玉城に住んでみたいとか住んでみたい町づくりのようなことの中で含めてお答え頂きたいと思います。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 次の協働についてのお尋ねでございますので考え方を申し上げます。特に質問の中で1年を振り返ってこれからの考えということでございますが、まず地域の皆さんや議会の皆さんの大変なご理解をいただき人口が1万5千人から順調に増加している。世帯数も4千800世帯ということでございまして、町内の企業の拡張あるいは増設が進んでいるということでございまして、三重県南部の自治体としても元気な町だという評価をいただいております。しかし財政状況始め取り巻く環境は厳しいものがあるわけでございます。グローバル化が進んでいる時代でありますし国の財政改革あるいは少子高齢化の流れというものもありますし、特に最近社会不安が増大している。悲惨な事件が毎日のように報道されているという状況でございます。やはり1万5千の小さな自治体でありますけれども常に危機感を持ちながら、対応していかなければならないというふうに考えているわけでございます。また地域の格差、自治体間の格差が進んでいる現状でもありと認識をしているわけでございます。当然今までのような行政事務からいかににより住民の皆さんが参画していただく形で、町づくりを進めていかなければならないというふうに思っております。住民の皆さん方と行政とがどうこれから関わりを持っていくかというふうなことを、充実していく必要があるというふうに思っております。子供たちを守ることに、或は地域の環境を保全していくということにつきましてもそれぞれの分野で地域の皆さん方と一体となって町づくりを進めていくことが非常に大事なことでございます。さらに力を

合わせて地域をよくする為の運動を進めていきたいと考えております。そんな中で、昨年8月末でありましたけれども町づくり戦略会議を設置しようと思いました。それぞれのご提言がまもなく示されてくると伺っております。そういったことでさらに住民の皆さん方と一体となった町づくりを進めてまいりたいと思っております。特に今ボランティアの約400名を超える皆さん方の大変な活躍をいただいて取り組みがなされている。町の環境美化あるいは独居老人の皆さん方の支援あるいは子供たちの本の読み聞かせ等々でございます。防災のボランティアの方もあるわけです。そうした非常に地域の気運が盛り上がっているわけでありまして。これらの活動を今後も支援していきたいと考えております。

議長(浅野仁君) 13番 世古欽史君

13番(世古欽史君) 只今のお答えの中で私も玉城に暮らす人が本当に玉城町の特性を生かして個性豊かな町というのですか、これには町民の方が年齢を問わず参加していただかないと、町長が頭の中に思い描いているような協働の町づくりというのは出来ていかないと思う。いつも言葉に出てくるのが、地方分権が推進されているということと経済情勢の厳しさ、情報がどんどん一人歩きする部分もある情報化社会それに加えて玉城町民の求めるニーズの変化。それがどんどん高くなってきている。またこれは比較的低いと思うのですが住民活動が次第に活性化してきている。こういう中でそれでは同じ目的の為に協働して行動するということが、住民との一体化であれば、まず住民の方に役場が正しく理解され信頼されなければいろんなことが成熟しないと思う。またもう1回持ち出して恐縮ですが先程の空調のことにしても結局はずっとお話を聞いてみると住民からの多くの声があって、それではどうしようかと皆で考えて「仕方ないな。毎月1戸当たり千円位かかるかも分からないが学校中に全部冷暖房工事しようか」ということで事が進んでいけばここに私達がああだこうだと言うことはないのです。しかしそうではなくてあいかわらず協働ということ意識していない。従来の行政が勝手にこれをすれば誰も文句言わないだろうという判断のもと住民に負担を押しつけてくる。こういう中で協働は成り立たない。具体的に1つ町長にお尋ねしたいのですがたまき応援団という存在は現在どのように位置付けられているのか。また住民の方には具体的にどのような説明がされてきたのか一度このことについてお尋ねします。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) たまき応援団についてのお尋ねでございますけれどもこのことにつきましても、どういう形でいくのかまもなくその資料がまとまるということでございまして、これがまとまれば公表もしていくということで

まだそこまで至っていないということでございます。考え方といたしましていろいろなそれぞれの行政分野で、玉城町の所謂取り組みについてそれぞれ実践活動をしていただく。あるいは企画をしていただく。あるいは運営をしていただく。つまり応援ということでありましてけれどもそうしたことの態勢が出来ないかどうかという検討をしていただいている。検討と言うかそれについて論議をしていただいているということでございます。それともうひとつは協働という言葉は分かりにくい言葉でございますけれども、当然必要なことで、それなら今まで玉城の地域になかったのかどうかということではなくてこのやはり地域の住民の皆さん方が自分達の暮らしの中で、関わっていかないとそしてそういうことでこの地域が守られてきた。連綿とこの玉城町の素晴らしい古里、里山が守られてきたとういこととございまして私は玉城町なりの、このそれぞれの地域の良さを考えていく必要があるなというふうに思っております、そんなことでやはり若干地域の皆さん方のつながりが希薄になってきているということもございましてけれども、地域によりましては自分達の周辺は自分達が維持管理していくのだ、道路であれ、河川であれそれが昔からの習慣になっていることによって守られているのも、協働でございます。そういうことをやはり大事にしていく。一つひとつなかなか一朝一夕にはまいりませんがその素晴らしさが玉城町にありますからこれはやはり生かしていく必要があるなというふうに思っております。そういった取り組みも引き続き支援していかねばならないという考え方です。

議長(浅野仁君) 13番 世古欽史君

13番(世古欽史君) 今回の協働という意味それからたまき応援団という問題について質問をさせていただいたのは去年9月に総務の方がこういうものを出している。町づくり戦略会議とたまき応援団のイメージというものです。こういうものを公表した以上、今どのくらい進んでいるのだとかということもやっていかないと、どんどん新しい発想をして出す。出すけれども消えてしまうのでは時間の無駄とまた住民の方の信頼がなかなか得られにくい。ここに玉城町の弱い部分と言いますか情報開示がなんやかんや言って全部オープンにしていけないのではないかと思う。それは何かといえば具体的な数字、分かりやすい説明、今玉城町がどういう状態に置かれているのかということを理解してもらう方法に何か不足感があります。私達はまだ少し行政のことに議員という形で首をつっこんでいるので、多少は普通の人よりは分かることも多いのですが一般の人にとって玉城にどれくらい借金があってその返済がどれくらいということも確かに以前に比べたら何ページかにわたって広報でもいろいろやってもらっていますがこの中にもう少し解説があったり、だから皆さんにもこうしてもらわなければならないとか。例えば本当なら今年

が千mの舗装をする所が、予算が厳しいおりで町としても少しでも借金の返済にお金を回すことが町民の方の将来の安定に繋がるのだ。段々百億に近くなってきている町債という形の借金をもう少しオープンにして早く何年までにこの借金を返しましょう。年収500万のサラリーマンが3千万4千万借りてきちっと25年30年で返していくではないですか。そういう一つの長いスパンのはっきりとした数字を出して今年これだけ減らしましょう、来年これだけ減らしましょう、今調整が楽な内にこれだけ減らしましょうということをはっきりと数字をもって今後説明して行ってほしい。このことについてはまだイメージの段階にあるにしろ一度ホームページ等で日本中の人が見ているわけだから、もともとこれについても多分町長自身も事の起こりを認識していないようですので、しっかりご検討いただいて何かとにかく早く動きましょう。動くことでそれこそ町長の言われるよそから移り住みたい町になってほしいと思っております。以上をもちまして本日の質問を終わります。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 先程の世古議員のご質問でございますけれども、私の考え方といたしましてやはり住民の皆さんとの協働、或は住民の皆さん方との町づくりを進めていく上で、何が一番基本的に大事なのかということはやはり行政の中身、取り組みを知っていただくということからスタートすると思っております。それで前町長の時代から三重県の中でも先駆けて情報公開を進めてきた。議員ご承知の通りであります。しかしそんな中にありましても町の広報、或は又ケーブルテレビの中でそれぞれ一応の努力はしているわけでありまして、やはりもうひとつ加えて昨年から取り組みを進めておりますのは、直接職員が出向いてそしてそれぞれの30数項目に渡ります行政の分野の事柄につきまして、それぞれの自治区で説明させていただくということも区長会始めいろんな機会に申し上げたりして、既にもういろんな自治区から要請もあってお伺いしている。こういうふうなことでございまして、所謂一方通行ではなしに双方向でこの前回もいろんなご質問をいただいた機会があったわけでありまして、双方向でテーマに掲げる以外のこともいろんな機会にお聞かせいただく。そして町づくりについて共に議論させていただくという姿勢を持たせていただいているわけでありまして、けれども、今後もそのことに力を入れてまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長(浅野仁君) 以上で13番 世古欽史君の質問は終わります。

ここで10分間休憩します。

(午前 9時58分 休憩)

(午前 10時 8分 再開)

議長(浅野仁君) 再開致します。休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に2番 野口繁君の質問を許します。2番 野口繁君

2番(野口繁君) それでは一般質問をさせていただきます。3点岩出から伊勢市へ結ぶ宮川への架橋を。2番目新田町・妙法寺地区区画整理事業に関する地区推進委員会との会合について。3番目農地・水・農村環境保全向上対策事業についての3点を質問させていただきます。

まず第1点目この宮川から伊勢市へ結ぶ架橋でございますけれども確か平成3年か2年だったと思うのですけれども一般質問で、私が将来玉城町の企業等の誘致についてはひとつ欠かせない道路が必要ではなかろうかと、北林前町長の時に取り上げさせていただきました。北林町長が是が非でも実現したいというお答えをいただいたわけございましてその後、約15年間過ぎたわけでございますけれども完成をいたしたわけでございます。そこであの岩出の道路から、又岩出新田線の県道から合流するわけございまして、その度会橋への架橋の為に前土木課長の小辻さんと岩出の地内へ行きまして30名ばかりおいでいただきまして、なんとかしてこの架橋実現の為にこの道路の用地の方に協力して欲しいというようなことで、この事業に取り組んだわけでございます。そこで伊勢市の前水谷市長さんにもその件をお話いたしました、何とか伊勢市の方も旧厚生年金会館の方からドッキング出来るような構成をお願いしたいということをお願いしていたわけでございます。いよいよ今回開通したわけでございますので、宮川への大橋の架橋について町当局はどのようなお考えを持っているのかをお聞かせねがいたいと思います。まず1点よろしく申し上げます。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) まず野口議員からご質問いただいております1点目の岩出から伊勢へ結ぶ宮川への大橋架橋について、どのような考えを持っているのかというお尋ねでございます。以前の経過ご承知でありますけれどもこの構想につきましては、昭和44年から伊勢都市計画事業が設定されましてから伊勢広域市町村協議会が設立されました。現在もその活動は継続して続けているわけでありまして、その所謂伊勢市とその周辺を結ぶ伊勢環状線計画というふうなものが検討されました。宮川流域の所謂岩出地内から伊勢の佐八、津村へつなぐ宮川架橋計画が立案されているということでございまして、その実現に向けて国あるいは県へ働きかけが行われてきたという経過があるわけでございます。また近畿自動車線伊勢線の建設時におきましてもこのことを国に対しても、計画に合わせて施工して欲しいという強い要望

もしてきたわけでありまして。残念ながら実現しなかったということでありましてそのことは私も承知しているわけでございます。私が町長に就任させていただいてから、伊勢の森下市長が就任挨拶でお尋ねの際にも直接このことをお話申し上げた機会もございます。確か昨年6月であったと思えますけれども近隣周辺の伊勢、鳥羽、或は南伊勢、大紀、度会、玉城というふうな中の首長とのミーティングが年金センターで開催されました時に直接私の方からもこの機会にということで、このことを取り上げて強く要望させていただいてまいった経過があります。しかし現在はなかなか難しいという状況でございます。今後玉城町といたしましても関係の市町と十分な連携を取りながら、この計画実現に向けて積極的な事業推進をはかってまいりたいとこんなふうに考えているところでございますのでよろしくお願い致します。

議長(浅野仁君) 2番 野口繁君

2番(野口繁君) 現在の通行量を見ておりますと非常に利用されて玉城町の企業へ通勤される方も相当の方々がああ道路を利用されている。また特に最近ではダンプがすごく利用している。一回玉城町としましてもああの通行量を調査する気持ちはないのかどうか。それによって県なり国に働きかけまた地域の協議会へ働きかけが出来ないものか。その点についてお聞かせ願いたいと思います。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 議員のご意見の通り大変今玉城町地内の企業への従業員の皆さん方の朝夕の通行が非常に増えていることなり、大変な渋滞の状況にあると思っております。特に今後の所謂地域の産業あるいは観光の振興という面からも、或は又防災上の面からどうしても伊勢と玉城町を結ぶ間の架橋は必要だというふうに考えておりますので一緒になって広域市町村協議会の中で取り組みを進めたいと思っております。しかし県の土木からの回答では、要望箇所についての県道としての位置付けがないというふうな答えが返ってきているわけで、なかなか県事業として実施することは出来ないという考え方も示されておりますので、これは伊勢市と共に強く働きかけをしてまいりたいといふうに思っております。

議長(浅野仁君) 2番 野口繁君

2番(野口繁君) これは県道岩出新田線が狭いが為にああいうふうに土地改良したのであってその農面道路が県道でないというのではなしに、今の県道の利用が緩和されている。なんとしてもこれから調査して難しい難しいではなく町の発展、また外城田とかそういう方面の方々伊勢市方面にいくにもものすごく便利になるはずで。是が非でも実現して欲しいと思います。それだけ要望して簡単にこの件は質問させていただきます。

2番目の件ですが再三でございますけれども新田町・妙法寺地区の区画整理事業に関する地区推進会との会合でございますけれども、議会の方も昨年年末には、地元と会合いたしたいというお話を聞いたわけでございますけれどもその後私の担当者の方にも結果も何も聞いておりませんので、この場をお借りいたしましてご説明していただきたいと思っております。どのようにして何日に地元とお話されたことがあるのか。そしてまた仮にあった場合にその委員さんがどのような受け止め方をされたのか。「よろしいではないか。もう町に任せます」という返答があったのかどうか。それともう1つは仮にあの都市計画事業が不可能になった場合、町長はどのように考えているかお聞かせ願いたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 新田町・妙法寺地区の区画整理事業についての推進委員との会合について具体的にどのような説明がなされたのかとか3点に渡ってのご質問をいただいているわけでございます。こちらの方に報告が上がっておりますのが去る2月21日に役員会が開催されたということでございます。その際の内容といたしましてはこの地区の計画内容を改めて説明し、その現状あるいはまた大きく変動する部分なり、問題点が説明されたと同っております。それともうひとつは全国的な事例を説明して他の地域での現状及び問題点を説明したと承っております。委員の受け止め方というふうなことについてでございますけれども、そういったことで役員会での協議をしていただきましたが、今後は当初計画内容からの変更の部分も含めて課題点等の説明及び協議を委員会にて行うというふうになっているようでございます。その後関係者への説明に行くということでございます。その委員会へ細かい内容を伝達して整理して欲しいというお話が出たと賜っております。それから実現不可能になった場合、どうかというふうなご質問でございますけれども現時点では私自身そういう想定はまだいたしておりませんので、この件についてはお答えさせていただくわけにはまいりません。以上です。

議長(浅野仁君) 2番 野口繁君

2番(野口繁君) 大きな見直しというのはおそらく減歩率の問題ではなからうかと思うわけでございますけれども今回の提案では平均33%ですか。おそらく40%をはるかに超えてくる。保有地の処分等を考えれば45%にも多分なるのではないかと想定するわけでございますけれども、この事業が不可能になった場合に実は古川河川敷が県営事業で堤防なり、改修事業をしてもらっているわけでございます。それでこれまでの事業計画としては古川県営事業即ち宮川左岸第二土地改良区から県へお願いして県営事業で行っている。県は財産を持たない。買収した用地を持たない。すぐに宮川第二土地改

良区へ向いての移管、それ以降町市への移管となるわけでございますけれどもこの計画の時点で排水の問題がございまして、立てていただきました事業計画を宮川左岸第二土地改良区理事会でいろいろ異論はありましたが了解をしております。しかしながら今後計画変更とか事業が中止の場合にはなかなか難しい問題が出てくると私は想定するわけでございます。例えば妙法寺の所有地を約3千400平米県へ向いて買収したとなりますと防波堤になる所が宮川左岸の管理下になるとなってきた場合。事業が無くなった場合は団地100%管理地になるわけですが排水の問題が出てくる。また仮に民間企業で開発した時も排水問題で頭打ちする。開発につきましては排水が一番肝心だと思いますのでこれどういうふうにして解決していくのか。そしてまたこの際お願いしたいのは、来年度県営でやりました部分はおそらく県から改良区への管理下になるはずと思う。再来年には宮川左岸土地改良区の管理下になるので、いろいろ排水の問題につきましては受益者の方から排水の使用料等ももらわなければならないことも出てきますので、双方相当難しい問題が発生すると思う。ですから宮川左岸へ委託されたならばもともとあの河川は市と町の河川でございますので、出来る限り町としても受諾という方向を取ってもらいたいなという感じが致しますので、その点について町長のお考えをお願いしたいと思います。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 古川改修の関係でございますけれども当然野口議員のお考えのように現場は既に妙法寺の関係は登記を完了している。上地側はもうまもなく完了するという状況を伺っておりますし、施設の譲渡というふうなことになるわけでありまして、いろんな経過の中で改良区を通じてというふうな事業がなされて完了したということになっているわけですから、これはその後やはり、自治体として移管を受けることになるだろうと思うのですが、当然県、あるいは関係する伊勢、玉城というふうなことで協議をしまいたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議長(浅野仁君) 2番 野口繁君

2番(野口繁君) それならそれでお願いいたしますけれども説明の内容ですがもう少し具体的をお願いすることが出来ないか。と言うのはこれまでお世話になっていた土地整備協会にお願いしていたのか、それとも建設技術センターの方を通して説明してもらったのか、そんなことがあるかと思っておりますのでもう少し細部に渡ってどういうふうにして例えば減歩率はどうか、そういうことを説明した内容について、もう少し町長でなければ統轄の方からでも説明願いたいと思います。一つよろしく申し上げます。

議長(浅野仁君) 建設統轄 前田浩三君

建設統轄(前田浩三君) 当日の説明内容につきましては平成16年度に認可申請書の作成ということで業務委託しておりますけれども、その中での内容をご説明申し上げております。その内容といたしましては大きく当初計画いたしておりました点から変更になった部分これは二回目の説明になるわけですが、まず緑地の問題、調整池の問題、それと減歩率の変更した部分ということで説明申し上げました。減歩率につきましては現在試算いたしておりますのが、当時は33%ということで説明申し上げましたが33.17%から41.50%に減歩率が上がるといった内容でございます。そういった中で保留地の面積等につきましても大変影響を与えております。この事業を完成させるにつきましては保留地の処分といったことがございますけれども、この保留地につきまして全国的な事例といったことも言われますけれども、地価の下落からなかなか処分が出来ないといった内容のものがございます。それにつきましては事例を挙げて全国的な事例ということでご説明申し上げました。そういった中でのことですけれども、役員会の中で今後の進め方ということでご協議いただきました。この役員会と言いますのが正式には玉城町新田町・妙法寺地区区画整理組合設立準備委員会というもので、その中の役員会ということでお願いをさせていただいております。またこの上には三役会というものがございまして三役会につきましては役員会なり委員会の開催についてご協議をいただきながら進めてまいったわけでございますけれども、当日は役員会の方でお願いさせていただきました。尚委員会につきましては具体的な内容が説明してございませんし、今後の進め方の中で関係者への全体の説明も必要ということになったわけでございますけれども、委員会の説明としてはどうかということで役員の方からご意見を頂戴いたしましたので、こういった問題点、大きく変わってきました点につきまして箇条書きの分かりやすい状態の文書に整理するといった中で、委員会への説明を申し上げてなおかつ関係者のご判断をいただくということになれば、関係者への説明という4段階の説明会を予定いたしましたことでございます。そういった中で近々に再度の役員会をお願いすることになるかと思っておりますけれども、整理した内容のご確認をいただきその後委員会の開催日時等を協議いただく。その委員会の中で、関係者への開催日時を再度ご協議いただくといったことになるかと思っております。特に当日お話をさせていただきました関係としましては保留地処分、これにつきましては大変下落をしたままで土地の上昇というのが現状でも見込みにくい現状でありますので、事業としての成立が難しいのではないかとご説明申し上げて、ご協議いただいたというところが経過でございます。

議長(浅野仁君) 2番 野口繁君

2番(野口繁君) 関連いたしまして1点お聞かせ願いたいのですけれども竹岸畜産の用地で玉城町が畑、山林に対して所有権が3分の1地権者が3分の2という和解書があるわけですがそういう方々との協議、話し合いの状況はどういうふうになったのかをお聞かせ願いたいと思います。

議長(浅野仁君) 総務統轄 中郷徹君

総務統轄(中郷徹君) 旧竹岸畜産の用地の問題につきまして前にご報告申し上げた後に、1月になってからですがこれは個別に現地権者の方々とお会いいたしましてまずは和解書の内容につきまして確認させて頂きました。と言いますのは町の権利の存在を示す文書があるといったこと、その内容、これにつきまして確認をさせて頂きました。このことにつきましては各地権者の方々とも確認は取れたといったことをございまして、またそのことと併せまして今後の問題処理の方法につきまして確認させて頂きました。そのことに関しましてはそれぞれの方々微妙に表現に、またお考えに差があるというふうなことで受け止めさせて頂いたところでございますが、この権利をどういった形で解決していくかといったことについて、ご相談申し上げたところでございまして例えば解決の1方法といたしまして町の権利を現地権者の方々に買い取っていただくということで、お考えいただけるでしょうかといったことも併せてお話をいたしましたところ、価格によっては相談に乗っても良いということで、それぞれのお立場で表現が異なっておりますがお答えをいただいているといった状況でございまして、このことも踏まえまして、今後の解決に向けて取り組みを進めていきたいといった考え方でおります。

議長(浅野仁君) 2番 野口繁君

2番(野口繁君) 町長、この問題が先決と私は思うのです。ということはこの問題が解決しない限りは地権者の名前も出てこない。いくら地元で委員会を開いたところでなにもならないと思う。早急に解決しない限りは前進も後退もなにも出来ません。その点について町長のお考えをお願いします。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) この竹岸畜産の約束事につきましては、以前も考え方を申しあげましたように、区画整理とは外して町としての約束の中で早い時期に解決をしていきたいと思っておりますので努力して参ります。

議長(浅野仁君) 2番 野口繁君

2番(野口繁君) 町長、本当に時間が無いので早急にしておいてください。それだけお願いします。この件につきましては度々のことでございますので概略分かりましたので質問を終わらせていただきます。

続きまして3番目の農地・水・農村環境保全向上対策の事業についてでございますけれども、昨日玉城町といたしましては地域活動の組織の申し込み

を一応打ち切ったと思うわけですが、現在何地区でどれだけの平米あたり申し込みがあったのかどうかということと、町長、本当に先だってから農業委員会なり、地元の農事部長会におきまして全体的に加入して欲しいのだという強い姿勢で望まれているわけですがその心構えを1回ここでお聞かせ願いたいと思います。そして支援事業につきましてはなかなか難しい問題が出てまいります。指導的な役割、職員の配置もございませぬけれどもこの事業を進めるのに現在の職員でやっていけるのかどうか、私は心配しているわけでございます。ひょっとしたらずっと続く事業かも分かりません。この支援に対する町の考え方、問題とか、また未開の地に関しては政府として違う方面から同じような事業が出てくる可能性もあるわけでございますので、その点につきましてお答えをお願いします。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 3点目の農地・水・農村環境保全対策事業でございます。この事業が平成19年度から進められるという農水省としての取り組みでございます。特に玉城町の将来にわたりまして優良農地の保全、或は農業振興をしていく上で非常に有効な事業であるというふうに私も考えました。担当といたしまして早くから回りの自治体よりも先駆けて説明し、要請のある自治体へはお伺いして取り組みをさせていただいたわけですが、若干その事業について議員もご承知のように、県の取り扱いについての不明確な説明の部分があって、なかなか進むことが出来ないということでもありますけれども要はとにかく高齢化が進み、そして農家数が段々少なくなっていく中でどうしても土地が荒廃していく。荒廃していけば元に戻らないという現象が玉城では少ないわけですが、山村僻地ではどんどん起こっているという状況でありますから、何とかして今の時期に農家の皆さん方を中心にして玉城町の環境を守る上からも取り組んで欲しいという考え方を持ちまして、改めて2月末でありましたけれども農事部長会が開催されるということでございましたので私も再度お願いにあがった次第でございます。最近改めて農事部長の皆さんにお越しいただいて説明会も開催させていただいています。こちらに預かっている資料、そしてまた後不足する部分は担当からお答え申し上げますけれども2月23日現在で10地区12集落ということで田畑併せて388ヘクタールということでございます。交付の見込み金額は1千661万3千600円ということで内町の負担が415万3千400円と19年度の当初予算にも計上させていただいているということでございます。今後におきましてさらに事業の推進を働きかけしていきたいと考えておりますし、またこのことにつきましてはご承知のように県、そして県の土地改良団体連合会と合わせてバックアップをしていただくような要請もしているわけでございます。職員態

勢につきましては、そういった皆さん方の協力を得ながら精一杯努力をしていかなければならないと考えております。以上でございます。

議長(浅野仁君) 農林商工統轄 田畑良和君

農林商工統轄(田畑良和君) 只今の町長の答弁にもありましたように現在のところ10ヶ所の活動組織12集落ということでお聞きしております。現在仮申請を受けております。県の予算の中でもう少し余裕があるということも含めまして再度関係集落の区長さん農事部長さんに通知申し上げまして1昨日と今夜の2回再度説明会を申し上げているところでございます。今からの説明会ということになりますと当然申請が少し遅れるわけですが、出来るだけ早い時期に申し出ていただきたいということで、お願いさせていただいております。以上でございます。

議長(浅野仁君) 2番 野口繁君

2番(野口繁君) 私はけっして農家の方にマイナスになる事業とは思っていません。出来るものなら玉城町全体的に入ってもらってしてもらった方が有り難い。申し込みが無いので8月いっぱいまで国の方が受け付けるらしいのでそれまでに申し込みがあった場合、県は先着順に申し込みしてくれる状態になっているそうでございますけれども。私は是が非でもやって欲しいのは有田平野を一本で改良区があるわけでございますので一つの改良区全体で出来るものならやってもらいたいと思うのです。ということはこれまでやってきた排水とかそういう事業に対してみんな補助金がある。というのは小さな構成になってきますと、運営費ばかりとられて結局活動費が無くなっていくというようなことで、例えば有田地区を一本にしてもらってその使用方法については分割で責任を持ってやってもらったら良いと思うので、役人とかたくさんつくって結局小さな所だと何も活動が出来ない。大体運営費は総予算の25%ぐらいではなからうかと思うわけですが活動費に50%使えないというようなことでございます。これまでは国の方もいろいろとぐらぐら言いながらまた県の方も、土地連合会の説明も度々国の施策が変わったわけでございます。それを見ますといろいろ機械を使ってもいろいろ作業出来るとかいろいろ緩和措置がされまして恐らく有田も独立してもう1回事務所開きをしなければならない。運営するには借入しなければならないと思うのですが、この事業を適用すれば各地へ配分する排水管理費も随分まかなえる。釣りがくるぐらいだと私は思う。是が非でも町長が地元の有田地区を一本化してもらって立ち上げて欲しいと私は念願致します。それで各地区の活動の方々に1回寄ってもらって例えば費用弁償をいくら位にするとか2千円とか3千円にするとかそういうことも統一した方が良いのではなからうか。片方がたくさんもらって片方が少ないという問題も出てまいります

のでそういう点も考慮する為には地域の協議会が出来たならば1回寄ってもらって、再度予算の見積り直しを再修正かけてもらった方が町全体的に利益になるのではないか。町としても本当に少額の金で管理してもらうわけでございます。無い所も全地域加入を試みて早急にまとめないと2千ヘクタールの枠が無くなる可能性がありますので、恐らく他所の町村では再募集は無いと思いますが幸い町長はそういう認識をされまして、立ち上げてもらっておりますのでそういうことをお願いしたい。そのことについてもう1回町長にお尋ねさせてもらいます。よろしく申し上げます。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 野口議員おっしゃるようになんぞそれぞれ取り組みの自治区なりの皆さんにお集まりいただいているんな情報交換なり、研修をしていただくのは大変有効だと思っています。あくまでも受ける側が主体的に取り組んでもらわないといけません、今の有田の地域につきましてもそうした取り組みを働きかけてまいりたいと思っています。以上です。

議長(浅野仁君) 2番 野口繁君

2番(野口繁君) それでは町職員が足りない場合は組織全体的に拠出金を出してもらって職員の給料を払っても良いわけです。職員不足になるよりも協力するような立場の取り組み方も必要ではないかと思うので、その点も充分考慮してもらいたい。いろいろとこの件につきましてお尋ねしたわけですが個人的に話をさせてもらいたいと思います。一般質問としては終わらせて頂きます。ありがとうございました。

議長(浅野仁君) 以上で2番 野口繁君の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

(午前 10時45分 休憩)

(午前 10時56分 再開)

議長(浅野仁君) 再開致します。休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に8番 鈴木加奈子さんの質問を許します。8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 日本共産党鈴木加奈子、一般質問をさせていただきます

今税金の申告の時期にも当たりまして、そして定率減税が半減あるいは廃止、そんな状況の中で連動しますいろんな税金等の値上げといったことが心配されておりますので、多岐に渡って必要な事柄が山積しているわけですが3点に渡りまして本日は質問したいと存じます。まず1つは保育環境の改善と保育料の軽減について。次2つ目は税金の申告にあたりましての控除となります介護保険の時に認定を受けている方が障害者の認定、あるいは

は特別障害者の認定を受けますと、相当な軽減になるということでこの問題について。3番目に談合防止を目指して入札制度の改善をということでこれまでに何度か申し上げてきたところでございますが、本日もこの件についてお伺いします。

では最初に保育環境の改善と保育料の軽減についてですが田丸保育所の環境改善について先に申し上げます。9月議会あるいは12月議会またそれ以前からも申し上げてきているところでございますが、危険な場所表示がしてある所でもあり、またお堀に囲まれており出入口の所には教育委員会が管理しておりますところの、木造の相当危険な状態にあるのではないかと思います資料館と言うか倉庫と言うかそういった建物もありまして、災害の点で心配があるということ。また廊下が全長100mもあるということで小学校の徒競走ですと50mあるいは60mというふうに1年生2年生は保育所の約半分のような距離でございます。そういうマンモスの状態であります保育所にこともあろうに200名の定員を1割以上もオーバーいたしまして保育しているという親御さんからは大勢一緒の所に詰め込んであるのだから保育料を下げてもらったらどうなのかというお話が飛び出してくるような状態でございます。そういう定員オーバーという問題。それからもう一つ大きいのはやはり田丸地区で0歳児保育の希望が一番多いのにもかかわらず田丸の方々も他の外城田の保育所で保育してもらわなければならないというようなそういう不便さ、この問題の解消の為にもやはり場所を変えるということそしてマンモスではなくて適正規模と言われておりますところの100名規模の保育所に2つに分割して建てる。その為にも方針を早く出し、場所を選定すべきだとこのように思っております。平成13年今の第4次総合計画が立てられておりますがその当時から保育所の様子については書かれておりますので、その点も含めましてお答え頂きたいと思えます。具体的にはまだ立たないでしょうけれどせめて来年度中には、その場所の選定をするところまではするべきではないかと思っておりますのでお答えをお願いしたいと思えます。

2番目に定率減税の還元ということに連動しまして保育料が引き上げになる。もっと丁寧に言いますと住民税についても定率減税は廃止になりますのでそれに伴いまして2階層3階層の部分、市町村民税の住民税の非課税あるいは課税世帯、このところにも影響を及ぼすところでございますが、今厚生労働省から指示されておりますのは、所得税の関係で増税に連動して所得は増えているわけではないのに、めかけの所得が増えた格好になりまして保育料が引き上げられることのないように、政府も今少子化に対応して力を入れているというポーズを取っていますので追求の中でしなければならなくなったところまで、国民の側の追い込みが効いたなと思っているわけござい

ますが、何しろ保育料に影響を及ぼさないようにランクの区分けを変えると
いうことで指示がまいております。町長の提案説明の時に玉城町におきま
しては保育料の引き上げを、当初はしていたかのようなお話でその引き上げ
るといのは止めまして据え置きにしましたというお話だったので、私はぞ
っとしたのでございますが、引き上げるところを据え置きだけではなくてラ
ンクの区分け、保育料について変えないというのであれば実質上保育料が変
わらないようにする為には、この区画をいろわないと保育料の引き上げに繋
がってまいりますので、これを早速に取り組んでいただかないといけないの
ではないか。保育料は例年でございますと4月5月6月は前年度にならって
徴収いたしまして税が確定しましてから7月からその後、増減を均して保育
料の算定をしながら徴収するというやり方が取られていると思っております
ので、今急ぎ取り組めばこの心配は解消出来るのではないかと考えており
ます。取り組んでいただけると思いますがお返事をお願い致します。

議長(浅野仁君) 8番 鈴木加奈子さんの質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 鈴木議員からご質問いただいております。まず一番の保
育環境改善と保育料軽減ということで2点ご質問いただいております。過日
の開会の挨拶にも触れさせていただいておりますけれども、町の施策の中
におきまして少子化対策は大変重要課題と考えております。将来のこの地
域を担う子供たちが健やかに育っていく為に、最大の努力をしてみたいと
思っているわけでありまして、また議員からのご質問の中にもございました
9月と12月の2回にわたって、保育所の改築計画のご質問をいただいたわ
けでございますけれどもご承知のように、昭和53年に改築完成になってい
るわけでございます。築29年を迎えた施設でございます大変老朽化し人
口増加に伴いますところの入所児童が増加しているという、現状に加えて施
設の狭隘、また最近の0歳児の保育の要望とあるわけでありましてこれも大
きな行政課題と認識しているわけでありまして。この方策といたしまして具
体的な考え方を、纏めていかなければならない時期に来たと私も認識して
おります。しかし12月にもお答え申し上げましたように大変国、地方とも財
政状況厳しい時期であるわけでありましてそういった中で国の支援制度、特
定財源の確保、補助事業の所謂認可採択の見通しを立てながら、町の所謂健
全財政を維持していくという財政状況を慎重に見極めながら、具体策を立
てていかなければならないと思っております。改築の所謂時期あるいは
またいろんな事柄について想定しながら、総合的に計画の検討を進め
てまいりたいと考えております。またその時点では予め保護者の皆さん始
め議員の皆さん方にもご協議を賜りながら取り組みをしていかなければなら

ないと考えております。

次にもう1点の増税に連動し保育料の引き上げにならないよう厚労省通知に沿った改定についてということでございます。保育料につきましては前年度の所得に応じて定めているということでございます。玉城町の基準はご承知のように国の示す基準より約3割程度低く設定しているということでございます。そういうことで19年度からご承知のように税源移譲に寄りまして所得税と住民税の税率が変わるということから所得が確定いたします20年度には新しい基準の中で、該当する部分についての規定を検討してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長(浅野仁君)8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 最初に先程建設の用地を早く選定するべきではないかということをお願いしたのは、やはり町有地として建てれば昔の城東中学校の跡地というようなものが保管されている場合にはよろしいのですが、あれも住宅業者にさっさと売り払ってしまったということもありまして、そうならばどなたかが所有していらっしゃる土地を、お願いするということになりますので、これは相当選定してから具体的に建てるまでに日にちを要することになるかと思えます。それでどの場所にするかということ。例えば栄町もう1ヶ所は田辺辺りにというようなふうに決めていただいて住民の皆さんのご協力を得ながら、その場所づくりをするということを考えていかなければならないのではないかと。その為には町長「しなければならぬと思っています」と言うだけではどうしようもないではないですか。貴方が決意なされば皆さんはそのように動いていくわけでございますので、そのことを再度お願いしたいと思えます。

それから2番目に保育料の見直しの関係ですけれど町長、貴方は勘違いしておられるなと思えました。平成18年12月21日ですのでまだほんのこないだということなのですが去年のことでございます。厚生労働省雇用均等児童家庭局保育課運営費係という所から通達が参っておりまして19年度における保育所運営費国庫負担金の取り扱いについてということで、徴収基準額の軽減の拡大と合わせまして、その前に保育所徴収金基準額について低率減税縮減に伴う改正というふうに書かれているわけでございます。17年度は定率減税の半減ということで、保育料がそのままの区分けに放置いたしますと自動的に保育料が値上げされてしまう結果になります。同じ収入であった場合の話でございます。同じ所得であった場合に保育料が値上げされるという結果になります。ですから区分表を変えるということを行なわないと保育料の値上げを事実上値上げすることになってしまいますので、このことについて早速取り組みをしていただかなければならないのではないかと、この

ように申し上げたところでございますが、担当ときちっとした話がなされていないのでしょうか。私は相当詳しい資料で本日の質問に望んでいるわけでございます、突拍子もない事を言って驚かせようというようなそんな魂胆は何もありませんので、実質住民の為に連動した保育料の値上げにならないようにしてもらいたいと、このことを説に願って申し上げているところでございますのでもし担当の方がご都合よろしければ、答弁者は町長と私いたし手おりますけれどもご相談頂きますようお願いしたいと思います。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) まず保育所の計画についての再度のご質問でございますけれども、まだ今の段階でいつの時期にというふうな段階に至っておりませんが、まずいろんなご協議を賜って事業の規模あるいはまた総事業費の概算の見積もりなり、あるいは財源の計画というふうなものを充分見通した上で検討していかなければならないのは当然でございます。できましたら今後3乃至4年の間にはそうしたことの目標を立てながら進めてまいりたい。いろんな用地取得ということになりますと、当然その費用がかさむということになりますから総合的にどこが良いのか、あるいはどういう規模が良いのかということも含めて検討に入りたいと思っております。

それから税源移譲によりますところの所謂所得税から住民税への移行というものによって、そのままにしておく金額の変動があるというふうなことでありますから、それはそれぞれの階層で見直すということは当然必要になってくると思っております。不足の分は担当からお答えさせていただきます。

議長(浅野仁君) 生活福祉統轄 辻誠君

生活福祉統轄(辻誠君) 保育料の減免のことでございますがこの件につきましても先般12月の議会の中で保育所の建て替えと共に減免をどうするかというお尋ねもいただいていたかというふうに認識しておりますが、この時にもお答えいたしましたように、先程町長が述べられましたように国の税制改正の中で税が確定いたします20年度の保育料で以って算定していきたい。もう1点は今回の減税とかそういうふうなもので一部引き上げになられる方があるというふうなお尋ねでございますが、玉城町の場合には国の基準が所得の所謂階層を国は7段階に設定しているというふうに認識しております。玉城町におきましては、僅かな金額の改正でも大きな保育料の増額にならないように所得税の所謂所得基準を細分化いたしまして7段階から10段階にいたしております。またそういうふうなことと合わせまして今年度につきましましては、国の基準を上回るような保育料に算定基準にならないというふうなことで認識しておりますので19年につきましましては現行のままをいたしたいと考えているところでございます。

議長(浅野仁君) 8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 今町長は定率減税半減が廃止されて増税に実質なるということから、保育料が連動して引き上げにならないように階層区分の見直しはすると言われたのですよ。今町長は連動しないように階層区分の見直しをすると言われたのですよ。町長が見直しをすると言ってそして担当者に答弁渡したのでしょうか。それなのに答弁者は全然違う話をしているではないですか。減税になったかのような話でしょ。全然逆ではないですか。減税になんかなっていませんよ。例えば国の方は第4階層でまいりますと当然保育料は全然違いますよ。階層区分の話です。6万4千円未満だったその区分けをこの税制改正で影響を受けるということで7万2千円未満というふうに区画を変えています。それから6万4千円以上16万未満というこの区分のところを6万4千円から7万2千円以上、16万のところを18万未満というふうに区分を変えているのです。ですから国よりも玉城町の方が区分けは少ないからなんてことを貴方はおっしゃいましたしけれども、そうしますとうれしくもない2階級特進が行われたら踏んだりけったりではないですか。一方では定率減税半減がなくされるのですから実際には増税になるわけです。6月になったら住民税がドカンと上がるわけでしょう。それでそんな影響を受けないようにする為に保育料の料金は変えなくてもいいけど、区分だけは国の指示のようにこれにならって変えてはどうですかと言った。町長はしますと言った。実際保育料は据え置くという答弁をしてみえるわけですから。据え置こうと思ったら階層区分を変えなければならない。それをすると言った。それが出来ないの。それはちょっとおかしい。

議長(浅野仁君) 暫時休憩します。

(午前 11時20分 休憩)

(午前 11時24分 再開)

議長(浅野仁君) 再開致します。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 再度先程のご質問の中での所謂階層の見直しというふうなこと、税に関係してでございますけれども19年度の税が確定しました段階で、見直しを検討してみたいという考え方を持っておりますのでよろしく願います。

議長(浅野仁君) 8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) では便乗値上げと言われることのないように階層区分の見直しを是非ともしていただきたいし、町長ご自身が保育料は据え置きと言われたのですから、所得が変わらないのに保育料が上がったということ

が絶対に起こらないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それから1番最初の場所の選定ですけれども3乃至4年というとき貴方の任期が終わってしまいますので、せめて貴方の任期中に建てられるように頑張ってもらいたいとこのことを申し上げて次の問題に入ります。

介護認定を受けている人の場合にその状況によりまして認知症等が相当強く出ておりますと、介護認定では要支援あるいは介護度1、2でありまして特別障害者の対応になるということもあるわけがございます。昨年の『広報2月号』には税金の申告に関わりまして特集には一応介護保険についての説明があったのですが今年は何らその記載がありませんし、またなかなか知らされていないということもございます。格別高齢者につきましては老年者の控除が削除されたりとか、年金の控除額が引き下がりましたのでそのところでも増税になり、ひいては住民税が非課税であった人が課税になるというような事態も多くあると思ひます。この介護保険、障害者認定につきましては以前から制度としてはあったのでございますが、なかなか知らされていない。知らせても本人が分からないというような状況の中で申請が少ない。これを解消する為に今後どのようにしていこうと考えているかお願ひしたいと存じます。よろしくお願ひします。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 2番の事項でございますが介護認定を受けている人の障害認定、特別障害認定の窓口あるいは手順はどのようになっているかというお尋ねで広報での周知がなされていない、あるいはどのように予定するのかというご質問でございます。まずご承知のように今介護の認定は玉城病院に併設しております健康管理センターで行っているということでございます。介護認定を受けておられる方の障害控除に関わる相談、あるいは障害者控除対象者認定書の交付窓口は生活福祉チームということで役場の窓口ということでありまして、税の申告の際の周知につきましては今後そういうことのないよう実施をしてまいりたいと思っておりますし、また今後の対策につきましては介護保険の認定審査の際にあわせてお知らせさせていただく。所謂通知書を送付する時期に、障害者控除等のお知らせを周知するようにしたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

議長(浅野仁君) 8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 認定を受けた時にこういう制度があるということの通知をしたいということのように受け止めたのですが、それではなくてその際に認定書をお渡しするということをして頂きますと、申告の時期に大勢の方がドバツと押し寄せることもなくてすみますので県内におきましてそのようなやり方をやっている所も市町もございまして、是非ともそのことも

考えて頂きたいと思うのです。ここに1つの例がございます。介護度1の方が合計28人、障害者認定の通知書の申請に行かれました。これが障害に当たらなかったという方が6人、一般認定ということは障害者認定を受けられた方が19人、特別障害者認定を受けられた方が3人で介護度4あるいは5だったら全員が受けられるかと思いきやそうではなくて4の方で10人の申請に行ったら障害認定を交付された方は1名、特別障害の認定を受けた方9人、介護度5の方4人、この中で4人とも特別認定は受けました。そういうふうに4、5だったら全てかなと思ったらそうではない状態もある。というのは認知症の関係というのが大きく影響を受けます。これには一応目安が厚労省からも示されておりますので、それに則ってやっていただくわけがございますけれども医師の認定の3とかなんとか言われるのですが、その辺は私掌握しておりませんが玉城町の65歳以上の介護度5の方は61名、介護度4の方は68名というふうにありますして介護度1から5までの方が397名おられます。こういう方が短い期間で一斉に窓口に殺到いたしますと事務的にも混乱するのではないかと。それを避ける為にまた受けにこられた方に迷惑にならないようにする為に、介護認定を受けた時に障害認定書もお渡ししておくということを伺っておりますがそれは可能だと思っております。資料は当局が全部持っているわけがございますので。ということで対応は出来ないのかということが1点。もう1つは5ケ年間遡って申告することが出来ることになっております。その5ケ年間遡って国税庁としては申告出来ますのでその対応というのは、今ここでお返事下さいというのは難しいかと思えますけれども確定申告が済んでいる人でも5ケ年間遡って出来るというのは税務署の知らないと言うか不勉強なところもあるらしくて「そんなことのあった時には連絡を下さい。国税庁の方から指導をいたします」という国会答弁もありますので、これはそのように対応していきたいと思っておりますので、なにしろ認定書を出すのが玉城町の責任において出すことになるわけがございますので、是非とも今回の場合要請のあった時には早速対応していただけるようお願いしたいと思います。その用意があるかどうかそれを伺いたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議長(浅野仁君) 生活福祉統轄 辻誠君

生活福祉統轄(辻誠君) 議員おっしゃるように広報での周知につきましては該当するかそうでないかは、たくさんの方がそれに関心を持って見られるかというふうなこともございまして、今回は周知いたしてなかったわけですが、今税の確定申告の時に、そういうふうな障害控除の対象申請者の方の相談に訪れる場合どうするのかというふうなお話もございまして、町長答弁申し上げましたように議員ご承知のように介護保険制度につきましては6ヶ月を1

つの区切りとして認定の審査会が随時開かれます。そういうふうな時を新たな介護の認定通知書に合わせまして、障害者の控除につきまして制度の紹介それと当然介護認定を受ける際には医師の意見書等も拝見する中で訪問調査、そういうふうな中で該当する方につきましては税の申請書を案内し、どういうふうな方が対象になるかという部分、いろんな制度の紹介、これ以外にも玉城町単独独自で実施しております介護用品との支給事業というような、諸々の介護認定を受けられた方の在宅支援というふうな、制度も実施しておりますので併せまして、そういうふうな制度の紹介もしていきたいと考えておりますのでよろしくご理解を賜りたいと思います。

議長(浅野仁君) 8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) そんなちゃらんぼらんな答弁してはいけませんよ。介護度が1であっても特別障害者の認定が出来るそういう方もあります。ですから本人では自分の介護度が1だから2から特別障害者か障害者認定に該当するか本人は分からない。町当局が医師の診断書も持っていて、その判断をする材料は全部掌握している。だからその時に認定するものをお渡しすれば勿論税の申告の説明書も必要ですよ。でも認定する通知書をお渡しすれば二度手間にならなくて済むわけです。ですからそういう対応は出来ませんかということをお願いしたのです。それから5ケ年間遡ってこの税の控除の申告が出来ます。ばかにならないのです。例えば70歳以上で特別障害者の親を同居して扶養する場合所得税に関しまして扶養控除を含めて133万円の控除が出来るのです。住民税のおきましては98万円の控除が出来る。ですからこれ知らずに放っておいたら、所得税はかかってこなくても住民税がかかってくるという人も住民税非課税、これ以外の年金だったら住民税非課税になるわけでしょ。だからこれは少ない金額ではないから大変なことなのです。住民にとって不利益にならないように税金ごまかせという話ではないのです。正当な税金を正しく徴収する為に税金というものは取り方と使い方を気を付けなければいけません。徴収の仕方に関わる問題として住民が不利益を被らないように対応してくださいということをお願いしたのです。町長細かい所はまた相談してもらったら良いのですが対応検討していただけますか。早速お願いしたいと思います。年内でもいつでも5ケ年遡って申告は出来るわけですから急がなくても良いけれど、やっぱり急いだ方が良いということをお願いしたいと思います。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 今確定申告ですけれどそのことに関わる部分でありますから前年の所得ということでご承知のように12月31日で対象になっている取り扱いの中で税が確定されるということでありまして、所謂介護保険が

6ヶ月毎の更新というふうなこともありまして6ヶ月認定したけれどまた後の6ヶ月で外れたとかいろいろランクが変わる。それぞれの担当で出来るだけ対象の方々の不便をきたさないようなことは、検討してまいりたいと思っております。

議長(浅野仁君8番 鈴木加奈子さん)

8番(鈴木加奈子さん) 住民にとって対象者が不利益にならないように対処するという事を町長言われましたので、担当者におきましては早速のお取り組みをお願いしたいと思いますのでよろしく申し上げます。そして5ヶ年間遡って税金の修正申告も出来るというそういうことでございますので、将来のことではなく遡及して減税を受けられるという意味でございますので、そのことも是非ともお知らせして頂きたいし、本人では何の認定になるか分からないのですから、該当者の方に何の認定が受けられるかということも知らせるということをお願いしたいと思います。障害者の関係につきましては法が出来てまだ半年というのに12月でしたか利用料の軽減策がようやく打ち出されてきたというか、本当に大変な必死の運動を重ねた末にようやく自民公明政府が動いたということになるわけですが、やはり障害の重い人ほど利用料が高いという問題は解消されたわけではありません。松阪市では2分の1を自治体が負担し大紀町では全額を町が負担するという事でカバーをすることになったようでございます。玉城町でも税の問題も併せてですが是非とも早い時期に考えて頂きたいと思っております。この問題につきましては通告しておりませんので答弁は結構でございます。よろしく申し上げます。

3番目に談合防止を目指して入札制度の改善をということでこれも何度かに渡りまして申し上げてきているところでございますが、早く対応を頂きたいをお願いしてまいりましたところようやく来年度から一般競争入札に踏み切ろうということになってきたようでございますが、来年度1件だったからこれでやったというような、そういうごまかしの事にならないように是非ともお願いをしたいと思っております。この談合防止につきまして私共は県に対しても要請をしてまいっております。県の解答書がこの2月2日に届いたのですがこの内容をちょっと読んでみます。『県では談合など不正行為の防止対策として全ての公共工事の予定価格を事前公表すると共に、指名停止措置期間の強化といった制度改正を行っています。また競争参加者数が限定されることによる不正行為を引き起こしやすい環境を排除し公正、競争性、透明性の強化をはかる観点から平成19年4月から全ての建設工事の発注において原則条件付一般競争入札を導入していきます』という回答を文書でいただいております。玉城町としてはどのようになさるのかこのケーブルテレビも

放映されますので一般の方にもお分かりになっていただけるような説明をして頂くようお願い致します。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 談合防止を目指して入札制度の改善ということで2点ご質問いただいております。今お聞きさせていただいております。県の状況の説明も頂きましたけれども昨年からは全国福島、和歌山に続いて宮崎とか県のトップが関わる事件が発生したということでありまして大変遺憾に思うわけでありまして、こうしたことについては厳しく処せられなければならないと思っておりますし、また談合あるいはまた不正入札行為があってはならないというふうに考えているわけでありまして、特に町におきましても常にこの制度の改善改革、そして監視が大事だということでその都度逐次改善してまいったというところでございます。特に町におきましても公共工事の実施に当たりましては透明性、公平性確保の為に積極的な情報公開をやってきたということもございます。一時期予定価格の事前公表あるいはまたそれをいろいろな状況を眺めながら取り止めたりあるいはまた指名ランクの見直しあるいは発注の公表、逐次実施してきているところでございますけれども国の動きあるいは県の動きと併せて平成19年度からこの基準を改めて実施してまいりたいと考えているわけでありまして、今従来の指名競争入札から地域公募型の指名競争入札あるいは一般競争入札に変更出来る基準作りを進めているところでございます。新しい方式につきましてもただ単に価格だけでなく性能、品質等評価する総合評価方式も試験的に導入してまいりたいと考えているところであります。よろしく申し上げます。

議長(浅野仁君) 8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 見直しをしてまいりたいという話だったのですが非常に分かりにくい。議会に提案していただきます契約は工事に関係しますものだと5千万円でしたでしょうか。5千万円以上が議会に付議されることになっておりますけれどもそれを例えば3千万以上なら一般競争入札の方向でやるとかあるいは議会に付議される5千万円をはるかに超えるところの1億円を超えるものに限ってだけするとか、そういうことも考えているのではないかと思うのですがやはり最低議会に付議していただきますところの5千万というのはクリアーしてもらいたい。出来ることならばせいぜい3千万程度以上のものは一般競争入札にかけてもらいたい。地域の設定だとか一定の条件付きでやられてもそれは良いと思っておりますし、小規模の仕事であります時には伊勢市だとか鈴鹿市、松阪市なんかもやっているそうですけれども登録制にいたしましてその仕事を振り分けていくという、そんなやり方もしているそうですがそういったこともあわせてやりながら出来る限り一般競争

入札でやってもらいたいと思います。先程なぜ県からの回答書を読み上げたかと言うと町長は前から詭弁を使われる。だから誰でも好きこのんで談合に手をそめたのではなくて、私はそういうことをやったことがないのでよく分かりませんがそういう誘惑に駆られてしまう、そういう状況を作ってはいけないということから県の先程申し上げたような回答が来ているわけです。透明性もだしそういったことが起こらないようにするというその為に一般競争入札に全て切り替えていくということを言われているわけですので、その点で具体的にはどの程度までを考えておられるのか。冒頭に申し上げましたが1件だけ一般競争入札やったから19年度から始めましたと言えるでしょうという詭弁は使わないで下さいと申し上げているのです。お願いします。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 今国あるいは県でそのガイドラインが示されてきているということでございました。具体的な数字は早急に検討したいと思っておりますが、近隣の状況を眺めて検討していきたいと思っております。そのことにつきましてはやはり今の社会情勢でありますから、住民の皆さんに充分ご理解いただける金額で設定してまいりたいと思っております。近隣の状況を眺めて設定したいと思っております。

議長(浅野仁君) 8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 金額としてどのラインに設定するかというのはまだ確定していないということですね。そうすると設定いたしましたらその金額を超えるものは全て一般競争入札でやるということですね。市と比べてもしようがないでしょうね。財布の大きさが違いますので。玉城町は玉城町に合った金額の設定が必要だと思いますので、その点をご注意申し上げて質問はこれで終わりたいと思います。

この度は定率減税の廃止であるとか年金控除が減額されるということであらゆるところに影響を及ぼす。今日申し上げたのはこの2点を連動する料金の問題でございましたけれど外にも関係するところがいっぱいございます。国の施策としましても国保税に連動しないようにということで3ヶ年の措置を取ったのですが、その措置を取ったということは毎年毎年負担増になっていることを表しているのですその点もよく考慮してもらいまして、玉城町らしい施策と言えれば子供を大事にする施策ではないか、お年寄りを大事にする施策ではないか。お金が無いと言って福祉や教育を切るというのは知恵の無い選択だと思います。住みやすい町づくりをするということが財政を生み出す一つになっていると思います。夕張市から住民が逃げ出しているということから見ましてもよく分かることではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

議長(浅野仁君) 以上で8番 鈴木加奈子さんの質問は終わりました。
ここで昼食の為午後1時まで休憩致します。

(午前 11時55分 休憩)

(午前 1時00分 再開)

議長(浅野仁君) 再開致します。休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に5番 高木市郎君の質問を許します。5番 高木市郎君

5番(高木市郎君) 議長のお許しを得ましたので通告をいたしました4件について質問させていただきます。1点目は19年度の町政方針について。2点目は田丸保育所の改築について。3点目は誘致工場の拡張後の問題点について。4点目は学校問題についてでございます。

まず始めに19年度の町政方針について質問致します。町長は昨年4月に就任されて以来玉城町のリーダーとして町政を担ってこられたわけでやがて1年を迎えるわけでございます。その結果は大変良好で特にトラブルも無くスムーズに執行されたのではないかと私は思っております。さすがにキャリアの深い前助役、実力を高く評価させていただくところであります。ところで私は通告書を1週間程前に出しました。ところが昨日定例会において町長が施政方針を出されたわけでございます。そうなりますと私が質問している町政方針については全てが掲げられてありますので、私の質問は必要ないかというようなことで思ってしまうわけでございますが、これをあえて質問するという事はナンセンスということになると思っておりますのでちょっと方向を変えて質問させていただきます。まず町の業務、町政ということだと思っておりますがこれを推進されていく上での町長のお考え、意識というものについてお尋ねしたいわけですが、町の業務というものを大きく捉えて福祉の向上化、産業の振興化、教育の充実化の3つを100%と捉えた時に町長はどのような意識でどのようなウエイトで認識しておられるかということについてお尋ねしたいと思っております。2つ目にはもう少し具体的なことでお尋ねしたいと思っております。昨日の施政方針の内容を見ますと町長が昨年4月に立候補された時の公約そのものではないかと思っております。公約というのは割と抽象的で分かりにくいところがあるかと思っておりますけれども、それについて具体的にお聞きしたいのですが昨日の施政方針を見ますと5つの柱それに23の方策というのをうたっておられるようでございます。これを見た時に町民は少し何をしてくれるのだろうかということで、こんなに出来るのだろうかというような不安やら疑いがあるのではないかという点も見受けられますので、失礼な言い方かもしれませんが、又ナンセンスな質問かもしれませんが町長が19

年度にやろうとしておられる事業あるいは改革3つ優先順位を付けてお示し願いたい。このような質問です。以上です。

議長(浅野仁君)5番 高木市郎君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 高木議員からまず19年度の町政方針についてということでご質問賜りました。昨日の施政方針にも触れてお尋ねいただいたわけでございます。従いましてその中で具体的な考え方もというふうなお尋ねでありますけれども、まずは町政を進めていく上で基本的な考え方を申し上げてご理解たまわらなければいけないというふうに思っているわけでありまして、昨日の19年度の施政方針はそれぞれ今回提案申し上げております予算等で掲げさせていただいているものが多いわけでございますけれども、基本的な町づくりを進めていく上での考え方を申し上げたいわけでございます。それはやはり第一に住民の安全な生活と生命・財産を守る。そして公共の福祉の増進に努めなければならないということが、地方自治行政の本旨であるわけでありまして、その中で昨今の町を取り巻く状況を考えてみた時にどう何を最重要課題として取り組んでいくのかという考え方を、持たなければならないわけでありまして。特に申し上げておりますように少子高齢化の流れあるいは社会不安の増大、これに町としてどう対応していくのかということでございまして、一つひとつの課題に対応していかなければならないわけでございます。住民を守る為に防災対策あるいは防犯対策に取り組む必要があらうかと思っておりますし、またそうしたいろんな施策を進める上ではやはり財政の健全化をはかっていくことが大変重要でありますから、特に北海道夕張市の状況が大変話題になっている時勢でございますけれども、玉城町といたしましても健全財政をはかりながら、やはり身の丈に合った財政運営に努めていかなければならないというふうに考えているわけでありまして。そうはいたしましてもやはり住民の皆さんの福祉の向上の為に、あるいは安心して暮らしていただける町づくりの為にどうしても財源が必要である。自主財源をどう確保していくのかということの努力があるわけでありまして、折角こうしてご理解をいただいて昼間4千人の従業員の皆さん方であふれているこの大変活気のある町に発展を遂げていただいてまいりましたから、さらにこの企業の皆さん方のご縁を大切にしながら、町づくりを進めていかなければならない。そんな中で自主財源を確保していく必要があらう。そしてそれによって住民の皆さん方お一人お一人が幸せに暮らせる町づくりの為に努力していきたいというふうに考えているわけでございます。少し具体的な内容もご質問を賜っておりますけれども、やはり歴史的にも農業の先進町として取り組んでいただいてまいりました玉城町でありますから、将来にわたってこ

の素晴らしい農村環境を守っていく。そして農業の振興をしていくことは大きな課題であると思っております、ご視察を賜りました宮川二期事業計画の斎宮調整池がいよいよ完成に向けて進んでおりますから、この関連をいたします県営事業、あるいはまずは有田地域の経営体基盤育成事業に積極的に推進していかねばならない。これを支援してまいりたいというふうに思っておりますし、さらにまたこの地域に引き続いて他の地域におきましてもこの事業に取り組んでいかねばならないと考えているわけでございます。おかげさまで法人税収入が、期待出来る町ということでございますけれども、ご承知のように地方財政は税収のその部分の75%が交付税で減額されるという仕組みになっておりますから、税収の増が町民の皆さんに還元出来るということにはいかない状況であります。そこでやはり経費の見直しを始めあるいは住民の皆さん方との棲み分け、行政でやるべきもの、住民の皆さん方と共同でやるべきもの、住民の皆さんでやっていただくもの、こうしたことの取り組みを進めていかねばならない時代になっていこう。ご承知の通りでございます。おかげさまで何度も申し上げております400名を超えるボランティアの皆さん方、或は又それぞれの団体企業におきましても地域作りの輪が広がっている町でございます。この当たり前のようなことがずっとそれぞれの地域で努力をして地域を守っていただいておりますけれども、さらにその繋がりを強くしていく為に一層の支援なり努力に力を入れてまいりたいと考えているところでございます。いろいろそのウエイトを示せというお話でございますけれども、やはりこの自治体を運営して中で大切なことはまず住民の皆さん方の不安をどう解消していくか。先般も2月末でありましたけれども県と共催で犯罪の無い町づくりシンポジウムを中央公民館で開催したところでございましたけれども、やはり近年凶悪な事件が増加しているということをご承知の通りでありますから、住民の皆さん方の不安を解消する治安を守っていく取り組みも大変重要な仕事であると思っております、そのことに力をそそいでまいりたいと思っておりますし、さらに地域の産業振興そして子育てを始めとする高齢者あるいは障害者の方の福祉この3つをガードしていく必要があるというふうに思っているわけでありまして、これらを柱といたしまして地域の皆さん方と一体となった町づくりに精一杯取り組んでまいりたいと考えているところであります。回りの自治体の状況を眺めてみますとそれぞれの自治体が自分達の町の存続の為に精一杯努力をされている。中にありましても人口減少によりまして、その町の重要施策は何かと尋ねた時に長寿対策であるというお話も賜っているわけでありまして、やはり地域に人が住んでいただくことによって地域が守られるという考え方を持ちまして皆さん方と共に、玉城町発展の為に努力してまいりたいというふうに考えて

おりまして、具体的な内容につきましては昨日の提案あるいは今後ご審議を賜ります予算の内容に掲げておりますのでご了承賜りたいと思うわけであり、基本的な私の考え方について申し上げさせて頂きましたので、何卒ご了承賜りますようお願いを申し上げます。

議長(浅野仁君) 5番 高木市郎君

5番(高木市郎君) もう少し具体的にということで質問させていただいたわけですが、始めに申し上げたウエイトで示してくれないか。所謂、30、40、30だとか、そういうようなこと。これはナンセンスなのかも分かりませんがこのことについては如何ですか。福祉、産業振興、教育、この3つの町長の胸の内は如何なものでしょうか。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) やはり自治体の一番大きな役割は住民の生活を守ることにつけるのではないかと思いますから一人一人の幸せを守る為に現在大変緊急な課題となっております少子化対策、あるいは障害者高齢者の皆さん方の対策をまず第一に考え、そしてその中でやはり地域の所得が生まれる施策をどうしても展開していかなければならないというふうに考えておりますから、産業振興に力を入れてまいりたいと考えております。

議長(浅野仁君) 5番 高木市郎君

5番(高木市郎君) 私としては50、25、25位の気持ちだとか40、30、30位の気持ちだとか町長がおっしゃるかと思ったがこれは私の方が無理な質問だったかと思えます。私はリーダーの方がどういうハートでやられるかということをお聞きしたかった。それは施政方針に具体的なことが出ているからということでございますので、これ以上のことは質問いたしません。

次に2つ目の問題でございます。田丸保育所の改築の問題でございます。これにつきまして保育所は築後30年近く経ってきた。いろいろ雨漏りもして経費がかかっている。また耐久性にも若干問題があるのではないかとということやら先程から出ておりますように定員が200だけれども230近くを保育しているとか、また運動場も狭いとかまた0歳保育の要望が強くなってきたとかこういうことはずっと言われておりまして、前段の議員さんからも強く言われたわけですが、これについて町長は以前ノーだという答えであったように私は思っております。しかし今回につけては3、4年先にはとかちょっとした言葉の端々に前進があったように私は伺っております。そこで私は1つ確認をさせて頂きたいのです。町長は前向きの方で考えていくのだと、検討を進めていきたいという前段の議員の答弁であったような気がします。それであれば建設委員会あるいはプロジェクトというものを立ち上げる用意があるのではないかとと思うのですが、そのことについて如何ですか。

お尋ねします。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 2番の項の田丸保育所改築についてのご質問でございます。前段鈴木議員のご質問でもご答弁を申し上げておりますけれども、以前からこのことにつきましては、議会の皆さん始め住民の皆さん方も大変ご心配いただいていることではないかというふうに思っているわけでございます。町の18年3月議会でご承認賜っております総合計画の後期基本計画の中でもそのことが触れられているわけでありまして、やはりこれにつきましてはいろんな財政のことあるいはこれからの子供たちの人員の動向、そうしたものを見ながら検討していかなければならないのではないかと、今までお答えさせていただいたわけですが、やはりもう少し具体的な形で先程の鈴木議員にも答弁申し上げましたように3乃至4年位をめでにいたしましてその内容につきまして検討を1度させていただきたいと思っております。そんな中で当然、予め議員の皆さんにも充分なご審議を賜らなければならないわけでありまして今ご質問のようなそうした建設委員会とかいろんなプロジェクトとかあるいは具体的な住民の皆さんのご要望等も賜りながら、どういう形のものか、検討を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長(浅野仁君) 5番 高木市郎君

5番(高木市郎君) 何度も同じようなことを聞くわけですがそういう組織を近い内に立ち上げようということは、まずないということでしょうか。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 今具体的に組織を立ち上げるか立ち上げないかということも含めまして、まだそこまで私の考えの中にありませんけれども、まずは内部でどういう形が一番良いのかということを検討させていただいた上で議会とも協議しながら、必要であればそういう組織も立ち上げなければいけないと思っております。

議長(浅野仁君) 5番 高木市郎君

5番(高木市郎君) 分かりました。私はこの問題について莫大な予算がかかるのではないかとということで躊躇しておられると私は思っております。それで私の意見を少し述べさせてもらいますが、やはりいろんな話を聞きますと今度新しく改築するとなると300人程度の大きな保育所ということになります。そうなりますと広い場所、頑丈な建物、いろいろ大変なことだと思いません。そう考えるととても進まないと思っておりますので私の考えとしましては分割という話もありましたが0歳児また1、2歳児の子供たちは現在のところで保育していただく。それからもう1つ場所を考える。私はお城広場の近くが

良いと思っております。本当にこの近辺にない立派な芝生の広場でございます。ここで子供たちが飛び跳ねて転んでそういうふうなことで、その近くに保育所があれば私は非常に良いのではないかと。それは年少から年長、3歳から5歳の子供たちをそこで保育するという考え方。それには建物はどうかということになりますと、旧の田丸小学校の体育館を除去してというのが望ましいわけですが除去する費用もかかる。また現在あの建物は非常に有効に利用されているようでございますので、もしそれを除去しても外の所にその場所が必要だということになれば、また莫大な費用になるということからして私の考えとしましてはお城広場の北の方に建てられないか。二階建てでも良いという考え。またあるいはそうでなくて中川電化産業さんの東に田んぼがあります。それから町営の駐車場があります。またその横の広場もあります。あの辺に建設する。あれはかなり広い土地ですから。そうして子供たちはどうするか。外堀に橋をかける。所謂木製の橋でいいわけです。車を通す必要はない。そういう広い木製の橋を架けてそこから子供たちがお城広場に来れば良い。そこでしっかり遊ぶ。またイベントも運動会もそこで出来る。建物にしてもそんな頑丈なものでもなくても良い。少子化の問題いろいろ言われますが軽量鉄骨でも今は丈夫な良いものが出来るし、木製の建物とかいろいろ考える。私はそういうことを考える検討委員会やプロジェクトはあってというようなことで言いたかったわけですが、そういうことも考えればそれほど財政がどうか心配することもないし、ああいう所をお借りするなり工夫するなり、ゆずっていただけるなりすればそんな莫大な費用ではないと思しますので参考までに申し上げた次第でございます。それでは私としてはすっきりしないご回答だとは思いますが、次の問題に移りたいと思っております。

誘致工場の拡張に伴う問題ということでございますがこれはナショナル電工さんや京セラのことになるわけですが、4月から既にナショナル電工さん500人近い従業員を増やす。また京セラさんは年末に500人増員すると聞いております。そうすると今1人1台の車時代でございます。かなり交通量が朝の会社時退勤時には増えてくるのではないかと。現在でさえサニーロードを8時から見ていますとJRの高架の辺りまでのびる時があるぐらい混雑してきている状況でこれ以上400人もとなってくるとどうなるのかという交通事情の心配もするわけでございます。企業の方達とまた伊勢警察の担当者とそういうことについて話をしているのかということをお尋ねしたいと思います。そういうことになりますと交通事故という問題があります。実は田辺の所にも頻りに事故が起きる箇所があります。ご承知だと思いますが玉川野篠線と言うのでしょうかあそこの交差点、京セラさんの近くです。それと朝久田の

前とかまた世古線とかいろいろ危険な箇所があります。そういうことに対して信号を付けるということはかなり無理なそうでございますが、表示とか標識について検討する必要があるし、そういうことについて考えておられるのかどうかということについてお尋ねしたいと思います。2つ目は保育の問題で私が保育所うんぬんと言っているのはこの問題があるからです。400人も500人も一気に若い人達が増えてくるのですから少子化で人は減っていきたくらうというざっとした考えをしておられるようですけども、玉城についてはそうではないと思います。従って若い人が増えるという事は職場恋愛、職場結婚、共稼ぎ、0歳保育というコースになってくるのではないかということが推測されるわけですから、保育所の問題もあえて申し上げた次第です。それから学校、小学生、中学生はどうなのだろう。そういう増加のことについての話し合いとか検討をされているのか気になっております。それからもう1つ3つ目の企業に勤務される方の住居の問題でございます。玉城町は自然環境が良く自然災害の無い安全な町だとか、いろいろありまして超優良企業さんがこうして玉城町に進出してきているわけでございますが、であればそこに通われる従業員の方も玉城町に住んで欲しい。これは玉城町民の願いであるというふうに私は思っております。そういうことにおいて住んでいただく為の何か方策なり町として考えておられるのかどうか。その3点についてお尋ねしたいと思います。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 特に3番目といたしまして現在拡張或は又増築をしております企業のこれからの事につきましてのご質問でございます。先般も直接企業の方へご視察賜ったわけですが、現在の状況を承っておりますと松下電工さんにおきましては、約1千4百名の従業員の方が働いておられるということでございまして、当初たまわっておりましたのが500名程増員していくということでお聞きしておりましたが先般のお話ですと、これも徐々にというお話のようございまして、一気にそれだけの方がこちらへお越しになるということではなさそうでございます。しかし朝夕のラッシュの状況はご承知のようなことございまして、交通事故の防止安全対策に万全を期していかなければならないというふうなことは、安全を守る上で重要課題であると思っております。この企業の従業員だけではなくて個々のドライバーのマナーあるいは日頃の地道な啓発活動ということで、取り組まなければならないわけでありまして、具体的にそれぞれの企業におきましても代表の方を町の交通安全協議会のメンバーに参画いただいたり、あるいは企業の中での交通安全の指導も直接行われている状況でございまして、当然のことだと思っております。中にはそういった取り組みで地域の皆さん方にもご理解

をいただいている事例もたまわっているわけでございます。そして町といたしましても、やはり民間の皆さん方とタイアップしながら交通安全対策につきまして所轄の警察、あるいは県の公安委員会とも充分協議をしながらお尋ねのように必要な交通安全施設、カーブミラーなり横断歩道あるいは信号機の設置等、万全を期していかなければならないと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから保育所、小学生増加の予測についてどうかというお尋ねでございます。企業誘致拡張に伴いすぐに人口増が生まれるというふうなことではないわけでありまして、その受け入れ態勢、施設の整備というのは当然必要なことでありますけれども、人口が増えていただくということが町の発展に繋がっていくと考えておりますので、この取り組みを進めていかなければならないと強く思っておりますけれども、当面町内の小中学校におきましては最近の児童生徒の減少によりまして各学年の定数、或は又教室に若干の余裕があるという状況であります。京セラミタの工場拡張あるいは松下電工の関係でこれも増加が即玉城町居住ということになりませんので、当面は現状で対応出来ると考えております。さらに従業員の住居問題について積極的にというお尋ねでございます。今申し上げましたように、従業員の皆さん方が玉城町へ住みついていただくことが何よりもその町の勢いをつけることに繋がるわけです。町の発展につきましても大いに重要な要素でございますので、昨年からも直接各企業へ訪問させていただいて、町のいろんな各行財政の指導につきまして直接工場長なり社長に説明申し上げてきたところでございますけれども、これらにつきましては繰り返し、玉城町内に立地いただいております大企業の関連する本社の皆さん方にも絶えず情報を流しながら、出来るだけこの玉城町へ目を向けていただくような取り組みを、続けてまいりたいと思っているわけでございます。住宅問題につきましては当然企業において従業員の皆さん方の住宅確保ということを期待申し上げたいと思っているわけでございます。以上でございます。よろしくお願ひ致します。

議長(浅野仁君)5番 高木市郎君

5番(高木市郎君) 大体、私が心配していることは、対応しているというお答えであったかと思えます。この住居の問題、私は工場の従業員さんが町内に住んでいただくことは雇用とか税収のことだけではなくて、購買力というような事とかスポーツとかやはり文化活動、若い人達が来てくれるとそういうことも活発になり、明るい活性化された町にも結び付いていくわけですから是非とも玉城町に住んでいただくように。それはまた住んでいただければいろんな経費がかかるわけで、どっちかなということと言われる方もいらっしゃるかと思うのですが、そうでなくて町の人が少ないってことはさ

みしいこと。増えてくるしかも若い人が増えることは町にとってどんなにうれしいことは分からないと私は思います。従いまして住んでいただく為には不動産情報と言うのでしょうか。ここにこんな良い土地があるとかアパートが空いているとか、こんな良い建築屋さんが町内にあるとか、そういうことを企業さんの窓口また来られた時この窓口で説明出来る態勢だとか、こんなことも今後考えていかれて積極的に住んでいただくことを、私は町がすべきだということを言いたいわけでございます。この件はこのようなことで次に移りたいと思います。

学校問題でございます。私は教育基本法が改正されてどうだとか愛国心がどうだとかそんな難しい事私は言えません。言うだけの能力もありませんけれども今マスコミなんかで大変騒がれております給食費の未納の問題が22億もあるということで言われています。この問題は経済的なことが多いかと思うのですがそれ以上に保護者の考え方というのがあるそうでございます。えらそんなことを言うのですが憲法26条では『国民は等しく教育を受ける権利がある。国は教育を受けさせる義務がある。その義務教育は無償である』とうたわれているわけで、その無償であるということを拡大解釈して給食費も無償だと言われる方がいるそうでございます。その辺について玉城町の実態はどうなのかということについて、心配されている方もいらっしゃると思いますのでお尋ねしたいと思います。それから通学時のヘルメットの着用ということでございます。これは当然通学時の安全ということでかなり以前から着用していると思うのですが、今更お前何を言うのだということかもしれないが、私の方にはヘルメットを着用していて暑い時に子供が汗びっしょりになって帰って来るのかかわいそうだとか1年から自転車で中学まで行くと9年間ヘルメットをかぶり続けると発毛障害とかそういうことが起きるのではないかと心配される方が、この問題についてどうなのかと私は耳にすることがあります。そのことについて教育長どのようにお考えになっておられますでしょうか。お尋ねします。

議長(浅野仁君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) ご質問を頂きました。問題の中で給食費未納についての本町の問題はどんなものかということでございますが、今マスコミのお話がありましたので参考の数字をちょっと申し上げたいと思いますが、今年の1月に文科省が出しておりますが全国今ご指摘の22億です。割合は0.5%ということでありますが三重県の方は因みにどうか。900万ございまして割合は0.2%。玉城町でございますが17年度末で見えますと未納額3万円割合が0.04で県の5分の1が未納額の数字でございます。この未納の主な理由を聞いてきましたがこれは経済的な問題と聞いております。ただ年

度の途中に未納がありましても、年度末には入金されているのが現状でございます。決算時はほとんど未納に至っている場合は少のうございまして、件数は数件にとどまっております。この未納に対します対応でございますけれども学校等文書、電話の督促が主なものでございまして状況によりましては児童生徒に配慮をいたしながら、家庭訪問を実施しているということになります。本町におきましてこの給食費未納は極めて少ない今言いました数字ですけれども、そういうところでございまして特別対策を講じなければならぬという状況には至っていないと思っております。学校もそのような認識でございます。入金が滞りがちな家というのがパーセントからいくとあるわけですが、こういうところの家庭に対しましては児童生徒の置かれているそれぞれの実情を充分考慮しながらやっているわけですが、学校給食の未納が減少した例も参考に、今後も健全な納金を目指している状況が給食の現状でございます。

それともう1点2点目になります。通学時のヘルメットの着用につきまして炎暑の時の対応という検討、余地はということでございますが、本町でいきますと4小学校のヘルメットは登下校で着用しております。帰宅の後の自転車に乗る場合は着用を促しているという状況でございます。中学校でも自転車通学は登下校も着用しております。ご指摘の夏期でございますが過去いろいろこの是非につきまして幾度か論議検討をそれぞれ学校やPTAで重ねてきております。この炎天下確かにこの着用は熱中症とか脱水症ですとかそういうのを引き起こすという保護者の声も私も聞いておりますが、そういうふうな児童の身体的な負担が、心配されるということも充分踏まえておりますが、何故、今ヘルメット着用が継続されているか背景は言うに及ばないと思っております。交通事故から児童の命を守る1点につきると思っております。先日から町長もシンポジウムのお話ございましたり区長会もあります。やはり教育の最優先事項は命を守ること。これはいつも私共申し上げてきております。そういうことでありますので夏場暑さを心配する保護者の方々と共に、継続を強く望まれる保護者の方々も多くあるわけでございます。これで事実としてもこれまでもヘルメットの着用にしましては農道や町道におきます自動車の事故で命が助けられてきた事例は過去に多くございます。そういうことがありますので是非ヘルメットの着用はしていきたいと思っております。先般も他県でございましたが、集団登下校のところに車が飛び込むような事故もございます。いつもヘルメットはお願いしていきたいと思っております。重なりませんが夏期の気温の暑い時、段々と温暖化でも暑くなってきております。一昨年もそういった意味でヘルメットの見直し第一の改善としては暑さ対策として通気口のあるタイプにいたしております。今はもう1つ改善いたしま

して肌に接する所の平面の部分に通気溝を作りまして、それを通気口に導くようなそういうふうなヘルメットの構造になっておりまして大分改良がされてきております。それと大事な強度安全は本当に高いものに変更しております。そういうことでありますが、いろんなお声も対応すべく児童のその身体的な状況も充分保護者の申し出によって、柔軟に対応しているのが現状でございます。以上2点お答えさせていただきます。ありがとうございました。

議長(浅野仁君) 5番 高木市郎君

5番(高木市郎君) 玉城町においては大丈夫だと。給食費未納の問題にしましても問題にすることはないと、大変誇らしいことではないかと思っております。良い教育環境と言うのかこれを見据えて維持していただきたいと私は思うところでございます。

ヘルメットの質問をするのに私は外の所に聞いてみました。伊勢市に聞いてみましたら伊勢市は小学校26校中ヘルメットを着用しているのは4校だということを聞きましたし、また近隣の町に聞きましたら自由にしているという所もありました。そういうことがありますので今更それをどうするというのを私は言うわけではないのですが、今教育長おっしゃったようにいろいろ研究しているとそれで私は充分だと思っております。今どうするという事は言えるわけではないのですが、そういうことで今後共やっていただきたいと思えますし、教育長も教育委員長も素晴らしい頭髪でございまして私は毛が薄いので子供の時にヘルメットをかぶった経験はないし鉄かぶとをかぶって戦争に行った年でもございませぬ。でも毛が薄いものですからそれはヘルメットが原因ではないと医学的なこともないと思うのですが気持ちとしては非常に大きく言えば人生毛が薄いので悲痛な思いをしております。それでやっぱり教育というのは人の気持ちというのもあるかと思えます。本当にそれは表面に出ない悲痛な気持ちというものもあるということ、今後の教育にも生かしていただければと変な理屈を申し上げて恐縮ですが、今後共そのことについてはご協議いただくなりお願いしたいと思います。以上で私の質問は終わります。

議長(浅野仁君) 以上で5番 高木市郎君の質問は終わりました。

10分間休憩します。

(午前 1時50分 休憩)

(午前 2時00分 再開)

議長(浅野仁君) 再開致します。休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に4番 川西元行君の質問を許します。4番 川西元行君

議長(浅野仁君) 4番 川西元行君

4番(川西元行君) 議長のお許しをいただきまして通告書に従いまして3点程質問させていただきます。質問事項だけ3点申し上げます。第1点として玉城町民への防災意識向上について。第2点災害時の相互応援態勢の他の自治体との協定について。第3番目に玉城町の入札差金についての以上3点を質問させていただきます。

前もって皆さん方にお伝えしますがちょっと今から私の最初の言葉だけすいませんが聞いておいて下さい。本年1月に発生した千島列島の地震に際しマグニチュード8.2全国規模の津波警報が発令されましたがその時避難に従った人が非常に少なかったと聞きます。これは危機意識の欠如がありありと表れた証拠だと私は思いました。それからこういう機会に玉城町の皆様方に危機意識を持っていただきたいなということで、質問させていただくことになりました。玉城町民への防災意識向上についていつ発生するか分からない地震だけでもすれば防災意識が希薄になりがちに思われますが今一度町民の皆さんに具体的なマニュアルの整備など実践的な防災体制の強化を考慮する必要があるのではないかと思います。どの様にお考えですか。お尋ねします。特に高齢者世帯の方には充分なご配慮をして頂きたいと思えます。それから小さい方の3点でございます。1番としまして住宅の耐震補強について。2番目としまして自宅付近に避難場所があるのかどうか。3番目に3日分程度の食料、乾パンとか長持ちする物を自分達で確保しておられるでしょうか。この3点を町長に質問させていただきます。

議長(浅野仁君) 4番 川西元行君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 川西議員からご質問を頂きました。まず玉城町民への防災意識向上についてということでのお尋ねでございます。住民の皆さん方の安全を守る防災対策というのは、大変町政の中でも重要課題だと考えておりまして、現在特に今世紀前半には発生が予想されるという東海東南海沖地震の対策につきましては、既にもう十数年も前からいろんな対策が講じられてきているわけでありまして、ご質問のお話にもありましたように、なかなか危機意識を持っていただくことが、難しいという現実もあるわけですが、やはりこのことは繰り返しいつ起こるか分からない災害に対して施策等の中で、日頃からの防災意識を高めていく為に取り組みをしていきたいというふうに考えているわけでありまして、“備えあれば憂いなし”という言葉がございます。玉城町の歴史の中では新しい記憶では平成16年9月に宮川の大災害があったわけでありまして、町政始まって以来下外城田地域の避難勧告を発令させていただいたわけでありまして、さらに遡りますと明治

18年今から122年前には昼田の堤防が決壊いたしました。当時19戸でありましたその昼田の集落が8戸流出した。死者19名の記録もあるということでありまして、昼田の決壊の記録につきましてはさらに遡りますと2度程の決壊の記録も町史の中に記されているという状況でございます。そんな中で議員の皆様方にもご出席賜りまして、昨年玉城町の防災訓練を実施させていただきましたが、やはりこうした取り組みは繰り返し繰り返し続けていく必要があると思っておりますし、具体的な住民の皆さん方に対するお尋ねの取り組みも進めていかなければならないと考えておりまして、逐次取り組んでいるわけでありまして、まず住宅耐震関係の事業につきましては木造住宅の耐震診断事業を進めております。その事業実績を申し上げますと平成15年が14戸、16年度が40戸、17年度が10戸、18年度が10戸ということでございます。その経費の内容でございますけれども診断費用が3万円。国が2分の1と県と町が4分の1ずつ負担し個人の負担はないということになっております。耐震補強事業の実績、これもやっておりますけれども18年度は1戸ということでございます。この内容といたしましては工事費用の3分の2とプラス1万円、この1万円というのは評定の判定費用ということで、これを補助させていただいているわけでありまして、限度額の制限がございまして61万を限度額ということでございます。その財源は県と町2分の1、30万円を限度額ということにしているわけでございます。それから具体的な2番目の自宅付近の避難場所についてのお尋ねでございます。これにつきましては町内の各小学校及び中央公民館とそして保健福祉会館を指定しているわけでありまして、その内容につきましても玉城町のハザードマップを現在作成して、各戸に配布させて頂きたいと考えておりますし、またこの避難場所の指定につきましては従前から広報等で周知をさせていただいているわけでございます。それから食料の確保についてのお尋ねでございますけれども、日頃からの家庭の中での準備といたしましてやはりなかなか難しいかわかりませんが、2日乃至3日分程度確保して欲しいというような呼びかけもしているわけでございますが、特に町といたしましてはビスケット、アルファ米あるいはリッツというビスケットによく似た食料品でございますけれどもそれを現在約5千人分確保。さらに毛布につきましては750人分、あるいは救急箱、あるいはウォーターパックを確保しているわけでございます。以上質問の1につきましてのお答えとさせていただきます。

議長(浅野仁君)4番 川西元行君

4番(川西元行君) 只今町長より細かくご説明頂きまして大体は私も理解いたしました。特に小さい3番目の食料の備蓄は食糧だけではなくて食料、ト

イレットペーパー、日常毎日毎日いる品物を備蓄していただくのならよろしいのですけれど、町長言われた食料の備蓄はどこにされているのですか。お伺い致します。

議長(浅野仁君) 総務統轄 中郷徹君

総務統轄(中郷徹君) 食料、寝具の備蓄についてでございますがこれにつきましては、町内各所に防災倉庫を只今順次建設いたしているところでございましてその防災倉庫に分散して備蓄している状況でございます。

議長(浅野仁君 4番 川西元行君

4番(川西元行君) 確かに乾パンとかラーメンとかは賞味期限がございまして日にち内に災害が起こり、それを使わなければいけないことでは大変なことでございますのでなるべくならそういうものを使わないような、皆様方が安心して安全な場所で緑豊かな玉城町で、生活出来る毎日毎日を送っていただくことを私も望んでいる次第でございます。

2番目と致しまして災害時においては地方公共団体相互間あるいは企業と協定を結んでいざという時の対策をする必要があるかと考えますが、如何でしょうか。そういう対策の方はどのようにお考えでしょうか。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 2番目の災害時の相互応援体制のための他の自治体との協定についてということでご質問を賜っていることについて答弁申しますと、県内の自治体、並びに関係する各団体との相互の応援協定を結ばせていただいているわけでございます。具体的に申し上げますと県内の29の市町との協定でございます。災害時の相互応援協定ということでタイトルだけを申し上げますけれどもそれぞれ中身が変わるわけでありまして、さらに消防の組織といたしましては防災ヘリコプターの応援協定或は、水道災害の広域応援協定或は、災害救助用の米穀との緊急引き渡しについての協定或は、隣の度会町との応援協定、県内の消防の相互応援協定、そして高速自動車道近畿伊勢自動車道名古屋関線、そして名古屋神戸伊勢線及び勢和線にかかる消防相互の応援協定或は災害時の備蓄物資の保管に関する協定これらはAコープ或は、グッティということになっております。それから玉城郵便局との災害支援協力に関する覚え書き、道路損傷等についての情報提供に関する覚え書き、こういうものを交わしているわけでありまして、前段申し上げましたのはそれぞれの締結先は県内の市町との相互の応援協定、或は又消防との応援協定ということになりますし、また昨年実施させて頂きました防災訓練等にも明野航空学校からの協定、派遣とかこういうことにつきましては三重県を通じて三重県の危機管理局を通じまして有事の際は派遣がなされるということになっております。

参考までに先程申し上げましたように16年9月には宮川の大災害が発生いたしました時には玉城町から水道水を当時の宮川村へ、或は又当時の海山町へ小型のトラックを提供したということもございますし最近ではつい1ヶ月程前に松阪市内で水道管の破裂事故がございました時に、当町の給水タンクを派遣したということで相互の応援協定がなされているものでございます。以上でございます。

議長(浅野仁君) 4番 川西元行君

4番(川西元行君) 只今町長より懇切丁寧にきめ細かくご説明いただきまして私も非常にいろんな所と連絡して、さあという時には急にあわてることなくお互いの隣町、県共々協力して災害の大きな被害を受けられた所はお互いが助け合って復旧に努力されるということが私も分かりました。こういうことで何遍も言うようでございますけれども、台風みたいに予告がございませんので本当にいつ地震などの災害に遭うか分かりません。20年30年と平穩なこの玉城町は災害のない町でずっと古い歴史のある町でございます。良い町を建設していただいてやっていきたいと私も思っております。

大きな3番目として入札差金についてお尋ねいたします。小さい1番として平成15年度平成16年度平成17年度平成18年度の玉城町の入札差金をご提示出来たらしていただきたい。それから2番目といたしまして入札差金についてはどのように処理されているのかお尋ね致します。前段の方も質問して言ってみえましたが19年度から入札方式についてはどう変わるのですか。はっきり決まっておりますら教えて頂きたいと思えます。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 3番目の質問事項、玉城町の入札差金についてということで3点程細かく質問いただいております。具体的な数値を申し上げます。税抜きで申し上げます。平成15、16、17、18年度の玉城町の入札差金を呈示というご質問でございますので申し上げますが平成15年度が1億9千724万3千500円。平成16年度が1億150万4千360円。平成17年度が1億51万7千円。平成18年度が2億451万2千円。以上でございます。

それからもう1つは入札差金がどのように処理されているかというお尋ねでございます。それぞれ事業の種類、性質等によってその対応が異なるわけですけれども例えば2ヶ年複数の年度にまたがる事業でありますと翌年度に予定した分を前倒しいたしまして、早期に工事完成を目指す為の施工ということもある為にその差額分を追加して発注する場合があります。あるいは予定した全事業を完了した場合には、補正予算を呈示させていただいて減額補正するという対応処理をしているわけでございます。

それから3番目の19年度からの入札方式についてということでございます。先程鈴木議員からお尋ねを賜っておりました。この4月1日からの施工ということで現在検討を進めておりまして、その中でどれだけの額をもって一般競争にするかというふうなことは先程のお答えの通り近隣の町或はまた市、町そしてまた県あたりの動向を眺めて早急に検討していく所存でございます。よろしくお願い致します。

議長(浅野仁君)4番 川西元行君

4番(川西元行君) この落札率を15、16、17、18と教えていただけませんか。よろしく申し上げます。

議長(浅野仁君) 総務統轄 中郷徹君

総務統轄(中郷徹君) 落札の比率と言いますか請負比率ということで設計金額と請負額との比率といったことで、これは工事毎ということではございません。年度合計いたしました率についてお答え申しておきたいと思っております。まず平成15年度の状況でございますがこれは90.8%。平成16年度で87.0。平成17年度で82.9。平成18年度では87.3ということになります。4ヶ年を合計致しますとその請負差額の合計が6億377万6千860円といったことになりまして設計金額との比率ということになりますと88.3%。これは4年間を通じた平均といったことでよろしくお願い申し上げます。

議長(浅野仁君)4番 川西元行君

4番(川西元行君) どうもありがとうございました。落札率を拝見させていただくと玉城町の工事は非常に工事そのものの入札には入札される方も一般常識的な金額で入札されているということが分かりました。どうもありがとうございました。後先になってもうしわけないのですが各年度の入札差金やら落札率や、金額を聞かせていただきましたのも本当に皆様ご存じの通りですけど、昨今は地方公共団体の経費の無駄使いを以下に防ぐかということが各地で叫ばれております。税金の適正な運営が求められているわけです。そこで玉城町の公共事業の入札差金などの、質問をさせていただいたわけでございます。大変その基礎となる落札率も分かりましたし状況を見ても良い結果だと私は思っております。最後でございますがこういう工事の入札には出来るだけ町内業者の参入機会を増やしていただいて、少しでも町内企業の方がうるおうような落札の方法でお願いしたいと思います。これで私の質問は終わらせて頂きます。

議長(浅野仁君) 以上で4番 川西元行君の質問は終わりました。

次に9番 池之山公一君の質問を許します。9番 池之山公一君

9番(池之山公一君) 只今議長のお許しを頂きましたので、通告書に基づきま

して2点質問をさせていただきます。1点目は福祉施設支援について。2点目は人材を育てる奨学金制度についてということで質問させていただきます。実はこの一般質問の通告書は、2月28日に第一番に提出したのですが、くじ運かなにか発言は最終バッターということで、今の順番に基づいているのですが一番の福祉施設支援についてということで申し上げたいことは、福祉施設支援ということで、障害者支援というものをどのように行っていくかという本質論を論じたいという気はしておりました。それで2月28日に出したのですがその後の玉城チャンネルの特別番組で度会郡のPTA連絡協議会さんが講演会をなされております。中山先生という今知ったばかりでございますがその先生のお話、ご存知の方も多くいらっしゃると思いますがご紹介申し上げたい。その中山先生のお話の最後の方でしたけれども沖縄で17歳の女性で障害者、おしめを当てた女性の話がされました。七夕の日に短冊に何か書きなさいと先生はその女性に勧められた。しばらくは何も書くことはないと言って書かなかった。それでしばらくして短冊へ書かれた言葉が『お母さんより一日早く死なせてください』という言葉でした。私はこの話を聞きまして障害者の支援というものは物や金だけではないのだと、やはりその気持ち、心持ちは大事なのだと若い女性に、お母さんより一日早く死なせてくださいと短冊へ書かせたその気持ちを、我々は十分に理解しなければならないと思います。私はこの話を人にする度に泣けてくるのです。実際の話テレビで『暴れん坊将軍』を見ていても泣けてくるぐらいですから涙もろい年齢になったのかという気はしますが、そういう意味あいでは障害者支援というものは、やはり心から接していく。そして町長がおっしゃってみえるふれあいの町づくりあるいは思いやりとかそういうものが、充分に行き届いた町でなければならないというふうに私は思っております。それで気分取り直しましてこれは2月21日に中日新聞の三重版に載っておりました。「障害者施設支援に19億円。県が補正予算計上。特例基金設立へ」ということで19億2千900万円の補正予算を県議会に上程され、そしてそれは障害者自立支援法で医療保険など深刻な影響を受けている障害者施設を助けるのが目的であり、小規模作業所への助成金などに使うとなっております。それでまたこれは障害者自立支援法というものは1年位経過しておりますが、そのまずさというものは国も理解してきているようでございます。3年で1千200億の特別対策を決定してその障害者自立支援の特別措置を行う、自己負担の軽減をはかろうということが同じく中日新聞に載っております。その中で町内には町の施設でもございます『夢工房たまき』そしてまた民間でやっておられます『末方園』さんとかございますがまず夢工房たまきの現状について、お伺いしたいと思っております。そして19億2千900万円の県からそういうものが下り

てきた場合、助成措置というものをどのようなものをお願いするか検討しているかどうか。またそれと夢工房たまきがボランティアの皆さんのお助けとかなんとかいうことでおりますけれども、やはり職員は足りているのかという懸念もしております。先だっても県が夢工房たまきなど3施設に軽自動車を寄贈というふうに新聞に載っておりました。これは2、3日前の新聞ですからこの軽自動車が夢工房たまきさんの方へ来ているか、私確認しておりますけれども、このような報道もされております。当然経費もかかりますし維持費もかかりますので、その辺の十分なこれからの補填も必要かと思いますが、その辺についてお尋ね致します。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 池之山議員からご質問賜りました。まず1点目の福祉施設支援、特に夢工房たまきについてのお尋ねでございます。私も中山先生には若い頃からご指導をいただいております。特に青年団の頃から内宮にあります修道道場にお尋ねしたりしてご指導いただいたわけでありまして、私の考え方といたしましても既に述べさせていただいておりますように、この福祉対策につきましても大変厳しい状況でありますけれども、町としても出来るだけの支援をしていかなければならないと、こんなふうに考えているわけでございます。具体的な夢工房たまきの現状あるいは県に対する先般の基金設立というようなことへの助成措置の申請の検討なり、職員の状況というふうなお尋ねでございます。現在登録していただいている定員は14名ということでございますけれども登録していただいている方が10名で1日平均6名から7名の方がご利用いただいているということでございます。そして先般の新聞にも報道がなされておりましたように三重県が国からの補助金で特例基金を設立したわけでありまして、この内容につきましてもこの事業の委託先であります社会福祉協議会と協議いたしまして、これからこの申請手続きを進めていきたいと考えております。具体的なものがこれからそれぞれの担当のところに示されてくると思っておりますので、その段階で直ちに申請手続きに入りたいと考えているわけでありまして、しかし仮にいろんな手当が出来なくても、私としましてはこの施設について全面的に支援をしていきたいとこんなふうに考えております。次の所謂職員が足りているかどうかというお尋ねでございます。県の配置基準でいきますと利用者の方が9名以下の場合には専任が1名、補助員が1名ということになっているわけでございます。現在の夢工房たまきの状況は専任指導員が2名、補助員が2名ということで配置をさせていただいている状況になっております。しかしこうした対策は自治体としてやはり住民の対象者の皆様を全面的にバックアップしていかなければならないというふうに考えておりますのでよろしくお

願います。

議長(浅野仁君) 9番 池之山公一君

9番(池之山公一君) 町長のご答弁を頂きましたが、障害者自立支援法が出来まして利用料という問題もございますので、利用料減が夢工房玉城でこの1年間で起こっているかという事実、この辺のご説明を頂きたいのとそれからこの特例基金に対しましての助成措置を検討は、各部署に下ろしてからあるいは社会福祉協議会という形でのご答弁を頂きました。町長が社会福祉協議会の会長でもあられますから、それでも充分かなと思いますけれども是非とも丸投げのような形でなくて真剣に協議して頂く。そして社会福祉協議会の議論の中では充分に皆さんのご意見を聞かせていただいて、そしてそういう方策について考えて頂きたいというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 今池之山議員がおっしゃられたことにつきましてはおおせの通り、充分なる議論を持ちましてこの内容について取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしく願います。

議長(浅野仁君) 9番 池之山公一君

9番(池之山公一君) 充分にご議論いただくということ。それとやはり障害者自立支援法が出来てから、利用者が利用しにくくなったという面があれば、今までの利用者にお話を聞いていただいて改善すべき所は改善する。そしてまた町当局として、ご支援出来ることがあればご支援させていただくというような方法を考えて、皆さんがそういう施設へこぞって来ていただけるような態勢をとって頂きたい。このようなご要望を申し上げまして2点目へ移らせて頂きます。

2点目は人材を育てる奨学金制度についてということでこれは12月定例会で病院の院長が退任されるということで、そのお医者さん探しに当局も随分苦労なさっている中で、医師とか看護師とか医療に携わる人材が不足しているという現状は理解しているのですけれども、今回今までの流れに従って、三重大の医学部の方から病院長をお招きするということが出来て幸いだったと思うのですけれど、私は町内我々の年代あるいは我々の先輩方でもたくさん医者になっておられる方、また看護師さんになっておられる方というのはいえるわけです。そして私今年の成人式にも出させていただいてその後のビデオレポートを見せていただくとやはり若い方も地元志向というのはかなり持っておられる。地元へ帰ってきてこういうような仕事をしたいというような若い人もみえたように思いました。その中で人材を育てる為の教育を受けるといふことに対しては、非常にお医者さんになる場合も多額の費用が必要

になってきます。これは能力的なものもあるのかも分かりませんが、お医者さんの子供はお医者さんという感じが無きにしもあらずなのですが、こういう多額の費用がいるということによって、親の経済力が教育格差にも繋がっている。これは世間一般的な意見としてあることだと思います。その中で奨学金と言いますか、そういう基金を創設してそして志を持つ人材があればその奨学金で町が助成して勉強してもらおう。そして町の医療機関に卒業して何年間かは従事してもらおう。そんな構想を検討してはということでこのお尋ねをしているところでございます。看護師さんにつきましては地域推薦とかということで地元の病院で何年間従事して下さいというケースもあると聞いております。そういうようなことも含めまして現在奨学金という形で清水育英会という奨学金制度がございます。その辺については教育長にお尋ねいたしますけれどもその現状、中学から高校への進学についてどのような支援態勢を取っておられるか実際等をお教え願いたいと思います。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 2番の人材を育てる奨学金制度につきまして特に医師の確保につきましてのお尋ねにつきまして私の方からご答弁申し上げます。まさに医師人材確保ということは、大変地方の地域が今困窮している状況にあるわけございまして、池之山議員ご質問のように奨学金制度の創設による人材の確保の問題につきましては、やはり町の将来病院の医師の確保だけでなく、新しいこの地域の次世代を担う優秀な人材の育成というようなことは大変必要なことだと考えているわけでありまして、充分検討させていただかなければならないと思うわけでありまして、しかしながら現在三重県下におきましても大変県立病院始め、僻地に従事していただく医師の確保が難しいというふうな状況にあるわけでありまして、特にそういったことで私も加えていただいております県の市・町長会等で国や県への働きかけもしているわけございましてけれどもご承知のような平成16年4月から始まりました研修医制度によりまして、その実情はなかなか三重大学の学生でさえ大学に戻らないという現実から、派遣している県立病院から引き上げざるを得ないという状況が起こっているわけございまして、そんな中で先駆けて東京あたりでも所謂県への募集の説明会等、県も働きかけをしているわけでありましてけれども、なかなか県の奨学金制度の内容を示しても呼び込めないということが現実問題としてあるわけでありまして、やはり学生の皆さん方はお金ということよりも高度な医療に関わりたい。余程の魅力がないことにはなかなか地方には回ってもらえないというのが、直接その際に学生に就職説明会を申し上げて立ち会った県の職員の意見だというふうに、賜っているわけございまして。しかしそうした厳しい状況でありましてもやはり地域の人々の命を救

う大変重要な事柄であるわけでありますから、最大限の努力をしていかなければならないわけでありまして、こうして今回古屋病院長の交代で本泉先生がお越しいただいたことは、大変町にとっては喜ばしいと思っているわけでございます。今の状況を聞いておりますと特に三重大学におきましては平成20年から10年間だけ10名ずつ増員していくというふうな予定も伺っておりますし、さらに県や三重大に協議をいたしまして地域枠を拡大して欲しいというような要望もしてまいりたいと思っておりますが、その中でおよそ30人位県内への定着を今県の担当局が考えているというお話も賜っているわけでありまして、出来るだけ地元出身の若い方々がやはり自分達の故郷で頑張っていたとということが一番ふさわしいと思っておりますので近隣の自治体と一緒に優秀な医師確保の為に努力をこれからも進めさせてもらいたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

議長(浅野仁君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) 2項の質問の中から清水千代次郎氏の奨学金につきましての現状と実施という事でお答えさせていただきます。平成16年3月議会で関係をお答えさせていただいておりますので、若干それを重ねまして経過をお答えさせていただきたいと思っております。この育英資金でございますけれども平成15年6月に今池之山議員おっしゃいました清水育英会の理事長さんであります広瀬氏から2千万円お預かりしております。玉城中学校の生徒で優秀な生徒ということで、経済的な理由により援助を必要とする学生毎年5名以内という支給対象にいたしまして月額1万円で年12万を支給させていただいております。現在まで3ケ年の支給の状況を申し上げたいと思っておりますが初年度がこの経過から16年度になります。制限があります所得によりまして2名を選考委員会で決定をいただいております。16年度は2名の学生17年度は1名が辞退されておりますので4名の生徒に支給いたしております。18年度は5名以内のいっぱい5名をそれぞれ支給させていただいております。合わせますと現在11名ということになりまして基金の中からこれを使いますと132万使うわけでございますがそういう状況でございます。支給を受けまして不正のない限りこれは返済する必要はございません。この奨学金の制度の実際行っております周知でございますけれども『広報たまき』と中学校の進路指導の時の相談の席でPRをさせていただいております。19年度におきましても今後選考委員会を開きまして3月末までに奨学生を決定させていただく予定で進めております。以上主な内容だけでございますがお答えとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長(浅野仁君) 9番 池之山公一君

9番(池之山公一君) ご答弁頂きまして人材確保というのは非常に難しい面

があります。そして県が発行します広報誌三重3月号というのにも医学生を対象にして研究費用と言うのでしょうか、そういうものを貸しますよという案内がございました。それとまた奨学金制度の中で、例えば大学へ進学される場合学生支援機構とかで月額で3万円とか10万円とかを貸してくれる所はあると聞いております。しかしそれは申請して許可が下りるまで5月6月というような時期にずれ込んでしまう。そして本来まとまった金がある入学金とかには間に合っていないわけなのです。そういう時に何か我々でお手伝いすることがあればそういうことも必要かなということで、基金を積み立ててご用立てするような制度が出来ないのかという思いで、今回このような発想で申し上げております。労働金庫さんとの提携の中で教育ローンあるいは住宅ローンも制度が若干ございますけれどもほとんどあれは住宅ローン関係で教育ローンにどれ位使われているかちょっと把握しておりませんが、そういうものもございます。私、実は自分が高校時代というのは日本育英会から千円の奨学金を頂いていました。今も議員控え室に参りますと4代目議長の森田善治郎さんが萱町でございまして同じ所に近所に住んでおりました。森田善治郎さんのお力添えもあって育英会の育英資金を頂戴しました。月千円でした。それは学校を出て社会人になってから返済をさせて頂きました。そういうふうな当時高校へ一月千円の奨学金で自分の通学費というのは新聞配達をして月千円位稼いでそれは通学費になって、高校の所謂授業料は800円で工業でしたので実習費が200円で、千円で納まっていた。そういう時代を昔懐かしいと思って申し上げているわけではないのですがけれども、やはり志があって、例えばこういう道に進みたいと思っている方がいたとしてももし経済的な理由で行かれないということであれば、やはりそれは皆の力でお助けしなければいけないというのが私の持論でございまして、その辺教育委員会の方でも中学から高校へ進学する中で、今お聞きするところ何人かの人が支援をいただいているということで、清水育英会の清水千代次郎さんという方も喜んでおられると思います。清水千代次郎さんという方は私勤めさせていただいておりますミマス紡績の初代社長でございます。当時私はミマスに在籍している時もそのミマス育英会の金で従業員の子弟を学校へやってくれというお願いをしておりました。しかしそれは果たさず、今ここになって玉城町という枠の中で花咲いているわけございまして、その辺は有り難いと感謝しております。ですからこのことはどうぞ皆さんに周知していただいで多くの方が利用していただけるようお願いして、私の質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

議長(浅野仁君) 以上で9番 池之山公一君の質問は終わりました。

これにて本日の日程はすべて終了致しました。明日3月8日は午前9時よ

り本会議を開き、提出議案に対する質疑を行いますから定刻までにご参集願
います。

本日は、これを以って散会致します。

(午後 3時 4分 散会)

平成19年第2回玉城町議会定例会会議録(第3号)

1. 招集年月日 平成19年3月6日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成19年3月8日

4. 応招議員

1番	淺野	仁君	2番	野口	繁君
3番	東谷	富雄君	4番	川西	元行君
5番	高木	市郎君	6番	奥野	忠君
7番			8番	鈴木	加奈子君
9番	池之山	公一君	10番	森本	美三男君
11番	小林	豊君	12番	前川	夫君
13番	世古	欽史君	14番	小林	一則君
15番	風口	尚君	16番	中野	勇君

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻村修一君	助 役	坪井信義君
教 育 長	見並健一君		
総務統轄	中郷徹君	税務住民統轄	林裕紀君
生活福祉統轄	辻誠君	上下水道統轄	小林一雄君
建設統轄	前田浩三君	病院老健統轄	田間宏紀君
教育次長	松田幸一君	農林商工統轄	田畑良和君
政策財政責任者	中村元紀君	総務公室責任者	田村優君
福祉年金保険責任者	見並智俊君		
教育委員長	松田隆作君	監査委員	松田隆生君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大南友敬君	同書記	高井美江君
同書記	中川泰成君		

10. 提出議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

- 第 2 . 議案第 2 号 玉城町副町長の定数を定める条例の制定について
(質疑)
- 第 3 . 議案第 3 号 玉城町に収入役を置かない条例の廃止について (質疑)
- 第 4 . 議案第 4 号 玉城町行政組織条例の一部改正について (質疑)
- 第 5 . 議案第 5 号 組織改革等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について (質疑)
- 第 6 . 議案第 6 号 玉城町職員定数条例の一部改正について (質疑)
- 第 7 . 議案第 7 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (質疑)
- 第 8 . 議案第 8 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
(質疑)
- 第 9 . 議案第 9 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について (質疑)
- 第 10 . 議案第 10 号 三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について(質疑)
- 第 11 . 議案第 11 号 三重県市町職員退職手当組合理約の変更に関する協議について(質疑)
- 第 12 . 議案第 12 号 三重県自治会館組合理約の変更に関する協議について
(質疑)
- 第 13 . 議案第 13 号 三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について(質疑)
- 第 14 . 議案第 14 号 三重地方税管理回収機構の規約変更に関する協議について (質疑)
- 第 15 . 議案第 15 号 わたらい老人福祉施設組合理約の変更に関する協議について (質疑)
- 第 16 . 議案第 16 号 伊勢広域環境組合理約の変更に関する協議について
(質疑)
- 第 17 . 議案第 17 号 菊狭間環境整備組合理約の変更に関する協議について
(質疑)
- 第 18 . 議案第 18 号 伊勢地域農業共済事務組合理約の変更に関する協議について (質疑)
- 第 19 . 議案第 19 号 町道の認定について(質疑)
- 第 20 . 議案第 20 号 平成 19 年度玉城町一般会計予算 (質疑)
- 第 21 . 議案第 21 号 平成 19 年度玉城町国民健康保険特別会計予算 (質疑)
- 第 22 . 議案第 22 号 平成 19 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算 (質疑)

- 第23．議案第23号 平成19年度玉城町老人保健特別会計予算（質疑）
- 第24．議案第24号 平成19年度玉城町山村振興事業特別会計予算（質疑）
- 第25．議案第25号 平成19年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算
（質疑）
- 第26．議案第26号 平成19年度玉城町介護保険特別会計予算（質疑）
- 第27．議案第27号 平成19年度玉城町病院事業会計予算（質疑）
- 第28．議案第28号 平成19年度玉城町水道事業会計予算（質疑）
- 第29．議案第29号 平成19年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算
（質疑）
- 第30．議案第30号 平成19年度玉城町下水道事業会計予算（質疑）

（午前 9時 0分 開会）

議長（浅野仁君） 只今の出席議員数は15名で定足数に達しております。
よって、平成19年第2回玉城町議会定例会第3日目の会議を開会致します。

本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。

議長（浅野仁君）日程第1．会議録署名議員の指名を行いません。本日の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において
15番 風口 尚君 16番 中野 勇君
の2名を指名致します。

議長（浅野仁君）次に、日程第2．議案第2号 玉城町副町長の定数を定める条例の制定についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号に対する質疑を終結致します。

議長（浅野仁君）次に、日程第3．議案第3号 玉城町に収入役を置かない条例の廃止についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号に対する質疑を終結致します。

議長(浅野仁君)次に、日程第4．議案第4号 玉城町行政組織条例の一部改正についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号に対する質疑を終結致します。

議長(浅野仁君)次に、日程第5．議案第5号 組織改革等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

これをもって議案第5号に対する質疑を終結致します。

議長(浅野仁君)次に、日程第6．議案第6号 玉城町職員定数条例の一部改正についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん)条例第5号の玉城町職員定数条例の一部を改正する条例というのがここに示されまして、単純労務職の分野で6人の削減という事でございますが、町長部局での2名、そして教育の関係におきます4人というのは、これまでは、どのような仕事をしていた分野でございますか。その仕事は、今後はどのような姿になるのですか、全国的に聞きますと派遣労働というのを取り入れたりしまして、問題にもなったりもしておりますので、この際、伺いたいと存じます。

議長(浅野仁君)総務統轄 中郷徹君

総務統轄(中郷徹君)このことにつきましては、資料の新旧対照表をご覧頂きながら申し上げたいと思います。先ず、町長部局におきまして単純労務職で2名の減員をいたしておるところでございますが、これにつきましては、総務に所属をいたしておりました用務員につきましては、以前には定数枠の中で正職員を配置いたしておったところですが、これが、現在空席でございますが、この現状に即したものといたしたことで、今回減員をするといったことでございますし、又、教育委員会の事務部局の職員につきましては、4名の減員でございますが、これにつきましては、各小学校におきます用務員につきましてそれぞれ1名づつ配置をいたしておるところでございますが、現在、人材センターからの派遣といったことで対応をいたしておきまして、この現状に即した形でといったことで定数の減をしようとするものでございます。議長(浅野仁君)8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）人材センターといいましても色々あるかと思いますが、多分玉城町におきますシルバー人材センターのことをさしていているのだらうというふうに、いいほうに私は解釈したのですが、そのような対応になっているのかどうなのか、再度の確認をしたいと存じます。それから町長部局におきます2名の用務員、現在空席といわれましたが、それについても玉城町のシルバー人材センターから入れているのかどうなのか、この点につきましてお伺いを致します。

議長（浅野仁君）総務統轄 中郷徹君

総務統轄（中郷徹君）先ず最初に、ご質問いただきました内容につきましては、社会福祉協議会に事務局をおきますことぶき人材センターから派遣を受けておるものでございます。又、総務におきます用務員につきましては、以前には公文書の配布、といったことで1名の配置をいたしておったものについての減、もう1名は、嘱託の用務員を現在雇用いたしておる。こういった形でございます。

議長（浅野仁君）8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）もうちょっと分かるようにしてほしいといえますのは、町長部局におきますところの、2名の用務員というのは、現在空席といわれましたので、空席にもいろいろありまして、正職員としては空席であっても、先ほどのようにシルバー人材センターから入れている場合とか、臨時職員で入れるとか言うようなことがありますので、その点を空席はどういう形態の空席であったのか、そして今後はどうするのかということ、伺っているのです、嘱託がどうのこうのといわれますが、分からない。分かるように言って頂きたい。

議長（浅野仁君）総務統轄 中郷徹君

総務統轄（中郷徹君）先ず、2名のうち1名につきましては、これは公文書の配布といったことで、以前に配置をいたしておりましたものについて、これを別な方法で配布をするといったことで、全くの減でございます。それから、もう1名につきましては、庁舎内用務員といったことで定数をおいておったところでございますが、これにつきましては、嘱託職員1名を当てておりまして今後につきましてもこの形で行ってまいりたいと、こういったことでございます。

議長（浅野仁君）8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）公文書の配布物の配布というのは、配布の仕方を変えたという事ですが、それはどのように変えたのか、郵送されてくることが多くなったのですが、その方法に変えからもうその配布する要因がいらなくなったということなのか、それから各地域の区長さんへ向けての地域内の文

書をお届けするという仕事もあったのではないかと考えていますが、そういったことを、その仕事を変わる人は一体どういう形でやってもらっているのか、そのことを聞いているのでございまして、変えましたというだけでは、答弁になっていないのではないですか。

議長（浅野仁君）総務統轄 中郷徹君

総務統轄（中郷徹君）公文書の配布につきましては、これは、部分的には郵送に切り替えたもの。又、その以外の分残りしました分につきましては臨時職員を雇いまして、これに当たっていただいておりますこととございまして、時間当たりの賃金を持ちまして各区長様なりへの配布に当たっておりますこととございます。

議長（浅野仁君）2番 野口繁君

2番（野口繁君）町長部局の職員数が179人、今年19年度に新規採用に職員3名採用される時かされているのですが、1人辞退されたという事ですが、179人に満杯になるのかどうか、又、この179人の給与はどのようにして組まれているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（浅野仁君）総務統轄 中郷徹君

総務統轄（中郷徹君）先ず、職員数の枠に達しているのかどうか、といったこととございますが、4月1日から採用新たに2名という事で内定をいたしておるところとございますが、これを4月1日採用を致しました以後におきましても職員定数にはなお余裕があるといったこととございますし尚、現在ご審議をお願いするといったことで、当初予算計上いたしております部分につきましては、現在職員数におきまして積算を行っておりますこととございます。

議長（浅野仁君）他に、質疑はございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号に対する質疑を終結致します。

議長（浅野仁君）次に、日程第7．議案第7号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第7号に対する質疑を終結致します。

議長（浅野仁君）次に、日程第8．議案第8号 玉城町職員の給与に関する条

例の一部改正についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号に対する質疑を終結致します。

議長(浅野仁君)次に、日程第9・議案第9号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第9号に対する質疑を終結致します。

議長(浅野仁君)次に、日程第10・議案第10号 三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号に対する質疑を終結致します。

議長(浅野仁君)次に、日程第11・議案第11号 三重県市町職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第11号に対する質疑を終結致します。

議長(浅野仁君)次に、日程第12・議案第12号 三重県自治会館組合規約の変更に関する協議についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第12号に対する質疑を終結致します。

議長(浅野仁君)次に、日程第13・議案第13号 三重県市町公平委員会

を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第13号に対する質疑を終結致します。

議長(浅野仁君)次に、日程第14・議案第14号 三重地方税管理回収機構の規約変更に関する協議についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第14号に対する質疑を終結致します。

議長(浅野仁君)次に、日程第15・議案第15号 わたらい老人福祉施設組合規約の変更に関する協議についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第15号に対する質疑を終結致します。

議長(浅野仁君)次に、日程第16・議案第16号 伊勢広域環境組合規約の変更に関する協議についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第16号に対する質疑を終結致します。

議長(浅野仁君)次に、日程第17・議案第17号 菊狭間環境整備組合規約の変更に関する協議についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第17号に対する質疑を終結致します。

議長(浅野仁君)次に、日程第18・議案第18号 伊勢地域農業共済事務

組合規約の変更に関する協議についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第18号に対する質疑を終結致します。

議長(浅野仁君)次に、日程第19・議案第19号 町道の認定についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第19号に対する質疑を終結致します。

議長(浅野仁君)これより、日程第20・議案第20号 平成19年度玉城町一般会計予算乃至、日程第30・議案第30号 平成19年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題として、これより質疑を行います。各議案の質疑につきましては、後日予算特別委員会で詳細な審査を頂く予定でありますので、ここでの質疑は、町長の施政方針、提案理由の範囲を対象に行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。よって質疑は、一括上程されました 議案第20号乃至、議案第30号についての町長の施策方針・提案理由の説明の範囲の対象に行います。発言を許します。8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 町長は、玉城町に住んでよかった。玉城へ行って暮らしてみたいと、そういう玉城町にしていきたいというお話でございました。そして又この玉城町につきまして支えあう玉城町に、というようなそういうこともいっておられる訳でございますが、要するに玉城町内の皆さんが相互に理解しあえるような、そういう玉城町づくりをしていくという事であろうと思いますけれども、そんな中で、県がよく言いますようなコラボレーションとか、協働とかというようなことに強調しすぎますと、行政の側はそういったことにはあまりもう予算を使わないように、自分らでやれ、というようなそういう姿に替えていくのではないかという不安もないことないわけでございます。そこで、伺うわけでございますが、やはり私は、例えば昨年或はその以前も申し上げたところでありましたが、敬老祝い金の問題でございまして、高齢者にお渡しする御祝金に対しまして、所得に差をつけるというそういうことを持ち込むということが、実際お年寄りの間で奇妙な具合が生じ

ているということから、それは、一律にするように大変な金額ではないんだから、というお話もしてきましたが、そういったことにつきましては、来年度予算におきましてどのように考えているのかお聞かせ頂きたいと思います。それから、保育料及び児童館利用料を据え置きしと、いうふうに少子高齢化に対応した地域でという意味で言われました。昨日、一般質問におきまして、保育料据え置きという町長の方針でありましたので、それに沿ってランクの見直し、国も指示をしてきておるところであります。これについては、なさるといふ事でございましたので、事実上据え置きになるようにするという事は肝要なことであると思っております。放課後子どもプラン推進事業に行政として全力で取り組むとそのようにいわれたのですが、放課後子どもプランこの推進事業というのは、どのように組織してどのような陣容で或はどのような予算を使って何時までに計画を作り上げていくのか、その計画というものは、どういうものを、どういうことを、主題としてなさるのか、予算書の中にはどのように反映されているのか、お伺いを致します。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 今後の町のあり方、私の考え方は開会の冒頭にもお話を申し上げて、やはり大変厳しい町を取り巻く環境でございますから、それらを充分踏まえながら、今までのこの色々取り組んでまいりました町の良さを発揮していかなくてはいけないと思っておりますし、玉城町に住んでいただいている皆さん方、或は又、玉城町に住んで頂くような形の方策を考えていきたいと思っております。保育所のお話は昨日もご質問いただいたりしておるわけですが、主に、2点のご質問を頂いたわけですが、敬老祝い金は当初予算としては、平成18年度の考え方で計上させて頂いておることになってございます。しかし、委員会等でも色々考え方なりをお示しさせていただいたこともあるわけですが、やはり経費節減も当然考えていかなくてはいけない時期、いろんなご意見も賜っていかなくてはいけないというふうに思っておりますし、今後におきましては、議会の皆さん方ともご相談させて頂きながら、金額的なことも前々からご提案を頂いておりますし、或は又、それぞれの節目節目に御祝金も渡させていただくというふうのことも、又、検討させていただくことにしたいと思っております。それともう一つは、放課後児童プランの考え方でございますが、これにつきましては、具体的な内容が固まっておりますけれども、もう課長のほうでの取り組みが進められてくるということになってございます。私の考え方と致しましては、やはり子どもたちが放課後家へ帰るまでの間、どなたかに見ていただいて、或は又、子供たち同士で安心な形で遊んでいただくようなスタイル、これが一番誰もが心配することであるというふうに思っており

ますので児童館は設置しておりますけれどもなかなか子どもたちや、保護者の方の希望もございまして、子どもたちが増えていただくような施策も講じておるわけでありまして、地域全体でこれをサポートしていただくようなことも、こうした放課後のプランの中で一つ検討して頂きたいという考え方をもっております。後、補足を致させます。

議長（浅野仁君）教育次長 松田幸一君

教育次長（松田幸一君）放課後子どもプランにつきまして、お答え申し上げます。この事業につきましては、文部科学省の事業となっております。本年平成19年度の予算書におきましては、122ページの報償費の中で、放課後対策事業運営委員報償金という事で、平成19年度におきまして、こういった形で実施が出来るのかそういったことの委員会を編制いたしましてその中で協議をするということになっております。放課後子どもプランにつきましては、今、文科省の中で色々具体的な状況も出てきておる中ではございますが、そういった中身をふまえながら検討したいということでございます。よろしくお願い致します。

議長（浅野仁君）8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）敬老祝い金のあり方は、町長先程説明ですと、前年度並みに予算は組んであるが、今年度の実施に当っては再度の検討をすると言う意味のお返事であったのかと思いますが、祝い金というそういう事柄からこれは、生活援助金ではございませんので、祝い金の性格を考えそれに高齢者に対する所得による差をつけるというのは、そういうことをもちこむのは奇妙な姿であろうと思いますので、平等のあつかいをなさって頂きたいとこのように願って質問したわけでございました。検討していただくと言うことであればそれでいいと思っております。それから、放課後子どもプラン推進事業というのは、当然児童館もございまして、ここも一つの分野になってくるのではないかと考えておりますが、この事業にあたりましては、これまでも取り組んでいただいている方々の身分的な保障の問題、大変低いものに私は感じております。重要な役割にふさわしい給与体系にするということとそれから、時間的にももうちょっと一日時間の対応を含めて対応を上げて。或は、出てきていなくても家庭での準備をしているそういうことを見込んで時給のアップそういったものも考え、正採用が難かしくてもそれに近い姿になるようなことを検討してもらいたいのではないかと、このように思っておりますので、子どもが大事であればそれに携わる人たちの身分保障をきちっとするというそのことも大事だと思っております。ベテランの方がおやめになったとか聞いておまして、大変気持ちを傷めておりますところでございますので、よろしく願いしてきたいと思っております。それから来年度、新た

な仕事になるのではないかとと思いますが、高齢者に対する配食サービスですが、これまでは、長年にわたりましてボランティアでここに議席を持っておられる方の奥様も一緒にやって頂いておりますが、もう相当な年月にわたりまして配食サービスにたずさわらせて頂いておりますが、このボランティアでやってきたことをもうこれを排除いたしまして、玉城町が直営で或はどこかにして頂くということなのかと聞こえたのですが、何しろ早い説明でございましたので、分かりにくいことではございました。改めまして年間通じて行いますということですので、これまでのボランティアの姿とは違ったものになるというふうに受け止めまして伺うところであります。議員の側は3回以内というような制限を持ちまして、この質疑に当られておりますので、お答えいただく当局は分かりやすくきちっとお答えを頂きたいと思っておりますし、議長におきましては、そのあたり答弁の仕方については、ご注意を頂きたいと思っております。もう1点は、町民が安心して生活を送るために欠くことが出来ない環境の問題として、その一つで農地・水・環境保全向上対策事業ということがあげられております。町長はこれを進めたいという事ではあります。これまでの話を伺っておりますと、希望を募っているというふうなうけとめるわけではあります。これを町当局が玉城町全域を包含する姿でまだ希望の枠が残っているということも伺っておりますので、町全域を包含するような姿で町として申請をする。そしてその地域、地域におきまして例えば、業者の方々が、農業用の排水路等の仕事に携わったり、又、その土砂の堆積したものを取り除くのにはいろんな重機を借りたり、又車の借り上げ、そういったこともなさっているように伺っておりますが、こういったものが相当援助されまして農家の負担も軽くなるのではないかとこのように思っておりますし又、これに携わるオペレーターといいますが、技術者そういった方の人件費そういったことも賄われるように伺っているところではありますので、農家負担を少しでも軽くして、この地域の農業者と共に環境保全の向上対策事業が出来るように、町が全体として申し入れをするようになぜ考えないのかと非常に不可解に思っているところではありますので、お答えを頂きたいと思っております。町全体として申し込みをしているところもあると、私は伺っておりますので玉城町では何故それができないのか、そういったことも含めてお聞かせ頂きたいと思っております。

議長（浅野仁君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）具体的な内容、高齢者の方の配食サービスは、生活福祉の方からも答弁させますけれども、やはり、夏場の時期に今までは虹の会の方のボランティアの方と食生活改善の方が手当は支払させて頂いておりますが、従事していただいておりますが、虹の会の方と町の二通りで、配食サービス

をさせていただいておったわけでありませけれども、夏場の時期がどうしても衛生面で心配がある、こういう事でありましたので、休ましていただいております、そうではなくて年間とおしてしてサービスをする必要があるだろうというふうなことで、1食あたりの単価あたりももう一度できるだけ経費を抑えていかななくてはというふうに考えまして、今19年度は年間通してのサービスで実施をしてまいりたいと考えておりますし、もう一つの農地水・環境保全につきましては、国の補助金或は、町の負担はありますがそれによって、自治区が今までの用地或は、その辺の管理をしていただいた負担が軽減するわけにありますから、是非これを皆さん方がご理解いただいて取り組んでほしいと、積極的な推進を続けております。あくまでも主体は自治区というふうなことでありますから、これは町でというお話もありますけれども、もう既に自治区で積極的に動いていただいている所もあります。協働というお話もありますが、それぞれの役割分担が私は必要だと思っております。町がやる或は、自治区がやる或は、協働してやるいろんなことで以前からその自治区の周りの地域を守る、環境を守る、農地を守るというふうなことにしましては、当然その自治区が主体になってやっていただくそれが一番これからも大事な事だと思っております。このいろんな要件がございまして、農振の農用地が関係していなければいけない。というようなこともありますし、又農家だけでなく非農家の方も含めてというふうなこともございますので、これはさらに昨日も質問いただきましたけれども、積極的にまだのところは推進をしていきたいと思っております。よろしくお願いを致します。

議長(浅野仁君) 生活福祉統轄 辻 誠君

生活福祉統轄(辻誠君) 配食サービスの件につきましてお答えを致したいと思います。従来ですと町長答弁いたしましたように夏場の時期に配食サービスが出来にくいというふうな部分がございますし、又議員ご承知のように配食サービスの容器につきましては、保温容器というふうなことで従来からその容器に小鉢等に詰めて配食をしておりました。その小鉢の量的なものが、年寄りの1食の量が大変多いという部分から、1日の食、それが残ったものを夕食にされるそれを保温するには冷蔵庫等の保温も難しいとそういうふうなお声も聞いておまして、虹の会さんから配食されますパック容器の方が重宝されているという事情もございます。そういうふうなことから新しく夏場の時期も含めまして必要とされる方につきましては、それを民間の方が調理したものを各ご家庭にお配りをする、そういうふうなことから年間通しての配食サービスを行いたい。今回その配食サービス業務につきましては、委託に切り替えるものでございます。又、長年食生活改善推進委員さんに色々

な調理のお手伝い、又料理教室等のお手伝いをして頂いておりましたが、今後この調理のお手伝い所謂、配食業務の調理の場と致しまして高齢者の介護予防、又、子育て支援の等のお手伝い、料理教室など今後生活習慣の中では食が一番大切になってきておりますので、そういうふうなことへのお手伝いを18年度から考えますと19年度この回数も多く検討いたしておりますのでそういった場合への配食サービスに変わる事業と致しまして、食生活改善推進委員さんにご協力を頂きたい。こういうふうなことで考えておりますのでよろしくお願いを致します。

議長（浅野仁君）13番 世古欽史君

13番（世古欽史君）施政方針を読まして頂いて、よう理解せん部分があったのでどちらの方向を町長が向いて見えるのかということをお尋ねします。

1ページの真ん中 また、地方分権が強力に推進され、国と地方の役割が見直される中、『頑張る地方応援プログラム』といった国の施策が進められようとしておりますが、玉城の個性を活かし、真に町民に求められる行政サービスの提供を行い、次の世代が玉城町に愛着と誇りを持ち、将来に希望を持てる玉城町をつくりあげていくことが、私に課せられた債務であると考えております。とこの文章を読んで玉城は、国の方針を全面に受けてどうのこうのではなくて、独自性の方を積極的にやるのか、これの頑張る地方応援プログラムといった中のその大きな枠の中で、玉城として頑張っていくのかお尋ねします。

議長（浅野仁君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）頑張る地方応援プログラム安倍総理大臣が、美しい国日本を作っていくのだと、地方の活力なくして国の活力はないというふうな中で、実は昨年11月でございましたが、東京NHKホールで全国の町村長大会がございまして総理大臣の出席があり、私も直接話を聞いたり、或は又、県下で総務副大臣田村さんが言われておまして、前日にもこの考え方を直接お話しを聞いた機会がありました。要するにそれぞれの、頑張る地方応援プログラムとそれぞれの自治体独自の特性を生かした形で、これから地域作りしてくれとそれについては、やはり国も県も多いにバックアップをしましょうと、自治体でそれぞれ行政あるいは又、議員の皆さん方で気づいておらないことについても或は又、県なり国の専門家の立場からいろんなアドバイスをさせて頂きたい。こういうお話しがあったのです。従ってまさに玉城は玉城にしかない、周りの地域にはない、いろんな特徴がございますから、これをやはりこれからのまちづくりにいかしていく、それは、そしたらどんなものがあるのか、外部的にも、或は他の皆さん方のご意見を頂きながら、やはりこれから生き残るために努力をしていく。こういうことが大事と思って

おります。もう一つは、行政と住民の皆様方の間に、新しい時代の公というふうな言葉があったり、文化力を高めていこうというふうなことで、県も積極的に取り組みがなされておりますけれども、それに基づいて町としても自治体と住民の皆様方の中で、従来の地域は自治体の自治区の皆さん方周辺の皆さん方が守ってきたというふうなすばらしい取り組みがあります。そしてそれに加えて、最近のいろんな防犯関係或は、子どものいろんなバックアップと、高齢者の皆さん方の日常支援というふうなものがあるわけでございますので、それらを含めてやはり地域全体でも盛り上げていくそして又、具体的な内容がどういうものが、例えば、これもいろんなメニューがあるのです。いろいろ示されてきておりますので、地域にあります歴史文化をどう生かしていくか。或は、財政分野の効率化をどうして行くか。今のコラボレーションをどうして行くかとかいろんな部分がありますので、それぞれの項目について、私は具体的にどういうものがこのプログラムに乗るのかどうかというふうなことを検討してくれというふうなことで、各セクションに指示をしておるところでございます。それを重点的に取り組んでまいりたいという考え方でございますのでよろしくお願い致します。

議長（浅野仁君）13番 世古欽史君

13番（世古欽史君）丁寧ありがとうございます。やっぱりそうすると国が考える何か援助しようと、頑張ったところにはという中には最後の方にチラッと言われた言い方は悪いかもしれませんが、町が独自に何か子供たちをこういうふうに育てたい中で、結局その中のいくつかの項目に会うような方法でこうもっていこうとすると、大きな枠の中で行動を考えなければいけないのか、そうでなくて町が独自に玉城町特有の子育てであるとか、といったことを町長は考えて見えるのかということだけ簡単をお願いします。

議長（浅野仁君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）おっしゃるとおり私の考え方は、玉城町独自でこういうふうなことを考えたいのだと、だからこれに対して県や国がバックアップしてくれるのかというふうな事を進めてまいりたい。いうことでございます。又そういうことを大いに創意工夫をしてくれというのが、国の考え方でございます

議長（浅野仁君）2番 野口繁君

2番（野口繁君）施政方針の中の『国への依存体質から脱却し、それぞれの自主・自立性を高め独自の財源に基づく行政運営が当然のこととして求められております。』とありますが、どういう独自の財源を町長は考えておられるのかお聞きしたいと思います。

議長（浅野仁君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）独自の財源というお話でございますが、やはり財政力その地域格差が、今各自治体でおこっているというのは、財政力のあるところ、無いところとあるわけでありましてその中身は何かというと、やはり雇用の場、或は企業というふうなことでありますし、或は人口の多い町、少ない町というふうなことで大変な開きが出ておるのが現状でありますから、独自の財源というふうなことは、先ずは、企業の立地によりまして町の町税収入を確保していく言うことの努力をしたいという意味でございます。

議長（浅野仁君）2番 野口繁君

2番（野口繁君）町長、法人税も交付税の対象で法人税が多ければ交付税が減らされるのが当然です、私は、この独自とはこの20号議案の提案説明の中で、今年度から新たな財源確保の観点から広報広告掲載を新設という事で、これが独自の財源かと私は思っていたのですが、この予算書を見ますと何も収益の口開けが何もありません。広告料がどれほどに決められているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（浅野仁君）総務統轄 中郷徹君

総務統轄（中郷徹君）只今の広告掲載料の予算化につきましては、一般会計当初予算34ページ雑入におきまして、総務管理費収入の中でこの説明欄の広報広告掲載料といったことで計上致しております。

議長（浅野仁君）2番 野口繁君

2番（野口繁君）広告料は広報に対してどれぐらいのスペースで、どれぐらいの金額をもらうのか。概略金額を決めてもらっていると思いますので、お聞かせ願いたいと思います。

議長（浅野仁君）総務統轄 中郷徹君

総務統轄（中郷徹君）詳しくは、後刻お答えをするといたしまして、概要につきましては、裏表紙につきましてひと枠8千円、それから中の綴じ込み部分各ページにつきましてはひと枠5千円、と決定を致しております。

議長（浅野仁君）他に、ございませんか。6番 奥野忠君

6番（奥野忠君）先程、町長から少しございましたが、美しい国を作りたいという、新しい場で首長の思惑がどういうことか、それは国は国として対策を建てておられます。町長は、町長の就任後も、この玉城町を地域一番の町にしたい。そしてまた、この施政方針の中にもうたわれておりますように、住んでいて良かった。そしてまた住んでみたい、玉城町へ行って住んでみたい町をつくりたいというような、大きな野望を持っておられるというふうに思っております。町民としても非常にうれしい限りでございます。そういう中で、具体的にどういう施策を予算上計上されているのかお聞きしたいわけ

ですが、子育ての問題、そして学校教育の問題、そして生活の問題、環境の問題、色々あると思いますが、町長から各部署に指示をされたそしてその部署が、どういうふうにそれを予算化したか、そういうことについて具体的にお聞かせを頂きたいと思いますが、よろしくをお願いします。

議長（浅野仁君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）昨日の一般質問でも、そういった考え方についてご質問頂いてお答えを申し上げたところでございます。やはりこの子育ての関係は、予算的には増額ではありませんが、玉城に住んでみたい、行ってみたいというふうなことで、これからのまちづくりを進めたいという観点から、財政面では保育料あたり、或はその他の施設使用料あたりも見直していく必要があるだろうと思っておりましたが、やはりいろんな近年の経済情勢又、自治体の地域格差のお話を主にさせて頂きましてから、中では、それぞれの自治体はそれぞれの特徴を生かして努力をされておりますが、なかなか現状を眺めてみますと山村比率にいきますと高齢化で土地が荒廃をしておる、だんだん若い人が少なくなっていくという事で格差がどうしても広がっていく。玉城町としても魅力は何か。それは先ずは、子育てで入所がしやすい、玉城町へ行ったら保育所へ入りやすい、或は、福祉の面で医療関係が整っているというふうなことを充実しなければいけないということで、予算的に増額とか減額とかということの影響は出さしてもらってはいたませんが、そういったことで当面は据え置きをしたいというのが1点でございますし、もう一つは前々から自治区のほうから要望があって、これも子供のことにかわりませんが、例えば、外城田の地域の子供たちが中学校へ通学を致しておりますのに、もうこれ十数年来になります、交通安全対策の中での歩道が年次計画で進められておりますけれども、具体的に申し上げますと原から来る山神、積良、矢野、三郷の子供たちが野篠を通過して勝田からくるこういうふうなことの中で、年次計画で歩道の安全対策を進めてまいりたいというのが、直接土木の費用に上げさせてもらっておりますし、また、集落と集落をつなぐ部分の非常に狭くなっている部分の道路があります。それは非常に危険だというふうなこともありますし、当然住民の皆さん方の生活に関わることもありますのでそれを拡幅したい、というふうなものをインターネット上の中でお知らせするよう指示をして増額をさせて頂いております。また、京セラミタ関係、松下電工関係の周辺環境整備についても昨年からの債務負担の中でお認めを頂いております、そういうふうなことも引き続き掲げておるとというのが一つでございます。また、特に地域の中で地域の皆さん同士の連帯感と言いますか、つながりが希薄になってきておると思っておりますので、熱心なところはなかなかいろんな取り組みもされておられますし、新しく団地が出来たとこ

ろでも祭りがあつたり、或は高齢者の方々がお集まりいただいて1日サロンの開催をされ大変な取り組みをされている地域もありますが、全体を眺めて見ますと希薄になっておるということが、やはり子供を通して大人の或は保護者の皆さんのふれあいの機会これをぜひ、一度考えてほしいと教育委員会の方をお願いをして、例えば、青少年の対策事業費が予算化されておりますので、今までの増額、減額ということではなくて、今の現計の予算を出来るだけ創意工夫をして活かしてほしい。というふうな指示をさせて頂いております。或はまた、毎週のようにご承知のようにいろんな行事が組まれてございます。そしてその状況を眺めておられますと、どんどん参加の人が増えておるといふ事でございます。これは何かと考えると見ますと、やはりそれにいろんなお世話を頂くリーダーの方の力が非常にあっておられます。そのリーダーの方を出来るだけたくさん頑張ってもらいたいような、そんなまちづくりのために工夫をしてほしいということを示しておるといふ、お答えになるかどうかと思いますが、そうした出来るだけ、こういう財政厳しい時期でありますから、インフラ以外のところは経常経費を切り詰めて、創意工夫で頑張ってくれというふうな指示をさせて頂いておりますという考え方でございます。よろしくお願ひ致します。

議長（浅野仁君）6番 奥野忠君

6番（奥野忠君）町長の懇切丁寧なお答えを頂きまして、ありがとうございます。安倍総理が美しい国日本を作りたいといっておっても、やはり日本の各地方において、活力のある町ができてこないことには、美しい国日本の仕上がりはないわけですし、町長一つこれから活力のあるこの玉城町に、育てていけるようなそういう施策でよろしくお願ひをしたいと思います。この2つ目の質問でございますが、玉城病院の院長さんがこの4月から新しく変わられるということございまして、この施政方針の中にも新しい疾病の構造変化それから医療の高度化、専門化などが進行している中で玉城病院とケア・ハイツ、そして健康管理センターを含めて地域の社会福祉体制を進めていきたいと掲げてございますが、どんなふうに進めていかれるのかお聞きしたいと思ひます。

議長（浅野仁君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）この施政方針に掲げております内容は、これも先ずは玉城町に住んでいただいている皆さん方が、安心して暮らしていただけるそのためなら何が必要なのか、という事でありまして、いろんなこの高齢化の時代を迎えておりますから、当然福祉の施策を重点的に取り組むということになっておりまして、理解いただいておりますが、やはり身近で療養が出来る、入院が出来るそうした病院改築ということで議会でご了承いた

だいて今日に至っておるわけで、やはり利用者の方々は非常に喜んでおられるわけであります。問題は、この利用を高めていくということが一番重要なことではありますが、私は、この中でより専門的な立場で社会福祉士なり或は、保健師なりスタッフの方々がそれぞれの障害者の方、或は、高齢者の方々に生活の中へ立ち入ってバックアップをしていく。きめ細かな対応をしていく。そういうことが、やはり当面単独をめざしている玉城町のあり方ではないかと思っておりますので、そのスタッフをはじめから充実をさせて頂いておりますが、さらに中身の改正、拡充もしながらこの病院と一体となった拠点ということで取り組みをしておりますので、それを活かしていきたいという一つの考え方でございます。繰り返して申し上げますが、それぞれの対象者お一人お一人に、きめ細かい対応が出来るそういう中身の取り組みをこれから進めてまいりたいと思います。

議長（浅野仁君）6番 奥野忠君

6番（奥野忠君）ありがとうございました。新しくというよりもまだ新しい事業として生活支援事業というのが、病院の中に作られておりますがこころ辺の問題とこれからの進め方について、出来たら事務局長の具体的な新しい年度に向けての抱負といたしますか、そういうふうな具体的なことをお聞きしたいと思います。

議長（浅野仁君）病院老健統轄 田間宏紀君

病院老健統轄（田間宏紀君）19年度新しく院長を迎える中で、病院職員・健康管理センター職員・又介護老人保健施設職員・又介護老人保健施設のなかには、施設入所・介護・居宅・通所・リハビリというようなサービスを行っております。これら職員が一丸となりまして先程、町長話をさせて頂いたとおり、住民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりの行政の一環を担っているという認識の基にきめ細かな、又、業者の方からも患者さん皆さん方からも病院・ケア・健康管理センターがあることによって健康が支えられているというふうな認識がもたれるような施設づくりをめざして、新院長とともに職員一同頑張っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご支援のほどお願い致します。

議長（浅野仁君）10番 森本美三男君

10番（森本美三男君）福祉バスの運行について、バスの所有と運転者の身分はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

議長（浅野仁君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）福祉バスについてのお尋ねでございますが、所有は町がしておりまして、運営は社会福祉会に委託をしておるとこういう状況でございます。中身につきましては、生活福祉でお答えを申し上げます。

議長（浅野仁君）生活福祉統轄 辻 誠君

生活福祉統轄（辻誠君）バスの運行につきましては、町長説明申しましたように社会福祉協議会の方で、運行管理をさしていただいておりますが、バスの所有、又、その修理、修繕にかかります部分については町の方が、バスの委託料と合わせまして、社会福祉協議会の方に委託料としてお支払いをさせて頂いております。又、当然バスの運行につきましては運行責任者も必要になってきますが、それにつきましても社会福祉協議会の職員の中で整備士の資格のある人が、点検管理もしながら運行管理をしているというところがございます。又、運行の要因につきましても2種の大型免許を取得して又、シルバー・三重交通の経験のある方を雇用しながら運行管理をしておる状況でございます。職員の管理につきましては、社会福祉協議会の職員がやっておるというふうな事でございますのでよろしくお願いを致します。

議長（浅野仁君）10番 森本美三男君

10番（森本美三男君）そうしますとバスは町が負担をしているという事ですが、福祉協議会は運行計画を立てて・・・・・・・・やって頂いている・・・・

議長（浅野仁君）生活福祉統轄 辻 誠君

生活福祉統轄（辻誠君）バスの運行管理、行程ダイヤにつきましても、この4月1日から一部改正させていただくわけですが、当然地域の皆さん方のご利用のしやすいように、又、JRの時刻表にも合わせまして保健福祉会館を拠点と致しまして、各地域、アスピア玉城の連携又、健康管理センター玉城病院への、所謂、公共施設も回りながらご利用をして頂くような形で、その運行ダイヤ等につきましても利用される方々の要望・意向もふまえて運行している状況でございます。それにかかります燃料経費も委託料の中で出して頂いております。最近の石油の高騰によります委託料の増加も含めまして今年度予算の計上をいたしたところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（浅野仁君）他にございませんか。5番 高木市郎君

5番（高木市郎君）所信表明の中には、財政的なことが割りとないで、先程も自主財源を高めてとそういうような質問がありました。町長は絶えず世の中は景気良くなってきたというけれども、財政は厳しいという考え方で言っておられる気がします。それで今回も堅実予算であると私は見ているのですが、それでは玉城町の財政状況を示す財政力指数或は、経常収支比率これらの推移がどのようになっているのか。いまここで分からなければ次回で結構ですがその辺分かる範囲内でご説明頂きたい。

議長（浅野仁君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）具体的な町の主な点の、例えば公債比率なり経常収支比

率なり財政力指数というようなものは当然最新の状況がありますので、後担当から報告をさせますが、やはり三位一体改革の小泉政権からのながれで、ご承知のように所得税から住民税の移行というのが、この4月から始まっていくという事ではありますが、昨日のご質問でもお答え申しましたようになかなか地方時代といいながら地方の財政は非常に厳しい、極端な言い方を申し上げますと国の財政再建をするがための、三位一体改革でないかと私は思っているわけでございます。従って、本年度こうして予算編成をさせて頂いておりますが、なかなか見通しを立てにくかった。まだ、いまだに今後の法人税収入あたりを見ないと、これからの財政運営が厳しいと思っているところでございます。そんなことでこれは、玉城町だけでなく周辺の自治体の殆どがそういう状況でないかと私は思っているわけでもありますので、やはりこんな中でもありますから、なんと致しましてもまずは、健全財政を堅持しながらそして、さらに先程もご質問賜りましたように、いかに自主財源を確保するか、こういうことの努力を進めていきたいと思っております。そんな中でなんと致しましても、夕張等の或は、全国各地大変厳しい自治体もあるわけでございます。そんな中で特に経常収支の状況或は、公債費の状況それを一番留意しながら、これからも健全財政に努めていきたいとこんな考えを持っております。具体的な主なものだけ担当の方から説明を申し上げます。

議長（浅野仁君）総務統轄 中郷徹君

総務統轄（中郷徹君）町の財政力を示します指数についてのお尋ねでございます。まず、経常収支比率についてでございますが、平成17年度におきまして79.8で、平成18年度只今動いておるところでございます。これを、18年度はいかほどになるかといったことにつきましては、只今申し上げる時期には未だ参っておらんという事で、ご理解を賜りたいと思うところですが、町村レベルにおきまして、この経常収支比率がいかほどの状況が、読めるかといったことについて、概ね70%から80%といったあたりが妥当ではないか。こういったことと言われておるところでございます。又財政力指数についてでございますが、0.734といったことになっておるところでございます。この数値が1以上になりますと自分たちの調達する資金のみで財政が運営できるといったことになりまして、0.5ですと自分で調達する資金では半分だけしか調達できないといったことになるわけでございます。なお又、こういった財政力指数につきましてはここ暫くの期間、変動をいたしておるところでございます。これにつきましては、税の変動特に法人町民税の変動がこここのところ各年度落ちてきたところで、そういったことが生じてきておるといったことでございます。

議長（浅野仁君）5番 高木市郎君

5番（高木市郎君）先ず私は、推移はどうかということをお尋ねしたので、単年度で分かりました。17年度はそういうことになるかと思いますが、18年度はすでに終わろうとしていますから予測の数字は出るのではないかと、というより予測で出してほしい。それから19年度予算も出ていますから予算が執行されたとして計算が出来ないか、今は出来ないと思います。だから15日にもし出れば示して、推移がこうなっているだから厳しいといってもらわないと、単年度で言ってもらっても、それは一般的な比較から比べてどうかといえるかと思いますが、その一般的な比較で三重県においても抜群に玉城は言い方ですから、結構私は県の平均よりいいと思っております。だからそういういわれたって理解できない。その辺のことをもう一度特別委員会に数字が出れば出していただきたいという事でこれで結構です。

議長（浅野仁君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）おかげさまで、いろんな行政部分の県下のランキングでは玉城町は上位になっているわけでありましてけれども、しかしこれで安心しておるわけではいけませんので、この財政の状況は私も、以前からもそうですが、すべてオープンで今高木議員おっしゃたようにその19年度の見通しというとなかなか難しいわけでありまして。かなり財政の分析、財政運営指標を出そうと思っておりますとかなり細かいつみあげをしないと出ませんし、後で間違っていたというわけにはまりませんので、現在までも過去3カ年の推移は出ておりますのでそれら資料はオープンでありますから、出させて頂いておりますしこれからもそういうふうに努めてまいりたいと思っております。それともう一つ、一般の町民の皆さん方に出来るだけわかりやすく、すべて財政の状況をオープンでお知らせをしなければいけない時代と思っておりますので、町の広報あたりで出さして頂いておりますが、さらに、知っ得、納得のケーブルテレビで直接財政の担当者が、テレビで説明を申し上げておるということもこれからも続けてまいりますし、又いろんな自治区で、或はどんな会合でも結構でございますので、こちらからも出向かしていただいて具体的な内容を皆さんに、ご理解頂くように努力してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議長（浅野仁君）他に、質疑ございませんか。11番 小林 豊君

11番（小林豊君）施政方針の中で町長『住民満足度NO1』或は、満足度NO1をめざすとかという『満足度』という言葉がでてきますが、私は、『満足』という時代は終わり、いかにこれからいかに納得してもらいたいと思っておりますが、その中で、本来は引き上げるべき保育料、児童館料を据え置きしとありますが、据え置きしていただく、これは非常に結構なことだと思っております。しかし、そうすることによって生じられるいろんな問題が出てくると思

いますが、その中で、保護者の皆様へこういう説明はされているのかどうか、或は、これからしていくのかどうか、について伺いたいと思います。

議長（浅野仁君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）前段の高木議員のご質問でもお答えを申し上げておりますけれども、小林議員のお話につきましては、やはり町がこういった面で私町長として努力をしていきたい。そしてその中で、今の町の財政とくに具体的に申し上げますと保育料或は、児童館の費用でこれだけかかっておって、そして国と或は、県とたしてこんな状況で、やはり全体でこの町の発展のために玉城町に住んでいただくということのために、努力をしているという事も、今おっしゃるように住民の皆さん、保護者の皆さん方にぜひご理解を頂きたいと思っております。今後、そうしたこともいろんな機会に関係する保護者の皆さんはじめ、ご理解を頂くようお願いをしてきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議長（浅野仁君）11番 小林 豊君

11番（小林豊君）やはり、引き上げになって保護者、住民の皆さんは、文句を言うと引き下げになって『ありがとう』引き下げで当たり前という感覚があると思いますので、是非とも住民・保護者への周知というものは徹底して行って頂きたいと思っております。以上です。

議長（浅野仁君）他にございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。これをもって一括上程されました議案第20号乃至議案第30号についての町長の施政方針、提案理由に対する質疑を終結致します。

議長（浅野仁君）暫時休憩します。

（午前10時52分 休憩）（付託表配付）

（午前10時53分 再開）

議長（浅野仁君）再開致します。お諮り致します。本日質疑を終了致しました議案第20号 平成19年度玉城町一般会計予算について、乃至 議案第30号 平成19年度玉城町下水道事業会計予算についての各議案につきましては、お手許に配付致しました議案付託表のとおり、予算特別委員会に付託致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって議案第20号乃至 議案第30号については、議案付託表のとおり予算特別委員会に付託することに決しました。

お諮り致します。只今、予算特別委員会に付託されました議案審査を、お願いしたいと思います。日程について事務局長から報告致します。

事務局長（大南友敬君）

（事務局長 委員会の日程について報告する。）

議長（浅野仁君）只今、事務局長報告のとおり、予算特別委員会審査をお願い致します。以上で、本日の日程は全て終了致しました。お諮り致します。議案精査の為、明日9日から14日までの6日間休会致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって3月9日から14日までの6日間休会することに決しました。来る3月15日は午前9時より本会議を開き、追加議案の上程、委員長報告、討論採決を行ないますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これをもって散会致します。ご苦労様でした。

（午前10時32分 散会）

平成19年第2回玉城町議会定例会会議録(第4号)

1. 招集年月日 平成19年3月 6日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成19年3月15日
4. 応招議員

1番 浅野 仁君	2番 野口 繁君
3番 東谷 富雄君	4番 川西 元行君
5番 高木 市郎君	6番 奥野 忠君
7番	8番 鈴木 加奈子君
9番 池之山 公一君	10番 森本 美三男君
11番 小林 豊君	12番 前川 夫君
13番 世古 欽史君	14番 小林 一則君
15番 風口 尚君	16番 中野 勇君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 15名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長 辻村 修一君 助 役 坪井 信義君	
教 育 長 見並 健一君	
総務統轄 中郷 徹君	税務住民統轄 林 裕紀君
生活福祉統轄 辻 誠君	上下水道統轄 小林 一雄君
建設統轄 前田 浩三君	病院老健統轄 田間 宏紀君
教育次長 松田 幸一君	農林商工統轄 田畑 良和君
政策財政責任者 中村 元紀君	総務公室責任者 田村 優君
福祉年金保険責任者 見並 智俊君	
教育委員長 松田 隆作君	監査委員 松田 隆生君
9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 大南 友敬君	同書記 高井 美江君
同書記 中川 泰成君	
10. 提出議案
- 日 程
- 第 1. 会議録署名議員の指名

- 第 2 . 議案第 2 号 玉城町副町長の定数を定める条例の制定について
(討論・採決)
- 第 3 . 議案第 3 号 玉城町に収入役を置かない条例の廃止について
(討論・採決)
- 第 4 . 議案第 4 号 玉城町行政組織条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 5 . 議案第 5 号 組織改革等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について (討論・採決)
- 第 6 . 議案第 6 号 玉城町職員定数条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 7 . 議案第 7 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 8 . 議案第 8 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
(討論・採決)
- 第 9 . 議案第 9 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
(討論・採決)
- 第 10 . 議案第 10 号 三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について (討論・採決)
- 第 11 . 議案第 11 号 三重県市町職員退職手当組合理約の変更に関する協議について (討論・採決)
- 第 12 . 議案第 12 号 三重県自治会館組合理約の変更に関する協議について
(討論・採決)
- 第 13 . 議案第 13 号 三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について (討論・採決)
- 第 14 . 議案第 14 号 三重地方税管理回収機構の規約変更に関する協議について (討論・採決)
- 第 15 . 議案第 15 号 わたらい老人福祉施設組合理約の変更に関する協議について (討論・採決)
- 第 16 . 議案第 16 号 伊勢広域環境組合理約の変更に関する協議について
(討論・採決)
- 第 17 . 議案第 17 号 菊狭間環境整備組合理約の変更に関する協議について
(討論・採決)
- 第 18 . 議案第 18 号 伊勢地域農業共済事務組合理約の変更に関する協議について (討論・採決)
- 第 19 . 議案第 19 号 町道の認定について (討論・採決)
- 第 20 . 議案第 20 号 平成 19 年度玉城町一般会計予算 (討論・採決)

- 第 2 1 . 議案第 2 1 号 平成 1 9 年度玉城町国民健康保険特別会計予算
(討論・採決)
- 第 2 2 . 議案第 2 2 号 平成 1 9 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算 (討論・採決)
- 第 2 3 . 議案第 2 3 号 平成 1 9 年度玉城町老人保健特別会計予算
(討論・採決)
- 第 2 4 . 議案第 2 4 号 平成 1 9 年度玉城町山村振興事業特別会計予算
(討論・採決)
- 第 2 5 . 議案第 2 5 号 平成 1 9 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算
(討論・採決)
- 第 2 6 . 議案第 2 6 号 平成 1 9 年度玉城町介護保険特別会計予算
(討論・採決)
- 第 2 7 . 議案第 2 7 号 平成 1 9 年度玉城町病院事業会計予算 (討論・採決)
- 第 2 8 . 議案第 2 8 号 平成 1 9 年度玉城町水道事業会計予算 (討論・採決)
- 第 2 9 . 議案第 2 9 号 平成 1 9 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算
(討論・採決)
- 第 3 0 . 議案第 3 0 号 平成 1 9 年度玉城町下水道事業会計予算 (討論・採決)
- 第 3 1 . 議案第 3 1 号 工事請負契約の変更について (追加議案)
- 第 3 2 . 議案第 3 2 号 工事請負契約の変更について (追加議案)
- 第 3 3 . 議案第 3 3 号 平成 1 8 年度玉城町一般会計補正予算 (第 5 号)
(追加議案)
- 第 3 4 . 議案第 3 4 号 平成 1 8 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号)(追加議案)
- 第 3 5 . 議案第 3 5 号 平成 1 8 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計
補正予算 (第 2 号)(追加議案)
- 第 3 6 . 議案第 3 6 号 平成 1 8 年度玉城町老人保健特別会計補正予算
(第 3 号)(追加議案)
- 第 3 7 . 議案第 3 7 号 平成 1 8 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算
(第 4 号)(追加議案)
- 第 3 8 . 議案第 3 8 号 平成 1 8 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予
算 (第 3 号)(追加議案)
- 第 3 9 . 議案第 3 9 号 平成 1 8 年度玉城町介護保険特別会計補正予算
(第 2 号)(追加議案)
- 第 4 0 . 議案第 4 0 号 平成 1 8 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
(追加議案)

- 第41．議案第41号 平成18年度玉城町水道事業会計補正予算(第3号)
(追加議案)
- 第42．議案第42号 平成18年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)(追加議案)
- 第43．議案第43号 平成18年度玉城町下水道事業会計補正予算(第3号)
(追加議案)
- 第44．発議第3号 玉城町議会委員会条例の一部改正について(追加議案)
- 第45．発議第4号 閉会中の継続審査の申し出について(追加議案)

(午前9時00分 開会)

議長(浅野仁君)只今の出席議員数は15名で定足数に達しております。

よって、平成19年第2回玉城町議会第4日目の会議を開会致します
本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

議長(浅野仁君)日程第1．会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議
録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において

2番 野口 繁君 3番 東谷富雄君

の2名を指名致します。

議長(浅野仁君)次に、日程第2．議案第2号 玉城町副町長の定数を定める
条例の制定についてを議題と致します。これより討論・採決を行ないま
す。 本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより、本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の
諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、日程第3．議案第3号 玉城町に収入役を置かない
条例の廃止についてを議題と致します。これより討論・採決を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の

諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、日程第4・議案第4号 玉城町行政組織条例の一部改正について乃至 日程第5・議案第5号 組織改革等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを一括議題と致します。これより各議案ごとに討論・採決を行います。

まず、議案第4号 玉城町行政組織条例の一部改正についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第5号 組織改革等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、日程第6・議案第6号 玉城町職員定数条例の一部改正について乃至、日程第9・議案第9号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを一括議題と致します。これより各議案ごとに討論・採決を行います。

まず、議案第6号 玉城町職員定数条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(討 論 省 略) の 声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に 議案第7号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第8号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第9号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、日程第10、議案第10号 三重県市町職員退職

手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について乃至日程第18・議案第18号 伊勢地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議についてを一括議題と致します。これより各議案ごとに討論採決を行います。

先ず、議案第10号 三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第11号 三重県市町職員退職手当組合規約の変更に関する協議についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第12号 三重県自治会館組合規約の変更に関する協議についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第13号 三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する

る協議についての討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第14号 三重地方税管理回収機構の規約変更に関する協議についての討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第15号 わたらい老人福祉施設組合理約の変更に関する協議についての討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第16号 伊勢広域環境組合理約の変更に関する協議についての討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第 17 号 菊狭間環境整備組合規約の変更に関する協議についての討論を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第 18 号 伊勢地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議についての討論を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、日程第 19 . 議案第 19 号 町道の認定についてを議題と致します。これより討論を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、日程第 20 . 議案第 20 号 平成 19 年度玉城町一般会計予算乃至日程第 30 . 議案第 30 号 平成 19 年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題と致します。只今一括議題となりました各議案につい

てはそれぞれ予算特別委員会に付託され審査が終了し委員会審査報告書が提出されております、これより予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長 小林一則君

予算特別委員長（小林一則君）議長より予算特別委員会審査の報告を求められましたのでご報告を致します。予算特別委員会に付託されました。議案第20号 平成19年度 玉城町一般会計予算乃至、議案第30号平成19年度 玉城町下水道事業会計予算についての委員会審査を、去る3月12日午前9時より第4会議室におきまして、議長、町長、助役、教育長及び関係統轄、並びに関係責任者の出席のもと委員全員出席の上、審査を実施致しました。予算特別委員会審査は14名の委員によりまして午後4時30分まで慎重に審査が行われましたので審査の内容につきましては、省略させて頂き後日委員会会議録をご高覧賜わりたいと思います。それでは、審査結果の報告を致します。はじめに、議案第20号 平成19年度玉城町一般会計予算につきまして、質疑を終了し討論はなく、採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成19年度玉城町国民健康保険特別会計予算につきましては、質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成19年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、質疑を終了し、討論はなく採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成19年度玉城町老人保健特別会計予算につきましては、質疑、討論はなく採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成19年度玉城町山村振興事業特別会計予算につきましては、質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成19年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、質疑、討論はなく採決の結果挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成19年度玉城町介護保険特別会計予算につきましては、質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成19年度玉城町病院事業会計予算につきましては、質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成19年度玉城町水道事業会計予算につきましては、質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手多数で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成19年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算につきましては、質疑、討論はなく採決の結果挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成19年度玉城町下水道事業会計予算につきましては、質疑、討論はなく採決の結果挙手全員で、原案とおり可決されました。

以上、予算特別委員会に付託されました議案の審査結果報告と致します。

議長(浅野仁君) 以上で、予算特別委員長の報告は終わりました。お諮り致します。予算特別委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって予算特別委員長の報告に対する質疑を省略致します。

これより各議案ごとに討論・採決を行います。

先ず、議案第20号 平成19年度玉城町一般会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(浅野仁君) 次に、議案第21号 平成19年度玉城町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されま

した。

議長（浅野仁君）次に、議案第22号 平成19年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（浅野仁君）次に、議案第23号 平成19年度玉城町老人保健特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（浅野仁君）次に、議案第24号 平成19年度玉城町山村振興事業特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（浅野仁君）次に、議案第25号 平成19年度玉城町農業集落排水事

業特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第26号 平成19年度玉城町介護保険特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第27号 平成19年度玉城町病院事業会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第28号 平成19年度玉城町水道事業会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。
本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第29号 平成19年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。
本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第30号 平成19年度玉城町下水道事業会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。
本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)これより追加議案の審査を行います。

日程第31. 議案第31号 工事請負契約の変更についてを議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)議案第31号 工事請負契約の変更について提案理由を申し上げます。野篠地区周辺雨水排水路工事その2につきまして、変更請負契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。なお、詳細につきまして

しては、建設統轄から説明を致させます。

議長（浅野仁君）建設統轄 前田浩三君

建設統轄（前田浩三君）議案第31号 工事請負契約の変更について補足説明を申し上げます。工事名につきましては、町長からの提案説明にありましてとおり野篠地区周辺雨水排水路工事その2でございます。位置図をお願い致したいと思います。位置図につきましては、右側が北となっておりますのでよろしくお願いを致します。施行場所につきましては、京セラミタ玉城工場拡張造成地より、下流側におきまして外城田川までの赤色で示しました部分が今回の対象のものでございます。議案資料の方をお願い致します。工事名でございますが、先に申し上げましたとおり野篠地区周辺雨水排水路工事その2でございます。工事場所は野篠地内、工期は平成18年11月30日から本年3月20日まででございます。施行業者につきましては、住所、伊勢市黒瀬町917番地163 名称 丸宗、竜川、中浦、山上、特定建設工事共同企業体、代表が株式会社 丸宗土建代表取締役川本幸宏でございます。変更内容につきましては当初契約7千665万円に対しまして、266万9千100円を増額し契約額を7千931万9千100円とするものでございます。尚、只今の金額につきましては、消費税及び地方消費税の額を含んでおりますのでよろしくお願いを致します。工事概要について説明を申し上げます。概要の下から2行目、舗装工でございますが今回、排水路沿いに農道が走っており舗装がされていたことから、当初設計では影響範囲を道路センターから水路側として舗装復旧を予定いたしておりました。水路工の資材搬入及び据付に20トン級のクレーンが必要となり舗装に対し荷重超過となったことから、舗装を全面復旧とし面積376㎡を追加した内容となっております。尚、概要の一番下の用水路工につきましても、同様の原因におきまして道路沿いの用水路に破損並びにひび割れが生じたことにより復旧をするものでございます。その他、水路工におきまして既製品使用で設計をしておりますが、使用製品の大きさの変更と延長を0.5メートル伸びましたことによりまして変更を致しております。尚、その内容につきましては、資料の平面図、縮小をかけておりますので若干見えにくいかと思いますが、その中の平面図の下の部分でございますが、お示しをしておりますのでよろしくお願いを致します。以上、補足説明とさせていただきます。

議長（浅野仁君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。発言を許します。8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）今、説明を伺った分けてございますが、その中に20トン級の車両が入るといった話だったのですが、それは、この雨水排水路工事或は、工場拡張に伴います周辺道路の工事のために入った車によって破損を

生じたというものなのですか、それとも、この京セラミタ工場の拡張造成工事のために入った車によるものですか。お伺い致します。

議長（浅野仁君）建設統轄 前田浩三君

建設統轄（前田浩三君）クレーンにつきましては、この雨水排水路工事におきまして水路工という名称で図面でお示しをさせて頂いておりますが、そちらにL型組み立て水路というのを採用させて頂いております。その材料の1個あたりの重量が約3400kgございます。クレーンにつきましては約3倍の吊り下げ加重のあるものということで、設計におきましては11トン級のクレーンを採用させて頂きました。しかし、現場におきましては、現場の幅員が狭い、又クレーンにつきましてはブームを伸ばすわけですが、ブームの延長した業績での吊り下げにつきましては、10トン級では対応が出来なかったという事で、20トン級のクレーンを現地で使用しております。そういったことで、この雨水排水路工事にかかります使用機種を変更したことによりまして舗装に影響が出たといったことでございます。他の工事が使用したということではございません。以上でございます。

議長（浅野仁君）8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）この道路の舗装を致しますとその後は、町道6号線についてもそうですが、この拡張工事にあたりまして車の出入りというものが生じるのではないかと、そのときには又、破損を生じるということもおこるのではないかと思います。そのときにはどうするのですか。そして又、これは京セラミタ工場拡張に伴いまして、この度出されておりますこの元にありますところの工事というのは、雨水排水路工事であります。京セラミタ工場の造成に伴って生じたものであります。ですから当初から私は、これは会社と話し合っただけで会社にも負担をしてもらうべきだと、このように主張をしてきたところでありますが、この場に及びまして又、増額をする工事費の追加をするという事でありましたので、とても不審にも思いますし今後のことを考えますとどうなんだろうかと、今、舗装をされていていいんだろうかということ、思いますので質問致します。

議長（浅野仁君）建設統轄 前田浩三君

建設統轄（前田浩三君）今回の変更の対象の部分につきましては、旧来からの農道舗装がしてございます。それにつきましては舗装の復旧でございます。先程の、野篠第6号線舗装工事といったことで合わせてご質問がございましたが、そちらにつきましては、別途工事の町道野篠第6号線他、道路改良工事におきまして、町道の基準を持ちまして舗装をいたすようにしておりますので、今回の舗装復旧とは別途、別工事の処理をさせていただくように当初からお願いをしておりますのでよろしくお願いを致します。

議長（浅野仁君）他に、質疑はございませんか。13番 世古欽史君
13番（世古欽史君）先の鈴木議員のご質問、この地図が良く分からないので
こういう質問が出たと思いますが、本当に農道なのです。ああいう場所で、
こういう工事をやる時に、これだけの溝を入れるやで、もともとこれぐらい
の車両が入れるのかどうかという検討も近いとこやのに、例えば、統轄なり
業者の方と現場も行っているはずなのに、何であんな工事を後でやるのかと
私も不思議に思っていました。丁度同じ時期に、民間であります中部電力が、
京セラへの鉄塔を立てております。事前の工事がすごくお金がかかっていま
す。農道にズーッと鉄板をどれぐらいありますか。2～300メートルありま
すか。大きな鉄板をきっちり引き締めて10トン車が田んぼを借りたのか
迂回をしてそれでていくと、先ず、事前の準備がきちっとされた上で後は
着々と進んでいく。こちらの工事を見ていると特に工事の内容は専門でない
ので分かりませんが、私、毎日通っているのですが、何でこの工事であれが
最初から見込まれていなかったのかと、今回100mの用水路と舗装工につい
て、こういうのはやっぱりもう少し最初の設計の段階でその周辺のこととか。
さっきレッカーのようなことをいって見えました。が現実には、吊り下げのつ
いた油圧ショベルの大きなもので、田んぼから殆ど入れてましたが最後は結局
バランスが違って見えたように大きな暗渠ですから、たぶん道の上ののって
作業をする。当然その道は本当に農機具ぐらいが通るような舗装でした。で、
それと、もともとあの道にそういうレッカー車等が進入をして工事をする
と言う考えが甘かったのではなかったかと思えます。今後は充分気をつけて頂
きたいと思いますが、その辺についてなにかお答えがありましたら願います。

議長（浅野仁君）建設統轄 前田浩三君

建設統轄（前田浩三君）只今の世古議員のご指摘のとおりでございます。以
後、充分調査研究を致しまして今後の工事の発注につきましては、留意した
いと考えております。以上でございます。

議長（浅野仁君）他に、質疑はございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

先ず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（浅野仁君）次に、日程第32・議案第32号 工事請負契約の変更についてを議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第32号 工事請負契約の変更について提案理由を申し上げます。農業集落排水施設三郷・昼田地区第2工区（小社）管路施設工事について変更請負契約を締結する必要が生じたので、地方自治法96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。尚、詳細につきましては、上下水道統轄から説明いたさせます。

議長（浅野仁君）上下水道統轄 小林一雄君

上下水道統轄（小林一雄君）それでは、議案第32号、工事請負契約の変更について補足説明を申し上げます。議案第32号資料をご覧ください。農業集落排水施設三郷・昼田地区第2工区小社管路施設工事におきまして、5番目の変更の内容で工事精算を見込み、既契約金額9千246万1千950円に今回変更契約金額と致しまして305万5千500円を増額いたしまして、合わせて9千551万7千450円いずれも消費税及び地方消費税を含んだ金額をお願いをいたすものでございます。6番目の工事概要ですが、変更の内容と致しまして、公共柵追加設置希望があり管路工事で11.77mの増、マンホール工・取り付け工・公共柵工で各1箇所増であります。又、舗装本復旧工で幅員等の変更により184.1㎡の増額をお願いをするものでございます。資料2番目に舗装平面図をつけております。以上簡単でございますが補足説明と致します。よろしくをお願いを致します。

議長（浅野仁君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。発言を許します。8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）公共柵が1個増えたという事ですが、新しくお家を建てられた或は、住宅を建てようと計画をなさる方でもあって増えたのでしょうか。それとも数え間違いをしていたのでしょうか。お伺い致します。

議長（浅野仁君）上下水道統轄 小林一雄君

上下水道統轄（小林一雄君）この柵設置希望の申し込みについては、将来的に宅地等に活用したいということで、申し込み希望がございまして1個増という事でございます。

議長（浅野仁君）他に、質疑はございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

先ず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁)次に、日程第33・議案第33号 平成18年度玉城町一般会計補正予算(第5号)乃至日程第43・議案第43号 平成18年度玉城町下水道事業会計補正予算(第3号)を一括議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)議案第33号 平成18年度玉城町一般会計補正予算(第5号)について提案理由を申し上げます。今回提案申し上げます一般会計補正予算につきましては、年度末を迎え各予算科目において調整をいたし、歳入歳出それぞれ2千960万円を減額し、歳入歳出予算総額を42億6千40万円とするものであります。歳入の主なものと致しましては、町民税において、個人、法人の見込み減で649万9千円の減額、たばこ税の500万円の増額など町税全体で89万5千円の減額となっております。譲与税、交付金につきましては、収入見込みの過不足調整を致したもので、地方消費税交付金407万円の増額、地方交付税の追加交付による500万円の増額などです。国庫支出金においては、障害者制度改正に伴う身体障害者保護費国庫負担金486万2千円の増額及び、心身障害者福祉費国庫補助金559万4千円の減額、20年度から始まる後期高齢者医療制度の創設準備事業国庫補助金371万5千円の新規計上、地方道路整備臨時交付金660万円の減額などですが、後期高齢者医療創設準備事業補助金については、国の補正予算によるもので、新規に計上をしておるものでございます。県支出金におきましては、国同様に障害者制度改正の伴う、身体障害者保護費県負担金の増額、及び心身障害者福祉費県補助金の減額など、各事業の精査を致しております。そのほか、後年度の負担軽減のため、基金繰入金で財政調整基金から1億4千500万円を繰り入れ、地方債に計上した、減収補てん債1億6千万円を減額致しております。その他の地方債につきましては、事業精査による減額で2千210万円を減額いたしております。次に、歳出の主なものと致しましては、総務費、総務管理費、財産管理費で各方面の方々から福祉にご寄付いただいた寄付金を、地域福祉基金に積み立てを致しております。民生費、社会福祉費、社会

福祉総務費で、後期高齢医療制度の創設に伴う、システム導入委託料 1 千 281 万円、備品購入費 111 万 7 千円の新規計上、及び国民健康保険事務費繰り出し金 570 万円介護保険特別会計繰り出し金の内職員給与費 251 万円の増額につきましては、国の補正予算に伴うもので、事業実施時期の関係から 19 年度に繰り越して事業を実施いたしたいと考えています。心身障害者福祉費においては、事業の精算見込みにより 756 万 7 千円の減額をしております。民生費、児童福祉費における減額は、育児休業などに伴う職員給与費等の減額が主なものです。農林水産費では、農業費、農地費における県営事業関係負担金の減額によるものです。土木費では、道路橋梁費、道路新設改良費において、町道中楽朝久田線の用地取得に伴う相続の関係から事業の進捗が見込めず、事業費を減額し、土地購入費から工事請負費に予算を組み替え、19 年度に繰り越し、事業を実施しようとするものです。消防費では常備消防費において、広域消防委託料 292 万円の増額などです。諸支出金では、病院事業会計・介護老人保健施設事業会計、及び公共下水道事業会計への繰り出し金の増額で 5 千 866 万 3 千円増額計上いたしております。又、公共下水道事業会計については、事業の関係上やむを得ず完了しない見込みのため、一部を翌年度に繰り越すことといたしてございます。以上、詳細につきましては、助役から説明を致させます。

次に、議案第 3 4 号 平成 1 8 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、年度末を迎え、事業実績をもとに予算の内容を精査を致しました。その結果、歳入歳出それぞれ 800 万 4 千円を追加し、予算総額を 11 億 5 千 115 万円とするものでございます。その主なものとして、後期高齢者医療制度に伴う医療給付費分電算委託料 972 万 3 千円を増額し、この額を翌年度へ繰り越す予算としております。なお、詳細につきましては、生活福祉統轄から説明を致させます。

次に、議案第 3 5 号 平成 1 8 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、主に一時借り入れ金の利子の減額によるもので、歳入、歳出それぞれ 1 9 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算総額を 3 千 578 万 6 千円とするものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。補足は省略させていただきます。

次に、議案第 3 6 号 平成 1 8 年度玉城町老人保健特別会計補正予算（第

3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を迎え、予算の内容を精査致しました。その結果、歳入歳出それぞれ3千790万2千円を減額し、予算総額を9億5千608万3千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、生活福祉統轄から説明を致させます。

次に 議案第37号 平成18年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、決算見込みにより、各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出それぞれ178万3千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ、5千568万6千円とするものであります。なお、詳細につきましては、農林商工統轄から説明を致させます。

次に、議案第38号 平成18年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ911万3千円を減額し、予算総額を1億6千540万円とするものであります。その主なものは、歳入で一般会計繰入金及び事業債の減額、歳出で工事請負費等各科目を精査であります。なお、詳細につきましては、上下水道統轄から説明を致させます。

次に、議案第39号 平成18年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を迎え、事業実績に合わせ、予算内容を精査いたしました。その結果、保険給付費等の増加に伴い、歳入歳出それぞれ1千830万5千円を増額し、予算総額を8億389万5千円と致すものでございます。なお、詳細につきましては、生活福祉統轄から説明いたさせます。

次に、議案第40号 平成18年度玉城町病院事業会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控え事業実績をもとに精査を致したものでございます。予算調整を行うもので、収益的収支において、収入で6千543万1千円の減額、支出で453万1千円の増額をするものであります。また、資本的収支におきましては、収入で他会計負担金1万6千円の減額と、支出で建設改良費3万2千円の減額をするものであります。なお、詳細につきましては、病院老健統轄から説明致させます。

次に、議案第41号平成18年度 玉城町水道事業会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、業務の予定量で年間給水量の増加を見込むとともに、予算の調整を行うもので収益的収支の収入で、816万5千円の増額と、支出で営業費用など710万円を減額するものです。又、資本的収支においては、収入で拡張工事負担金収入など385万8千円の減額、支出においては建設改良費など2千125万円を減額するものであります。

なお、詳細につきましては上下水道統轄から説明を致させます。

次に、議案第42号平成18年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、事業実績をもとに精査を致し、年間予算の調整を行うもので、収益的収支において施設事業収益で999万円減額し、施設事業費用で1千963万8千円を減額するものであります。又、資本的収支におきましては、収入で3万9千円増額、支出で249万9千円の増額をするものでございます。なお、詳細につきましては、病院老健統轄からの説明を致させます。

次に、議案第43号 平成18年度玉城町下水道事業会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算の調整を行うものであり、収益的収支において、収入で112万3千円の減額、支出において308万7千円を減額するものであります。また資本的収支においては、収入で企業債等8千998万円の減額、支出で建設改良費9千772万9千円の減額を行うものであります。

なお、詳細につきましては、上下水道統轄から説明を致させます。

以上でございます。どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

議長(浅野仁君) 10時5分まで休憩いたします。

(9時56分 休憩)

(10時 5分 再開)

議長(浅野仁君)再開致します。休憩前に引き続き補正予算に対する提案理由の説明を続けます。助役 坪井信義君
助役(坪井信義君)議案第33号 平成18年度玉城町一般会計補正予算(第5号)につきまして補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

議長（浅野仁君）生活福祉統轄 辻 誠君

生活福祉統轄（辻 誠君）それでは、所管を致します、3議案につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、議案第34号 平成18年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして補足説明を申し上げます。

（補正予算書朗読方々説明する）

次に、議案第36号 平成18年度玉城町老人保健特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明を申し上げます。

（補正予算書朗読方々説明する）

次に、議案第39号 平成18年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を申し上げます。

（補正予算書朗読方々説明する）

議長（浅野仁君）農林商工統轄 田畑良和君

農林商工統轄（田畑良和君）それでは、議案第37号 平成18年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第4号）につきまして補足説明を申し上げます。

（補正予算書朗読方々説明する）

議長（浅野仁君）上下水道統轄 小林一雄君

上下水道統轄（小林一雄君）それでは、所管をいたします3議案について補足説明を致します。まず、議案第38号 平成18年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明を申し上げます。

（補正予算書朗読方々説明する）

次に、議案第41号 平成18年度玉城町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして補足説明を申し上げます。

（補正予算書朗読方々説明する）

次に、議案第43号 平成18年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして補足説明を申し上げます。

（補正予算書朗読方々説明する）

議長（浅野仁君）病院老健統轄 田間宏紀君

病院老健統轄（田間宏紀君）それでは、所管いたします議案第40号及び、議案第42号につきまして補足の説明を申し上げます。

先ず、議案第40号 平成18年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を申し上げます。

（補正予算書朗読方々説明する）

続きまして、議案第42号 平成18年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。

（補正予算書朗読方々説明する）

議長（浅野仁君）提案理由の説明は終わりました。これより各議案に対する質疑・討論・採決を行います。

先ず、議案第33号 平成18年度玉城町一般会計補正予算（第5号）についての質疑を行います。発言を許します。13番 世古欽史君

13番（世古欽史君）48ページ衛生費、委託料ISO14001認証維持業務委託料32万円減になっております。この理由をお尋ね致します。

議長（浅野仁君）生活福祉統轄 辻 誠君

生活福祉統轄（辻誠君）ISOの認証維持にかかります委託料の減額でございますが、ISOの関係で平成14年から認証を取得し環境のためという事で庁舎内で経費の合理化といたしますか、光熱費、又コピーの使用そういうふうなものをずーとやってきたわけでございますが、これにかかります14年から今日までの事業の中で職員その旨が定着したであろうという事で、この認証につきましては、継続を取りやめたという事で減額をするものでございます。よろしくお願いを致します。

議長（浅野仁君）13番 世古欽史君

13番（世古欽史）そうすると4年間過ぎて、大体効果がそれなりに浸透したということで、これは各市町村も取り上げて更新が大変でということらしいですが、もう今後は、玉城町は上げないということですね。分かりました。

議長（浅野仁君）他に、ございませんか。8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）24ページ、県の支出金として子どもと親の相談員調査研究委託金とありまして、小学校費の方におきましてこれがでておりますが、確か、下外城田小学校といわれたような気がしますが、子どもと親の相談員調査研究委託金とこの名称だけ見ているとわかるような、分からんような感じでございますが、実際問題として何を委託して誰に頼んで、どんな調査をしているのですか。したのですか。お伺い致します。

議長（浅野仁君）教育次長 松田幸一君

教育次長（松田幸一君）24 ページの子どもと親の相談員調査研究委託金でございますが、これにつきましては、三重県の県からの委託事業という事でございます。これにつきましては、歳出の方で 63 ページに上がっておりますが、今までに県の委託事業という事でありますので、心の相談委員にあたっていただいております。調査研究という名前にはなっておりますが、現実問題子どもと親に対します相談業務を実施してもらっておるのが現状でございます。これにつきましては、全体で 32 時間程度、3 万 2 千円の委託金の収入を得まして 3 万 2 千円の支出ということになっておりますので、その範囲内の相談業務を実施するという事になっております。以上です。

議長（浅野仁君）他に、質疑はございませんか。11 番 小林豊君

11 番（小林豊君）38 ページ社会福祉費委託料の中で、後期高齢者医療システム導入委託料 1 千 281 万円上がっておりますが、これに対する国庫補助金というのは 20 ページの民生費国庫補助金ということで 371 万 5 千円国のほうからもらえると思うのですが、その下の備品購入費も関連してくるかわかりませんが、再度この後期高齢者医療制度の説明をもう少しいただきたいのと、システム導入にあたりましてどのようなシステムを導入されるのか、後、備品はどのようなものを買われるのか説明頂きたいと思います。

議長（浅野仁君）生活福祉統轄 辻 誠君

生活福祉統轄（辻誠君）後期高齢者の事業の概要というふうなことをふまえてのお尋ねかと承知をしたわけでございますが、議員ご承知のように、後期高齢者医療制度につきましては、20 年 4 月から事業運営をすることになってございまして、その設立準備委員会、設立につきましては本年 2 月 1 日に設立されたところでございます。又、その運用にかかります議員につきましても玉城町を代表致しまして、町長がその広域連合三重県 29 市町で構成をいたします広域連合の議員として出ていただくわけでございます。又この制度につきましては、老人保健法が 20 年 4 月には医療の過去に関する法律というような名称の変更にもなっております。又 75 歳以上の方、全てが入る保険制度というふうなことで、後期高齢者医療制度というわけでございます。これにかかります国からの補助そういうふうなことで、国保会計なり、介護保険の会計でも補助を受けながらそのシステムの改修にかかるところでございまして、それにかかりますシステム改正にかかる経費として 1 千 281 万円をお願いするものでございます。又、備品購入等につきましては、クライアントシステムなりプリンター等購入をするという事で、20 年 4 月に円滑に実施が出来るような準備体制を構築するものでございます。

ので、本年この時期に補正をお願いするものでございます。

議長（浅野仁君）他に、ございませんか。8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）只今の、後期高齢者医療システム所謂、国民健康保険から75歳以上のお年寄りを締め出し別がけでやるという厳しい保険制度に突入をしていくわけでございますが、そうしますと只今は、老人保健会計がありますけれども、これがそっくりそのまま後期高齢者になっていくという事で、この会計が玉城町としてなくなるという事でしょうか。今後はどうなっていくのですか。20年4月からのことですか。

議長（浅野仁君）生活福祉統轄 辻 誠君

生活福祉統轄（辻誠君）老人保健の会計全般について、お尋ねという事で承知をしたわけでございますが、これにつきましては、20年4月から事業を実施、そちらの方に移行をします。ただし保険の性格上、診療報酬とかそういうかかるものの受け入れ、又、精算業務がございますので、その会計につきましても事業実施後1~2年の間は継続して特別会計の中で、ご審議いただくかというふうな承知をいたしてございますがそれ以降につきましては、この会計から、後期高齢者医療制度で一本化されるというふうに認識をいたしておりますのでよろしくお願いを致します。

議長（浅野仁君）8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）誠に大変な時代を高齢者を迎えるということをおもうわけでございますが、では次に、20ページの心身障害者福祉費国庫補助金の自立支援法発足して半年の経過の中で、自治体からもそれから障害者からも障害者団体、それから障害者に対応する施設の方々からも大変な議論も出まして大きな運動になった結果です。この見直しが半年たたないうちにやらんならんとというような、手直しをせんらんとという事態になった。それに伴って20ページの障害者自立支援費給付費国庫負担金ここには2千89万1千円とありますが、そのほかに新たなる施策に対するものが入ってきていると思っておりますが、わが町で行います事業があると思っておりますので、まとめて再度の具体的なご説明を伺っておきたいと思っております。32ページで総務費レジスター設定手数料があるわけですが、これは各窓口レジスターを7台設定する。これについては、安全という問題でそこから職員が離れられないことになるのではないかとという問題で、どのように安全対策を考えているのか。よからぬ気持ちを誘発されているようなそういうことにならないように、しなければならぬと思っておりますが、その点でお聞かせを頂いておきたいと思っております。

議長（浅野仁君）福祉年金保険責任者 見並智俊君

福祉年金保険責任者（見並智俊君）先程のご質問の件で身体障害者施策につ

いての補助金の件でお答えをさせていただきます。先ほどご質問のありました内容でいきますと、これは平成 18 年 4 月に導入されました障害者自立支援法の、導入 1 割負担という制度が制定されたわけですが、その後見直しにより 20 ページの中で障害者自立支援費給付費国庫負担費というふうなことで、新設を上げさせていただいたところが、その影響ではないかというふうな、ご質問であろうかと思えます。実際のところにつきましては、平成 18 年度の当初予算におきまして、従来ですと支援費制度というふうな制度がございました。それと 18 年 4 月以降につきましては、障害者自立支援法というふうなことで、法律が大きく変わりました、本来でしたらこの辺をきちっと立て分けをさせて頂いて予算配分をさせて頂くというのが、本意でございましたがなにせ、18 年から新しい施策が導入されたというふうなことで、当初この障害者自立支援給付費におきましては、計上しておらず従来为国庫負担制度の予算計上科目において予算を上げておりました。そういったことから今回の補正予算におきましては、従来それぞれの国庫負担金、県費についても同様でございますが、それぞれ新法によります障害者自立支援給付費への移行というふうな形での予算計上となっております。これにつきましては、本来 12 月の段階におきまして、補正予算を行うというものでございましたが、大変こちらの事務処理の方が遅れておりましたして今回 3 月補正におきましてお願いするものでございます。

議長（浅野仁君）総務統轄 中郷 徹君

総務統轄（中郷徹君）レジスターの手数料についてでございますが、このことにつきましては、レジスター 7 台購入という事で、予定をいたしておるところでございます、これにかかりまして手数料等の項目、それからそれを取り扱い致します部署、担当の職員こういったことについて徹底をいたしておく必要がございます。その機械に打ち込みましたデータについてこれをパソコンに取り込みまして 1 日の集計をしていく。こういった作業の関係についての徹底でございます委員お尋ねのその責任は、各部署に設置を致しますレジスターごとに、取り扱いの責任者を決めましてそれぞれの部署で責任を持って管理する。こういった形で今後運営をしていきたいというふうに考えておりますし、先ほど申しましたようにその収入に対しましては、領収書を発行します際にどこの部署でこういった内容の手数料を頂戴をしたか。誰が担当したかといったことにつきましても、明らかに印字が出来るように設定を只今手がけておるところでございますので、どうかよろしく願いを致します。

議長（浅野仁君）8 番 鈴木加奈子さん

8 番（鈴木加奈子さん）今の説明でこの受け入れをする金額、20 ページの自

立支援給付費国庫負担、県負担がありますが、それについては分かりました。そうしますと、見直しにかかりますものというのは、この今年度予算というのではなく来年度の予算にかかるということなんでしょうか。今、国から打ち出されておりましたし、県としても予算をみておりますが、それは来年度という事になるのでしょうか。

議長（浅野仁君）福祉年金保険責任者 見並智俊君

福祉年金保険責任者（見並智俊君）18年度におきましても、一部県からの通達によりまして、見直しのされた部分につきましては、補助額の方を拡大しております。それと19年度におきましては、当初からその部分については、前回お話しさせて頂きましたように、当初から計上して折るという状況でございます。

議長（浅野仁君）8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）一番最初に見直しの部分のことについて、質問してあるのでそのことも説明してもらいたい。

議長（浅野仁君）福祉年金保険責任者 見並智俊君

福祉年金保険責任者（見並智俊君）今、手元に資料を持ち合わせておりませんので、後刻紙面にて報告をさせていただきます。

議長（浅野仁君）他に、質疑はございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（浅野仁君）ここで、10分間休憩いたします。

（11時12分 休憩）

（11時20分 再開）

議長（浅野仁君）再開致します。休憩前に引き続き質疑を行います。議案第34号 平成18年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の質

疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第35号 平成18年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第36号 平成18年度玉城町老人保健特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。発言を許します。

8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん)老人保健会計におきまして、医療給付費で3千721万7千円の減額という事でしております。医療制度の改悪によりまして高齢者が医者にかかるのを制限したのかと見えるわけではありますが、担当する方々と致しましては、この数値をどのようにご覧になっていらっしゃるのでしょうか。お伺いをしておきたいと思います。

議長(浅野仁君)生活福祉統轄 辻 誠君

生活福祉統轄(辻誠君)医療費の大幅な減額でございますが、一人当たりの医療費にかかるものが、所謂、診療報酬の改訂等にございまして、減額され

てきておる、一人当たりの医療費が少なくなってきておることから、こういうふうな給付費の減と、そのようになってきておるのではないかなと認識をいたしております。端的にどの医療機関におかれましても医療制度の大幅な改訂によりまして、収益が伸び悩んでおる実情かと認識をしておるところでございます。一つよろしく願いを致します。

議長（浅野仁君）8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）こういう状況が到来することは、想定されていたわけでありましたが、そのために自民公明政府によりましてところの現政府によりまして、こういう悪い事をやられたわけでございますが、それにもまして医療費を抑制するということが、医療費通知ということをして国保でもそうですが、これもやっておりますが、これは今後もそんな余分なことをしようとするのでしょうか。受け取った方からはこんな余分なことをするぐらいだったら、支援する、援助してもらえようということでも考えてもらった方がええのと違うやろか。もったいないことに金を使うなとこういうふうになっておりますが、どのように考えていますか。

議長（浅野仁君）福祉年金保険責任者 見並智俊君

福祉年金保険責任者（見並智俊君）老人保健の医療費通知についてのご質問についてでございますが、当町としましては引き続き医療費通知の実施を続けていきたいというふうに考えております。これについては二つの目的がございます。一つには、医療機関からの不正請求というふうなことを保険者の目からのチェックが入るというふうな事が一つでございます。それともう1点が各それぞれの保険加入者の方におかれまして、これぐらいの医療費が一月にかかっているんだなということを知りましてそれぞれの医療費抑制に努めていただくような形での効果も得られるというふうな事から、これは必要でないかというふうなことで、こちらは考えております。

議長（浅野仁君）8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）一般質問の時間ではございませんので、一言申し上げておきたいと思っておりますけれども、あくどいやり方で高齢者からの医療費を以前から比べますと、高い医療費を徴収するという事態になっておりますしそれから、税制の改悪によりましてこの負担も上がっているということもあります。そして実際に抑制されたことから3千721万7千円という医療費給付費の減額となっていることが明らかになった分けです。それなのにまだ今後も通知は続けていくということは、承服しがたい思いでございます。又、先程、不正請求これを防ぐということも理由の一つといたしましたけれどもこれを始めて何年になるか、記憶しておりませんが、その間に医療費の不正請求は当町で見つかったことは何件ありましたか。お伺い致します。

議長（浅野仁君）福祉年金保険責任者 見並智俊君

福祉年金保険責任者（見並智俊君）当町におきましては、国民健康保険、老人保健の共通のレセプト点検員というものを配置しております。その中で毎月レセプトの不正請求もあれば、病院の方の誤って出してしまうというふうなことで修正をお願いするというふうな部分もございまして、老人保健の場合ですと大体一月に30件から40件ほどあるように、こちらの方は聞いております。以上です。

議長（浅野仁君）他に、質疑はございませんか

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（浅野仁君）次に、議案第37号 平成18年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。発言を許します。

13番 世古欽史君

13番（世古欽史君）使用料の項目なんですけど、当初予算3千599万5千円それに対して、約339万5千円1割もいきませんが、それに近い数字が減っているということでした、当然その分の一般会計の繰入金の方が増えていくという形になっているのですが、今回のこの決算はこういう数字が出たので、補正予算については、何ですけれどもこの間に、何か、入場者の方の数を増やすような、施策とかいろんなことを当然やって見えたと思いますが、その辺、少しずつ出している、19年度の予算においても又200万ぐらい減っている。この200万は補正前の額に対して200万でしたから実質18年の補正予算から来た数字になると、また額もこの分もプラスされるという事で段々幅が大きくなってきているので、19年度においても又、同じような結果をだすのではないかというような気がします。何か策をして見えるのでしたらお尋ねしたいと思います。

議長（浅野仁君）農林商工統轄 田畑良和君

農林商工統轄（田畑良和君）当初予算におきまして、使用料3千599万5千

円、お願いを致しました。この見積り額といたしますのは、実際のはじき出した数字プラス努力目標を入れております。今回補正減をしまして3千260万といたしますのは、4月からの実績を拾ってきまして、3月最終決算で3千260あたりで、締めくくれるのではないかと数字でございますので、単にこれを比較して339万5千円を減額しておりますが、当初は先程申しましたように努力目標が多少入っております。それじゃ日頃どういう努力をしているのかということですが、遅ればせながらでしたが喫煙室の設置を済ませていただきました。利用される方には好評を頂いているという事でございますし、年間通じまして利用者の方から苦情といたしますか、指摘といたしますか。そういうことも頂いておりますので、そのことにつきましても出来る限り応えさしてもらってきたつもりでおります。それにつきましては、浴槽なりのこと、又、待合といたしますかホールの関係、そのあたりで応えさせてきたつもりでおりますし、後、外的には看板とか、いろんなことは、以前に続いて出してもらっております。以上です。

議長（浅野仁君）13番 世古欽史君

13番（世古欽史君）大体、こういうとことというのは、どちらかというところとか来てくれるというそういう逆算の数とか、これぐらいの概算を役場はつかんで見えるのですか。

議長（浅野仁君）農林商工統轄 田畑良和君

農林商工統轄（田畑良和君）年間といいましたが、私も殆ど毎日といたしますか、向うの現場へ行っておりますが、4月当初見込みをしましたものと現状を私なりに比較を致しますと、大人の方で多少減少気味、それから老人の方が若干増えておるといふうなことで、全体としては大きな差はございませんが、傾向として大人の方が減りまして、老人の方が増えておるといふのが現状でございます。見込みとしましては、やはり、向うへ行きますと毎日来てくれる方も何名かお見えです。現場管理をしておるものから聞きますと、固定して来て頂く方が多いといふうなことは、聞いておりますし地理的に言いますと志摩方面、北の方ですと中勢方面、遠くへ行きますと県外愛知県、岐阜県といふうな所からも、私いろいろ聞きますと高速を利用して来ました。尾鷲の方から来ましたとか、そういうふうな方もお見えです。

議長（浅野仁君）他に、質疑はございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第38号 平成18年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第39号 平成18年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第40号 平成18年度玉城町病院事業会計補正予算(第2号)の質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。
先ず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第41号 平成18年度玉城町水道事業会計補正予算(第3号)の質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第42号 平成18年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)の質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、議案第43号 平成18年度玉城町下水道事業会計

補正予算（第3号）の質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（浅野仁君）次に、日程第44．発議第3号 玉城町議会委員会条例の一部改正についてを議題と致します。ただちに、提出者2番 野口繁君の趣旨説明を求めます。2番 野口繁君

2番（野口繁君）失礼致します。お手許に配布させて頂いております玉城町条例第10号 玉城町議会委員会条例の一部改正する条例についての、趣旨説明をさせて頂きます。議題となりました発議第3号 玉城町議会委員会条例の一部改正につきまして、趣旨説明を申し上げます。今回の改正につきましては、玉城町行政組織条例の一部改正が行われることに伴う改正と同時に、この3月定例会初日におきまして、議員定数を次回一般選挙から現行の16人から2人減じ、14人とすることを議決いたしました。しかし 現行の3常任委員会では所属委員数が4人から5人となります。このことは、所管する行政の調査及び審査を目的とする、常任委員会の機能が発揮できなくなると考えております。そこで、今回現行の3常任委員会を総務産業常任委員会と教育民生常任委員会の2委員会に見直すと同時に、提案申し上げておりますように、予算及び決算についての審査手順を円滑に進めるため、予算決算常任委員会を新たに設置しようとするものでございます。なお、この予算決算常任委員会の委員定数については、今回の地方自治法の改正により、議員が複数の常任委員会に所属することが可能になったことから、その数を13人としたものでございます。なお、この改正条例の施行日でございますが、附則にございますように、この4月1日でございますが、第2条の規定につきましては、次回の一般選挙により成立した議会から適用でございます。

議員各位におかれましては、ご理解頂きましてご賛同賜りますようよろしくお願い致します。以上でございます。

議長（浅野仁君）提出者の趣旨説明は終わりました。本案につきましては、

質疑討論を省略いたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声)

只今、異議ありのお言葉が出ておりますが、この件について採決を致します。

質疑討論を省略することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数でございますので、異議を却下いたします。

これより本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、日程第45・発議第4号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題と致します。

議会運営委員長から委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定によりお手許に配付致しました申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮り致します。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

議長(浅野仁君)これを以って今期定例会に付議された案件の審議は全て終了致しました。以上をもって、平成19年第2回玉城町議会定例会を閉会致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって今期定例会は、本日を以って閉会することに決しました。

これにて平成19年第2回玉城町議会定例会を閉会致します。

閉会に当たり町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)閉会にあたり、一言お礼の挨拶を申し上げます。提案申し上げました全議案にわたりまして、大変慎重にご審議を賜り又貴重なご意見を賜り誠にありがとうございました。特に、この定例会におきましては、開会冒頭から玉城町にとりまして、或は議会にとりまして、一番重要な事柄でございます。議員定数の改正のご論議を賜り、議決を賜ったわけであ

ります。又、平成19年度いよいよスタートの当初予算編成におきましても或は、又、この18年度末のそれぞれの各会計に亘ります予算、締めくくりの予算というふうなことでありまして、大変重要な事柄につきまして、ご審議を賜りましたことを厚くお礼を申し上げたいところであります。たびたび申し上げておりますように、自治体の行財政運営大変厳しい状況になってきております。益々、地域と地域との格差、都市と地方との格差が生じていくということが予想されるわけでありまして、なんと致しましても、この競争に生き残っていかねばならないわけでありまして、そんな中で、より行政運営の面で、経費削減をはじめ、工夫を凝らしながら努力をしていかねばならないと考えておりますし、又、町の特性を活かしながら、さらに住民の皆さん方のご意見、議会の皆さん方のご意見を賜って、より活力のある安心して暮らせるまちづくりに、努力をしてまいりたいと考えておるわけでありまして、今後とも、一層のご指導ご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げます。お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(午前11時50分 閉会)